

令和6年度(同5年度実施) 公立学校教員採用候補者選考実施要項 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会合同実施

合同実施について

千葉県と千葉市は従来どおり、合同で教員採用候補者選考を実施します。

待遇面で千葉県と千葉市で異なることがあります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。



実施要項

受付期間 令和5年4月3日(月)～5月12日(金)午後5時
〈原則電子申請(インターネット)受付〉

ホームページ「令和6年度(令和5年度実施)千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の御案内」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/ninyo/r06/saiyousenkou-annai.html>

又は、下記QRコードから

小学校



中学校・高等学校



特別支援教育



養護教諭・栄養教諭



第1次選考日 令和5年7月9日(日)

選考会場 千葉会場・盛岡会場・名古屋会場・兵庫臨時会場
 (兵庫臨時会場は、小学校・中学校技術のみ。)

第2次選考日 小学校以外の志願者 令和5年8月19日(土)～21日(月)

小学校・特臨の志願者 令和5年8月25日(金)～27日(日)

選考会場 千葉会場 **のいずれか指定した1日**

※申込締切の直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申し込んでください。

1 選考の目的

この選考は、千葉県内の公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員を志願する方から、採用候補者を選考するために行います。

2 千葉県・千葉市が求める教員像

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

3 出願資格

＜一般選考・教職経験者特例選考・特別選考(ちば夢チャレンジ特別選考は除く。)＞

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた者(60歳未満)
- (2) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者(26ページ参照)
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- (4) 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状(ただし、実習免許状は除く。)を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者(ちばスペシャリスト特別選考I・IIは除く。)

※ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

※ 令和5年度教員資格認定試験による取得見込みの場合は、今回の選考には出願できません。

※ 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する正規の公立学校教員(実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)として勤務する者が、他の学校種等での勤務を希望する場合は、人事異動での対応となるため本選考には志願できません。

＜ちば夢チャレンジ特別選考＞

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者（59歳未満）
 - (2) 大学3年次等*で令和6年度に卒業する見込みがある者等
 - (3) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者（26ページ参照）
 - (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
 - (5) 志願に必要な教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状（ただし、実習免許状は除く。）を令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得見込みの者等
- ※ 大学の他、短期大学、大学院、専門学校等

4 選考の対象となる学校種等、教科等、募集人員 ※募集人員については予定人数となります。

学校種等	教科等	備考	募集人員
小学校	小学校一般	—	約790名
中学校	技術	—	
中高共通	国語、社会*1（地理歴史・公民）、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語	中高共通については、当該教科の中高両方の免許状を有することが望ましいが、いずれか一方のみの免許状を有する者も受験できる。 ※1 高等学校を志願する場合は、地理歴史と公民の両方の免許状を有することが望ましい。	約750名
高等学校	書道*2、情報、農業（園芸・畜産・食品製造・土木造園）、工業（機械・電気・工業化学・建設）、商業、水産*3（航海・機関）、看護*4、福祉	※2 書道については、国語の免許状を有することが望ましい。 ※3 水産については、次の①、②の両方を満たす者 ① 水産又は商船いずれかの免許状を有すること。ただし、商船免許状のみの合格者は、採用後に水産免許状を取得することが望ましい。 ② 3級若しくは4級海技士（航海）、又は3級若しくは4級海技士（機関）のいずれかの資格を有する者。原則として、4級海技士を有する者は、採用後に3級海技士の資格を取得することを条件とする。 ※4 看護については、ちばスペシャリスト特別選考Ⅰのみ実施	各教科若干名
特別支援教育	—	特別支援教育については、特別支援学校の免許状（いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。）に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有すること。	約80名
養護教諭	—	保健師資格を基に養護教諭免許状を取得する場合は、令和5年3月までに保健師国家試験に合格していること。	約55名
栄養教諭	—	一般選考のみ実施。 令和5年5月1日現在、県費負担である正規の学校栄養職員として勤務する者は対象外。	若干名

◎中学校・中高共通・高等学校では、学校事情等により、受験した教科以外に、所有する免許状の教科を担当することもあります。

◎特別支援教育では、全ての学校種において、特別支援教育を推進していくため、採用時は、原則、特別支援学校としますが、その後、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校へ異動することもあります。

(1) 選考方法の選択について

受験区分（ 一般選考 教職経験者特例選考 特別選考 ）の中のいずれかから1つを選択します。更に、 選考枠（詳細5～6ページ）に該当するものがあれば、その枠で選考を受けることができます。

① 一般選考

教職経験者特例選考、特別選考のいずれにも該当しない者は、一般選考となります。

② 教職経験者特例選考（詳細3～4ページ参照）

すべての学校種・教科において、講師等、教職の経験がある者を対象に、教職経験者特例選考を実施します。募集人員は当該学校種等に含まれます。

③ 特別選考（詳細4～5ページ参照）

特別選考の名称	対象	学校種・教科	募集人員
ちば夢チャレンジ特別選考	P2「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」参照	全学校種・全教科（養護教諭を含む。）	—
大学推薦特別選考	千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会の指定する関係大学長により推薦された者	小学校・中学校技術 中高数学・理科	当該学校種等を含む。

教職大学院特別選考	教職大学院で学んだ専門性を児童生徒の指導に生かすため、教職大学院に在学中又は卒業後2年以内で、児童生徒の教育に意欲のある者	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種等に含む。
社会人特別選考	民間企業や国際貢献活動、日本人学校等での実務経験を児童生徒の指導に生かすため、民間企業や国際貢献活動での一定期間以上の経験を有し、児童生徒の教育に意欲のある者	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種等に含む。
ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ・Ⅱ (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考)	高等学校家庭・情報・看護科・福祉・水産の授業を担当するため、調理師・情報技術者・看護師・介護福祉士・海技士等の資格や実務経験を有し、調理師・情報・看護・介護職員・海技士に関わる者等の育成に意欲のある者	高等学校 家庭・情報 看護・福祉 水産(航海・機関)	若干名

(2) 受験区分と要件

受験区分	受験区分により必要な要件	
一般選考	—	
教職経験者特別選考	<p>・次の①、②の両方を満たす者</p> <p>① 本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用又は会計年度任用職員(※5に示すもの)・任期付職員(千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。)として、令和4年度の勤務実績において、1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の者又は令和5年5月1日現在、1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の者</p> <p>② 次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者</p> <p>(ア) 過去3年度(令和2年度から令和4年度)に本県の公立学校における臨時的任用の講師・養護教諭又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員として、通算12か月以上の実務経験があること。*5 *6</p> <p>(イ) 過去3年度(令和2年度から令和4年度)に次のa～dを合算して通算18か月以上の実務経験があること。*5</p> <p>a 本県の公立学校における臨時的任用の講師・養護教諭又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員の实務経験</p> <p>b 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の会計年度任用職員又は任期付職員・養護教諭の実務経験</p> <p>c 千葉県内の市町村教育委員会が任命する会計年度任用職員及び非常勤講師・任期付職員・養護教諭で、千葉県教育委員会が指定するものの実務経験(特例の対象に該当するか否かは、当該市町村教育委員会に照会すること。)</p> <p>d 千葉県内の国立大学法人附属学校の臨時的任用の講師又は1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員・養護教諭の実務経験</p>	
	講師等特別選考 B	<p>・次の①、②の両方を満たす者</p> <p>① 令和5年度(同4年度実施)の公立学校教員採用候補者選考(千葉県教育委員会・千葉市教育委員会)で第1次選考を受験し合格、第2次選考を受験した者</p> <p>② 令和5年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師・養護教諭又は会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員(千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。)として、1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の者*5</p> <p>*ただし、令和5年度(同4年度実施)選考を、小学校特例・特別臨時的任用講師特例、大学推薦特別選考で受験した者は除く。</p>
	小学校特例選考	<p>・小学校を志願する者で次の①、②の両方を満たす者</p> <p>① 令和5年度(同4年度実施)の公立学校教員採用候補者選考(千葉県教育委員会・千葉市教育委員会)で小学校を志願、第1次選考を受験し合格、第2次選考を受験した者</p> <p>② 令和5年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師・養護教諭又は会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員(千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。)として、1週間当たりの勤務時間が20時間以上(又は週12単位時間以上)の者*5</p> <p>*ただし、令和5年度(同4年度実施)選考を、小学校特例・特別臨時的任用講師特例・大学推薦特別選考で受験した者は除く。</p>

他県等現職 特例選考	<p>・次の①～③のすべてに該当する者</p> <p>① 他県等において、国公立学校（幼稚園を除く。以下において同じ。）の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として令和5年4月1日現在で、2年以上の実務経験を有する者（任期付以外の正規採用の者に限る。）※6 ※7</p> <p>② 令和5年4月1日現在、国公立学校の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として任用されている者（任期付以外の正規採用の者に限る。）</p> <p>③ 他県等において、国公立学校の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として、任期付以外の正規採用で2年以上の勤務経験のある学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者※8</p>
元教諭特例選考	<p>・次の①～③のすべてに該当する者</p> <p>① 平成21年4月1日以降に退職した者</p> <p>② 本県又は他の都道府県（政令指定都市を含む。）の国公立学校で主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭として過去に3年以上の実務経験（任期付以外の正規採用に限る。）を有する者※6 ※7</p> <p>③ 勤務経験のある学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者※8</p>
本県現職実習助手等 特例選考	<p>・次の①、②の両方を満たす者</p> <p>① 本県において、公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員（任期付以外の正規採用に限る。）として、令和6年3月31日現在で、3年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p> <p>② 令和5年4月1日現在、本県の公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員として任用されている者</p>
特別臨時的任用 講師特例選考	<p>・令和4年度又は令和5年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考における特別臨時的任用講師名簿登載者で次の①、②の両方を満たす者</p> <p>① 令和5年5月1日現在、当該学校種・教科で臨時的任用講師として任用されている者</p> <p>② 当該学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者※8</p> <p>*中高共通の場合、任用されている校種のみ希望となります。</p>
ちば夢チャレンジ 特別選考	P2「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」参照
大学推薦特別選考	・資格要件等は、関係大学等に送付する大学推薦制度実施要綱による。
教職大学院特別選考	・教職大学院を令和6年3月31日までに修了見込みの者又は令和4年4月1日以降に修了した者
社会人特別選考	<p>・次の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>① 民間企業等経験者 法人格を有する民間企業、官公庁等の正規職員（小・中・高・特別支援学校の教員を除く。）として、平成26年4月1日以降、継続して5年以上（企業・職種がかわっても通算可。休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務経験を有する者※6 ※9</p> <p>② 国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に、2年以上の派遣実績・実務経験を有する者※6 ※10</p>
ちばスペシャリスト 特別選考 I (教育職員免許状 の所有の有無に関 わらない選考※12) 高等学校 家庭・情報 看護・福祉	<p>・令和5年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>・いずれの教科についても、①、②とも現在、勤務していなくても可</p> <p>家庭</p> <p>① 専門調理師資格を有する者</p> <p>② 調理師資格を有する者で調理師として、正規採用で5年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p> <p>情報</p> <p>① 情報技術に係る次のいずれかの資格※11を保有している者であって、かつ情報システムの開発、保守又は運用に関わる職に、3年以上の実務経験を有する者※6 ※7 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</p> <p>看護</p> <p>① 正規採用の看護師、保健師、助産師として、3年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p> <p>② 看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、看護師養成機関の専任教員（実習助手を含む。）として3年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p> <p>福祉</p> <p>① 正規採用の介護福祉士として3年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p> <p>② 介護福祉士資格を有し、介護福祉士養成機関（福祉科を設置する高等学校を含む。）の専任教員（福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む。）として3年以上の実務経験を有する者※6 ※7</p>

ちばスペシャリスト 特別選考Ⅱ (教育職員免許状 の所有の有無に関 わらない選考※12) 高等学校 水産(航海・機関)	・令和5年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者 ・①、②とも現在、勤務していなくても可 水産 ① 正規採用の3級以上の海技士(航海士、機関士)として3年以上の実務経験を有する者※6 ※7 ② 3級以上の海技士(航海士、機関士)の資格を有し、海技士養成機関(水産科を設置する高等学校を含む。)の専任教員(水産科での実務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む。)として3年以上の実務経験を有する者※8 ※7
---	--

※5 本選考における会計年度任用職員とは、教育課程に係る非常勤講師・休暇等代替非常勤講師・初任者研修に係る非常勤講師・学校支援のための非常勤講師・妊娠教員補助講師・特別非常勤講師・中学校等教科担任講師・きめ細かな指導のための非常勤講師等を指します。任期付職員は、講師・養護教諭に限りません。

※6 勤務に関わる実務経験年数の算出方法は、その月に1日でも勤務していれば、1か月とカウントします(同じ月を重複してカウントすることはできません。)。また、教育職員免許状に係る「実務年数」とは異なりますので注意してください。

※7 実務経験には、休職、育児休業等の無給期間は含みません。

※8 他校種への併願は、できません。

※9 社会人特別選考の民間企業等経験者について

ア 「正規職員」は、企業等において、フルタイム勤務で、月給制(年俸制)により給料を受けている社員又は職員とします(臨時的任用は除く。)。非常勤勤務若しくは日給又は時間給の場合は該当しません。

イ 国公立、私立を問わず、小・中・高・特別支援学校の教員としての経験は除きます。

ウ 合格後、所定の様式で職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

エ 勤務していた企業等が統合、廃業等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる企業等から証明を受けられることを確認してください。証明書を発行できる企業等がない場合は、採用できません。資格要件は証明書により確認します。その他、年金の加入状況等による証明は、受け付けません。

※10 合格後、独立行政法人国際協力機構等の団体や勤務先が証明する「派遣証明書」等を提出していただきます。証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

※11 情報の資格については、独立行政法人 情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」によるものとします。

※12 教育職員免許状(普通免許状)の取得見込みがない場合は、第2次選考合格後、特別免許状の授与を受けるために千葉県教育委員会に申請を行う必要があります。申請にかかる費用は自己負担となります。

なお、特別免許状は、高等学校を卒業しない者(文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。)に授与することはできません。

(3) 選考枠

選考内容は、志願した教科の受験区分に応じたものと同じになります。選考方法については、まずそれぞれの選考枠の中で選考をし、その枠で採用候補者にならなかった場合には、各受験区分の中で更に選考を行います。

枠の名称	対 象	学校種・教科	募集人員
障害者特別枠	・次の①、②の両方を満たす者 ① 志願する受験区分で必要な要件を満たすこと ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者 ※選考において、障害の内容・程度に応じた配慮を実施します。	全学校種・ 全教科 (養護教諭・栄養 教諭を含む。)	5名程度
小学校 英語教育推進枠	・小学校の免許状に加え、以下の①～③のいずれかの要件を満たす者 ① 中・高いずれかの英語の免許状を取得又は令和6年3月31日までに取得見込みの者 ② CEFR B1相当以上の資格取得者 ⇒25ページ参照 ③ その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が②に相当すると認められた者 ※小学校の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する者が対象となります。 ※教育職員免許状取得見込みの者が英語教育推進枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。	小学校	80名程度
複数教科枠	・次の要件を満たす者 ① 中学校技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有すること。 ※この枠で採用された者は、所有している免許状の教科を担当します。中学校及び中高共通の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する者が対象となります。 ※教育職員免許状取得見込みの者が複数教科枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。 ※新卒専願枠との併願はできません。	中学校・中高 共通で中学校 のみを希望す る者	30名程度

新卒専願枠	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に大学院・大学・短期大学を卒業見込みの者で、次の①、②の両方を満たす者 ① 中学校技術・中高共通数学・中高共通理科・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願する者 ② 千葉県・千葉市の教員になることを第一希望とし、令和6年4月から確実に勤務できると大学が認めた者（確認書を提出できる者） ※複数教科枠との併願はできません。	中学校(技術) 中高共通 (数学・理科・ 家庭・美術) 高校(情報)	数学・理科 各20名 程度 技術・家庭 美術・情報 各5名程度
-------	---	--	--

※募集人員はすべて、当該学校種募集人員に含まれます。

<併願について>

下記の要件を満たす方は、志願した学校種・教科等に加え、併願することができます（志願書及び面接カードに記入してください）。

対象	併願先	併願の要件
小学校以外への志願者	小学校	小学校教諭普通免許状を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みの者
特別支援教育以外への志願者 ※イ・ウ・エにより特別支援学校に採用された場合は、特別支援学校教諭の免許状を5年以内に取得していただきます。	特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・次のア～エのいずれかに該当する者 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みの者 イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある者 ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がある者（大学卒業後1年間有効） エ 特別支援教育に強い関心がある者
養護教諭への志願者	小学校・中学校 高等学校・特別支援教育	併願する学校種等（小学校・中学校・高等学校・特別支援教育）及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みの者

<小学校併願の第1次選考加点について>

上記の小学校併願を志願する方は、希望により第1次選考において以下のとおり加点をします（希望する場合は、出願の際、「加点を希望する」を選択してください。出願以降の加点希望には応じられません。）。ただし、小学校教諭免許状を令和6年3月31日までに取得見込みの者で、小学校教諭免許状が取得できなかった場合、合格が取り消されることがあります。

受ける選考内容	加点の内容
「教職教養」及び「専門教科」を受取る者	第1次選考合計点数に10点加点
「教職教養」又は「専門教科」のいずれか1つを受取る者	第1次選考合計点数に5点加点
「小論文」を受取る者	小論文の評価を1段階繰り上げ

※ちば夢チャレンジ特別選考を志願する方で、併願や小学校併願の第1次選考加点を希望する場合は、併願の要件を併願する学校種等（小学校・中学校・高等学校・特別支援教育）及び教科に該当する普通免許状を、令和7年3月31日までに取得見込みの者としてします。なお、小学校併願で第1次選考の加点を希望し、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和5年度実施）通過者」となった方で、小学校教諭免許状を令和7年3月31日までに取得できなかった場合、合格が取り消されることがあります。

<大学院1年生及び令和6年度大学院進学予定者>

大学院及び教職大学院に進学を予定している者、大学院及び教職大学院1年生も出願することができます。詳細は11ページ「9 採用候補者名簿への登載」を参照してください。

<ちば夢チャレンジ特別選考について>

ちば夢チャレンジ特別選考を志願する方は、出願の際に2ページ「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」で確認してください。大学3年次等では、第1次選考で「教職教養」と「専門教科」を受験します。合格基準に達した者は、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和5年度実施）通過者」となります。

「ちば夢チャレンジ特別選考（令和5年度実施）通過者」は、大学4年次等に令和7年（同6年度実施）の公立学校教員採用候補者選考の第1次選考で「集団面接」を受験します*1。この受験において合格した者は、第2次選考を受験します。

なお、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和5年度実施）通過者」として受験できるのは、令和7年度（同6年度実施）のみとなります。

また、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和5年度実施）通過者」は、「令和6年度の千葉県公立学校教員採用候補者」又は「令和6年度千葉市公立学校教員採用候補者」として採用候補者名簿への登載はありません。

大学3年次等 (令和5年度実施)	第1次選考			第2次選考
	教職教養	専門教科	集団面接	
	○	○		

通過者

大学4年次等 (令和6年度実施)	第1次選考			第2次選考
	教職教養	専門教科	集団面接	
			○*1	○*2

※1 令和7年度(令和6年度実施)においては、「集団面接」を行います。それ以降については変更することもあります。

※2 第2次選考の受験者は、第1次選考を合格した者が対象となります。

5 志願手続きについて

(1) 提出書類

「ちば電子申請サービス」により①を作成し、インターネットを経由して提出してください。②～④は第1次選考の際、忘れずに持参してください。

ア【共通提出書類】(全員が提出する必要があります。第1次選考免除の方も提出が必要です。)

提出書類	注意事項	提出時期
① 志願書 ※電子申請利用	1ページのQRコード又は千葉県教育委員会のホームページから「電子申請による教員採用選考受験申込」に進んで、申請手続きを行ってください。	出願時
② 受験票 1部	<ul style="list-style-type: none"> 6月中旬～下旬に、電子申請サービスにアクセスすることにより、受験票の印刷が可能となります。受験票発行の開始については、メール及びツイッターでお知らせします。 受験票を印刷し、厚紙(大きさ・厚さともはがき程度)に糊付けしてください。 ⑤の写真を貼付してください。 	第1次選考 当日
③ 面接カード 原本+コピー2部 ※全て両面印刷	<ul style="list-style-type: none"> サイズ A4(厚紙・写真用紙は不可) 必ず自筆で作成してください。原本に⑤の写真を貼付してください。 受験票に記載されている受験番号を記入してください。 写真を貼付した原本を2部コピーしてください(モノクロ可)。 ※①の志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。 	
④ 自己申告票 原本+コピー2部	<ul style="list-style-type: none"> サイズ A4 必ず自筆で作成してください。 受験票に記載されている受験番号を記入してください。 原本を2部コピーしてください。 	
⑤ 写真 2枚 ※受験票・面接カード に貼付して提出	<ul style="list-style-type: none"> サイズ 縦4.5cm × 横3.5cm 上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 同一の写真を使用し、裏面に氏名と受験番号を記入してください。 	② ③に添付

※面接カード及び自己申告票は、千葉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

※ちば夢チャレンジ特別選考で志願する方は、③面接カード、④自己申告票の提出は必要ありません。また、写真は受験票に貼付するための1枚となります。

イ【受験区分別提出書類】

要件を証明する書類を指定された提出先へ令和5年5月12日(金)までに郵送してください。(当日消印有効)。提出する際は、電子申請で申請した志願書を3枚印刷(両面印刷)し、一緒に提出すること。

受験区分	提出書類	
一般選考(小学校英語教育推進枠、 新卒専願枠、障害者特別枠を除く。)	-	
小学校英語教育推進枠	<ul style="list-style-type: none"> ○要件を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> 中高英語教育職員免許状の写し(取得見込みの場合は提出不要) 各資格・検定合格証書の写し・公開テスト公式認定証の写し等 	
新卒専願枠	○確認書	
教職経験者特別選考	講師等特別選考A	○教職経験調書
	講師等特別選考B	○教職経験を証明する書類(詳細は「教職経験調書」の裏面参照)
	小学校特別選考	○勤務状況調書(詳細は「勤務状況調書」の裏面参照)
	他県等現職特別選考	<ul style="list-style-type: none"> 元教諭特別で受験する方は必要ありません。 特別臨時的任用講師として勤務している者は別途各学校長へ別様式で依頼しますので、提出する必要はありません。
	元教諭特別選考	【講師等特別Bのみ該当】
	本県現職実習助手等特別選考	○令和5年度(同4年度実施)第2次選考の選考結果通知書の写し
	特別臨時的任用講師特別選考	【小学校特別のみ該当】
	○令和5年度(同4年度実施)第1次選考及び第2次選考の選考結果通知書の写し	

特 別 選 考	ちば夢チャレンジ特別選考	-
	大学推薦特別選考	必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。
	教職大学院特別選考	○在学証明書又は卒業証明書
	社会人特別選考	○社会人特別選考申告書
	ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ・Ⅱ (教育職員免許状の所有の有無に関 わらない選考) 高等学校 家庭・情報・看護・福祉 水産(航海・機関)	○実務経験証明書 ・3年以上の実務経験を証明するもの(情報・看護・福祉・水産) ・5年以上の実務経験を証明するもの(家庭 ※有する資格に応じて) ・勤務先が下記項目を証明し、発行したもの(様式は任意) [勤務先、職名、勤務期間、正規・臨時の別、休職・育児休業等の無給期間] ○特別選考の要件を証明する書類(写し可) ・資格や免許の所有を証明する書類・基本情報技術者合格書 等
障害者特別枠	○所持する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し	

※各様式は、千葉県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

<提出書類に関する注意>

- ① 一般区分・ちば夢チャレンジ特別選考での志願者
一般区分の志願者(小学校英語教育推進枠、新卒専願枠、障害者特別枠以外)及びちば夢チャレンジ特別選考の志願者は、郵送での提出書類はありません。
- ② 「ちば！教職たまごプロジェクト」参加者
今年度のプロジェクト参加者は、実施校の校長が証明する「実施報告書(原本)」を提出することができます。8月に証明を御自身で依頼してください。過年度に実施した方は、その年度末に発行された「実施報告書(写し)」を、第2次選考時に提出してください。
- ③ 小学校特例選考・他県等現職特例選考・特別臨時的任用講師特例選考志願者・ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ「水産」
第1次選考が免除となりますが、出願手続きは、1ページに示した期間中に行う必要があります。
また、面接カード(原本+コピー2部)及び自己申告票(原本+コピー2部)は、6月16日(金)から6月30日(金)までの期間に教職員課任用班宛てへ郵送してください(当日消印有効)。
なお、「第2次選考当日案内」は、第1次選考の結果発表後(7月下旬～8月上旬)、ホームページに掲載しますので、閲覧してください。

(2) 提出方法等

- ① 受験区分・学校種等・教科に応じた提出先まで、必ず簡易書留で郵送してください。
- ② 「大学推薦特別選考」「障害者特別枠」の提出先は、学校種等・教科にかかわらず千葉県教育庁教職員課任用班です。その他の特例選考、特別選考の提出先は、志願する教科等の宛先と同様です。
- ③ 5月8日(月)以降に郵送する場合は、必ず簡易書留の速達にしてください。
- ④ 封筒(角形2号)の表に受験区分コード、志願区分を朱書してください。
(例)「区分126小学校教員採用選考提出書類在中」「区分306中・高共通(国語)教員採用選考提出書類在中」
- ⑤ 一度受理した提出書類は返却しません。
- ⑥ 受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存してください。
- ⑦ 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。
- ⑧ 大学推薦特別選考での志願者の必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。大学からの提出期限は5(1)イと同様となります。
- ⑨ 一般選考・特例選考・特別選考において複数の出願資格を満たしている場合は、いずれの選考に志願しても差し支えありません。ただし、複数の選考に同時に出席することはできません。

(3) 提出先

学校種等・教科	提出先(問い合わせ電話番号)・住所・宛先
・小学校	千葉県教育委員会教育職員課(043-245-5940) 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所10階
・中高共通 社会・理科	千葉県教育庁北総教育事務所(043-483-1148) 〒285-0026 佐倉市鍋木仲田町8-1
・中高共通 保健体育 ・栄養教諭	千葉県教育庁東葛飾教育事務所(047-361-2124) 〒271-8563 松戸市小根本7
・中高共通 英語 ・特別支援教育	千葉県教育庁葛南教育事務所(047-433-6017) 〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 技術・中高共通 音楽・美術・家庭 ・高等学校 家庭 (ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ) ・高等学校 書道・情報・農業・工業・商業・水産・看護・福祉 ※ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ・Ⅱを含む。 ・養護教諭 	千葉県教育庁南房総教育事務所 (0438-25-1311) 〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34
<ul style="list-style-type: none"> ・中高共通 国語・数学 	千葉県教育庁東上総教育事務所 (0475-23-2848) 〒297-0024 茂原市八千代2-10
<ul style="list-style-type: none"> ・大学推薦特別選考 ・障害者特別枠 (全学校種・全教科) 	千葉県教育庁教職員課任用班 (043-223-4043) 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

6 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内 容
教職教養	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に関する事項 ・教育法規に関する事項 ・千葉県・千葉市の教育に関する事項 ・一般教養 (教育時事を含む。)に関する事項 ・マークシート式で実施
専門教科	<ul style="list-style-type: none"> ・志願する教科・領域に関する内容 ・マークシート式で実施 (※栄養教諭以外)
小論文	<ul style="list-style-type: none"> ・指定する課題
集団面接	<ul style="list-style-type: none"> ・集団による面接等 (討議を含む。)

○農業、工業、水産については、志願する分野の専門的知識を問う問題及び当該教科等の全域にわたる共通問題を出題します。

○栄養教諭の専門教科は、マークシートではなく、専門的知識を問う問題を論文形式で出題します。

※昨年度まで実施していた美術、書道の第1次選考における実技は実施しません。

(2) 受験区分により実施する選考

受験区分		教職教養	専門教科	小論文	集団面接
一般選考		○	○	—	○
教職 経験者 特別選考	講師等特別選考A	—	○	—	○
	講師等特別選考B	—	○	—	○
	小学校特別選考	免 除			
	他県等現職特別選考	免 除			
	元教諭特別選考	—	—	○	○
	本県現職実習助手等特別選考	—	○	—	○
	特別臨時的任用講師特別選考	免 除			
特別 選考	ちば夢チャレンジ特別選考	○	○	—	—
	大学推薦特別選考	—	—	○	○
	教職大学院特別選考	—	○	—	○
	社会人特別選考	—	○	—	○
	ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ	—	—	○	○
	ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ	—	免 除		
障害者特別枠		原則として、志願する受験区分の選考の内容と同様			

※6 (1) 及び (2) に記載の他、提出された書類の全てを選考の資料とします。

※障害者特別枠は、障害の内容や程度により選考内容の代替等、必要に応じて配慮します。受験に際して配慮や代替等を必要とする場合は、志願書の該当欄にその旨を記入し、申し出てください (例 車椅子の使用、拡大鏡の使用、手話通訳者配置等)。

(3) 日程

令和5年7月9日(日) 8:00受付

一般選考	ちば夢チャレンジ特別選考	教職大学院特別 社会人特別 実助特例 講師等特例A・B	大学推薦特別 元教諭特例 ちばスペシャリスト特別I
受付 8:00～8:20			
日程説明 8:40～8:50			
専門教科 9:00～10:00	専門教科 9:00～10:00	専門教科 9:00～10:00	小論文 9:00～9:45
教職教養 10:20～10:50	教職教養 10:20～10:50	集団面接 10:20～12:25	集団面接 10:20～12:25
昼食 10:55～11:35	—	昼食 12:35～13:15	
集団面接 11:40～15:30	—	集団面接 13:25～15:30 (県外会場については、時間が変わる場合があります。)	

<日程に関する注意>

- ① 「特別臨時的任用講師特例選考」、「小学校特例選考」、「他県等現職特例選考」、「ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ(水産)」は、第1次選考が免除されます。
- ② 時間については、ホームページ掲載の「第1次選考当日案内」で必ず確認してください。

(4) 第1次選考会場

【千葉会場】 ① 県立千葉高校 ② 県立千葉女子高校 ③ 県立千葉東高校 ④ 県立磯辺高校 ⑤ 県立津田沼高校 ⑥ 県立四街道高校 ⑦ 県立国府台高校 ⑧ 市立稲毛高校 ⑨ 県総合教育センター
【盛岡会場】 ⑩ 岩手大学(岩手県盛岡市) 全学校種(養護教諭・栄養教諭を含む)・全教科で実施
【名古屋会場】 ⑪ 愛知大学名古屋キャンパス(愛知県名古屋市) 全学校種(養護教諭・栄養教諭を含む)・全教科で実施
【兵庫臨時会場】 ⑫ 会場未定 校種・教科:小学校・中学校[技術]

- ・各会場の割り振りについては、受験番号で行います。第1次選考当日案内で確認してください。
- ・千葉、盛岡、名古屋、兵庫の会場選択は、「志願書」で申請してください。出願後の変更はできません。

(5) 第1次選考当日案内

「第1次選考当日案内」は6月中～下旬頃、千葉県教育委員会ホームページに掲載します。当日の日程、千葉会場の選考会場、当日の持ち物についての詳細を掲載します。必ず確認をしてください。なお、掲載日については、ツイッター等にてお知らせします。

(6) 当日持参するもの

第1次選考当日に、以下の5点を持参してください(忘れた場合は、受験できないことがあります。)

- ① 受験票 ※写真が貼付されたもの(厚紙に貼付)
- ② 面接カード原本 ※受験票に記載された受験番号を記入した上、写真を貼付してください。
(両面印刷) ※面接カードの内容が、志願書の内容と変わらないように注意して作成してください。
- ③ 面接カードのコピー2部 (両面印刷・モノクロ、カラーどちらでも可・厚紙、写真用紙は不可)
※受験番号が記載されているか確認してください。
- ④ 自己申告票 原本とコピー2部
- ⑤ 返信用封筒(第1次選考結果通知用)
・角形2号のシール付きワンタッチ封筒 ・140円切手貼付
・表面:自分の氏名(様)と郵送先の郵便番号と住所を記載してください。
・裏面:下記の差出人住所を記載してください。

※ちば夢チャレンジ特別選考で志願されている方は、上記の②・③・④は必要ありません。

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班

※その他の持ち物は、「第1次選考当日案内」でお知らせします。

7 第2次選考（予定）

(1) 期日

- ① 小学校以外の志願者 8月19日（土）、20日（日）、21日（月）のいずれか指定した1日
 ② 小学校及び特臨の志願者 8月25日（金）、26日（土）、27日（日）のいずれか指定した1日

(2) 選考内容

- ・個別面接
- ・模擬授業
- ・適性検査
- ・実技検査

実技検査は、以下の学校種・教科等で実施します。

- ・中学校（技術）
- ・中高共通（音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
- ・高等学校（書道、家庭、農業、工業、水産、福祉）

※高等学校の家庭は、ちばスペシャリスト特別選考Ⅰのみ。

※特別臨時的任用講師特別選考は個別面接のみです。

※模擬授業は教室で実施します。

※提出された書類全てを選考の資料とします。

なお、「教職経験者特別選考」（元教諭特別選考は除く。）の志願者は勤務状況調書も選考の資料とします。

※第2次選考の実技検査の内容については、第1次選考の結果通知とともに、該当者にお知らせします。

さらに、7月下旬～8月上旬に千葉県教育委員会ホームページにも掲載します。第1次選考免除の方で、第2次選考に実技がある方は、ホームページで確認してください。

※昨年度の実技検査の内容は千葉県教育委員会ホームページに掲載しています。

(3) 選考会場及び選考日程

会場及び日程については、第1次選考合格者に選考結果とともに別途通知します。

特別臨時的任用講師特別選考、小学校特別選考、他県等現職特別選考、ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ「水産」での志願者は、千葉県教育委員会ホームページで確認してください（7月下旬～8月上旬）。

8 選考結果の通知（予定）

選考	時期	方法
第1次選考	7月下旬から8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・本人への通知 可否にかかわらず、郵送にて本人へ送付します。 ・インターネット上の公表 千葉県教育委員会のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。
第2次選考	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ※第2次選考の発表日時については9月末～10月上旬にホームページ及びツイッター上で告知します。

第2次選考不合格者の中から、成績が上位の者を「特別臨時的任用講師」候補者名簿に登載します。

選考不合格者の方に次年度の講師としての勤務希望の有無についての調査票を同封します。

<選考結果通知後の提出物について>

合格者には、書類の提出を求める場合があります（詳細は結果通知の際、指示します。）。定められた期日までに提出されない場合、合格を取り消すことがあります。必ず、連絡が取れるようにしておいてください。

9 採用候補者名簿への登載

- (1) 第2次選考合格者を、「令和6年度千葉県公立学校教員採用候補者」又は「令和6年度千葉市公立学校教員採用候補者」として、採用候補者名簿（以下「名簿」と表記。）へ登載します。
- (2) 次の場合は志願書への記入及び本人の申請に基づき名簿への登載を猶予します。志願書への記入がない場合は申請しても猶予は認められません。

名簿への登載を猶予できる者	猶予期間	名簿登載日
修士（教職修士を含む。以下同じ。）の学位、及び専修免許状の取得に、令和6年4月から1年間を要する者 ・令和5年度に大学院及び教職大学院1年生 ・令和6年4月から大学院及び教職大学院進学予定の者で、1年間で修士の学位及び専修免許状を取得見込の者	1年間	令和7年4月1日
修士の学位及び専修免許状の取得に、令和6年4月から2年間を要する者 ・令和6年4月から大学院及び教職大学院進学予定者	2年間	令和8年4月1日

※名簿登載猶予期間中に、修士の学位及び第2次選考で合格した学校種・教科等と同一の専修免許状を取得することが条件となります。名簿登載猶予期間は、2年間を上限とします。

- (3) 名簿の有効期間は選考の翌年度末までです。名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。ここ数年、「教育職員免許状が取得できなかった」、「採用志願に当たり虚偽又は不正の行為をした」、「教員に必要な適格性を欠くことが明らかとなった」等の事情がない限り、名簿登載者全員を採用しています。

- (4) 教員免許更新制において、免許状が失効している場合、令和6年3月31日までに再授与を受けなければ採用できません。
- (5) 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会の指定する健康診断を行い、適当と認められない場合は、採用できない場合があります。
- (6) 高等学校・特別支援学校については、市立学校に採用される場合があります。また、待遇面において県と市で異なる場合があります。
- (7) 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会からの照会に応じなかった場合は、名簿登載を取り消すことがあります。

10 令和6年度(令和5年度実施)千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考方針について
6月上旬～中旬に、千葉県教育委員会のホームページで公表します。

11 選考結果の情報提供

選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができます。

受験者本人が、本人であることを確認できる書類(受験票、運転免許証等)を持参して、千葉県教育庁教育振興部教職員課へ来てください。電話、はがき等による請求では開示できません。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
第1次選考不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 ・集団面接の判定(4ランク表示) 	第1次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く。)	千葉県教育庁 教育振興部教職員課 (千葉県庁中庁舎 8階) 千葉市中央区 市場町1-1 電話 043-223-4043
第2次選考不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験、専門教科試験の得点及び集団面接の判定(4ランク表示) ・個別面接判定及び模擬授業判定(いずれも4ランク表示) 	第2次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く。)	
第2次選考合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 ・集団面接の判定(4ランク表示) 		

12 その他

(1) 公立学校教員採用候補者選考説明会について

志願手続きの方法等の採用選考に関することや千葉県・千葉市の教育、教員の職務等について、説明会を行います。また、説明会後に個別質問の時間も設けております。日時、会場、時間、受付方法等は、千葉県教育委員会ホームページを御覧ください。

(2) 第2次選考合格者の個人情報について

第2次選考合格者の個人情報(氏名・生年月日・連絡先等)は、第2次選考後の健康診断における円滑な手続及び速やかな診断を行うため、あらかじめ「ちば総合検診センター」に提供されます。「ちば総合検診センター」は、プライバシーマークの取得団体です。

なお、「ちば総合検診センター」で受診しない場合は、個人情報は消去されます。

(3) 採用地区について

採用地区は、第2次選考合格者に希望をとり、千葉県と千葉市による協議の上決定しますので、希望と異なる場合があります。詳細については、第2次選考合格者説明会でお知らせします。これらのことについて了解の上で志願してください。

(4) 社会情勢により、記載した内容が変更になる場合があります。ホームページ・ツイッター等でお知らせしますので、こまめに確認をしてください。

選考当日の緊急連絡について

悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡は、次のアドレスに掲載します。

どちらのアドレスでも同様の情報を見ることができます。携帯電話、スマートフォン等からもアクセス可能です。なお、「お知らせ」も随時掲載しますので、こまめに確認をお願いします。

- ◇ 千葉県教育委員会ホームページ
- ◇ Twitter(ツイッター)「千葉県教育委員会教職員課」



Twitter



ホームページ

13 よくある質問

内 容	
Q 1	<p><中高の希望校種>中学校(高等学校)の国語科教諭になりたいのですが、実施要項の対象校種等が「中・高共通」となっています。中学校(高等学校)のみを希望することはできますか。</p> <p>A できます。中高共通の志願者については、1「中学のみ」、2「①中②高」、3「①高②中」、4「高校のみ」の中から、いずれか一つを選んで申告していただきます。ただし、2又は3を選んだ場合、採用枠等の関係により第一希望にならない場合があります。なお、2又は3を選ぶ場合は中学校と高等学校の両方の免許が必要です。</p>
Q 2	<p><特別支援教育>特別支援教育について、詳しく教えてください。</p> <p>A 全ての学校種において、特別支援教育を推進していくために、学校種等は「特別支援教育」とし、特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集します。 特別支援学校の免許状(いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。)に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有する方が対象です。採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校へ異動することもあります。異動後は、それぞれの学校種で特別支援教育の推進に力を発揮してもらいたいと考えています。</p>
Q 3	<p><英語教育推進枠>小学校の英語教育推進枠について詳しく教えてください。</p> <p>A 小学校で英語教育を推進できる教員を募集します。小学校の免許状に加えて、中・高いずれかの英語の免許状を有する方(R6.3.31までに取得見込みでも可)、又は英語に関する資格を所有している方が対象です。採用は小学校となり、着任後すぐに、他の小学校の採用者と異なる勤務内容になることはありませんが、小学校の英語教育推進のため、力を発揮してもらいたいと考えています。</p>
Q 4	<p><複数教科枠>中学校の複数教科枠について、詳しく教えてください。</p> <p>A 中学校の複数教科の免許状を有する教員を募集します。 中学校(技術・家庭・美術)のいずれか一つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有する方が対象です。採用は中学校となります。例えば、中学校(技術)と中学校(数学)の免許状を有している場合、技術又は数学のどちらかで志願し、志願した教科の試験を受験します。</p>
Q 5	<p><新卒専願枠>新卒専願枠について、詳しく教えてください。</p> <p>A 新卒専願枠は、選考実施年度に大学院・大学・短期大学を卒業される方で、中学校技術・中高共通数学・中高共通理科・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願し、令和6年4月から千葉県又は千葉市の公立学校教員として確実に勤務できると大学に認められた(確認書を発行してもらえた)方が受験可能となります。この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考の中で更に選考を行われることとなります。 他の自治体や民間企業を受験することは可能ですが、千葉県・千葉市の採用候補者となった場合は、必ず千葉県又は千葉市の公立学校教員として勤務していただくこととなります。</p>
Q 6	<p><大学院猶予>大学院に進学するため、名簿記載の猶予を希望しますが、大学を卒業する際に必ず免許状を取得しなければなりませんか。</p> <p>A 第2次選考で合格した学校種・教科等の普通免許状を取得しなければなりません。また、大学院修士課程及び専門職学位課程を修了する際に、修士(教職修士を含む)の学位、及び専修免許状を取得することが条件です。</p>
Q 7	<p><小学校併願>小学校の併願を考えています。条件を教えてください。</p> <p>A 中学校、中高共通、高等学校、特別支援教育を志願する方で、小学校教諭普通免許状を取得しているか、R6.3.31までに取得見込みの方は、併願することができます。 ※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR7.3.31までに取得見込みであること。</p>
Q 8	<p><小学校併願>小学校併願の加点制度について詳しく教えてください。</p> <p>A 小学校以外を志願する方で、小学校の免許状を有し(R6.3.31までに取得見込みでも可)、小学校併願を希望する方が対象となります。加点を希望する際には、志願書で「加点を希望する」を選択する必要があります。加点を希望した場合、受験科目に応じて、第1次選考の合計点数に得点が加算されます。(得点は、実施要項の6ページを参照してください。)なお、小学校免許状を取得見込みで加点を希望した方が、小学校免許状が取得できなかった場合、合格が取り消される場合があります。 ※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR7.3.31までに取得見込みであること。</p>

<p>Q9</p> <p>A</p>	<p>＜特別支援教育併願＞中高共通数学を志願していますが、特別支援教育に強い関心があり、併願を希望しています。しかし、特別支援学校の免許を持っておらず、臨任講師や「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験ありません。それでも併願できますか。</p> <p>小学校、中学校、中高共通、高等学校を志願する方で、次のア～エのいずれかに該当する方は、併願することができます（複数該当可）。</p> <p>ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、R6.3.31までに取得見込みである。 ※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR7.3.31までに取得見込みであること。</p> <p>イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある。</p> <p>ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がある。</p> <p>エ 特別支援教育に強い関心がある。</p> <p>御質問の内容は、「エ」に当てはまりますので、併願することができます。ただし、「イ～エ」で併願する方は、採用後、勤務しながら5年以内に特別支援学校教諭の普通免許状を取得しなくてはなりません。例えば、小、中、高のいずれかの免許状を持っている場合「講師又は教諭として、基礎免許状に相当する学部での3年以上の実務経験と6単位以上の科目を修得」することで特別支援学校教諭の普通免許状が取得可能です。なお、免許状取得にあたっては、千葉県教育委員会が実施している免許法認定講習（無料）がありますので、それを利用して免許状を取得することができます。</p>
<p>Q10</p> <p>A</p>	<p>＜養護教諭の併願＞養護教諭を志願し、中高の保健体育教諭を併願することはできますか。</p> <p>養護教諭を志願しながら、小学校、中学校、中高共通、高等学校、特別支援教育の併願をすることができますが、相当する普通免許状を取得しているか、R6.3.31までに取得見込みであることが条件です（保健のみの免許状では併願できません。）。</p> <p>※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR7.3.31までに取得見込みであること。</p>
<p>Q11</p> <p>A</p>	<p>＜小学校特例選考＞昨年度、中高保健体育で受験し、第1次選考に合格し第2次選考で不合格となりました。今は、県内の中学校で臨時的任用講師をやっています。今年度は、小学校で受験しようと思いますが、「小学校特例」の対象になるでしょうか。</p> <p>対象となりません。昨年度、小学校で受験し、第1次選考を合格し第2次選考を受験していることが条件となります。</p>
<p>Q12</p> <p>A</p>	<p>＜小学校特例選考＞昨年度、小学校特例選考で受験し、第1次選考免除、第2次選考で不合格となりました。今は県内の小学校で臨時的任用講師をやっています。今年度も小学校特例で受験しようと思いますが、「小学校特例」の対象になるのでしょうか。</p> <p>対象となりません。昨年度、第1次選考を受験し合格、第2次選考を受験していることが条件となります。</p>
<p>Q13</p> <p>A</p>	<p>＜結果通知書紛失＞講師等特例選考B（又は小学校特例選考）で受験予定ですが、昨年度の第2次選考（小学校特例は、第1次選考の結果も必要）の結果通知書を紛失しました。どうしたらよいですか。</p> <p>結果通知書の代わりに、A4サイズの用紙に以下の内容を記載して提出してください。 【記載事項】①受験番号 ②受験区分（例：中高共通・数学・一般選考） ③氏名（カナ）④第2次選考の結果</p>
<p>Q14</p> <p>A</p>	<p>＜障害者特別枠＞障害者特別枠について、詳しく教えてください。</p> <p>「障害者特別枠」は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受け、志願の際、期限が有効である必要があります。全ての受験区分（一般選考・特例選考・特別選考）が対象で、選考の内容は、それぞれの受験区分の選考と同じ内容ですが、受験に際して配慮が必要となる場合については、できる限り対応いたします。要望、質問等については、千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班（043-223-4043）まで御連絡ください。</p>
<p>Q15</p> <p>A</p>	<p>＜配慮希望＞私は弱視ですが、障害者手帳を持っていません。障害者特別枠での志願でなくても、配慮の希望は可能ですか。</p> <p>「障害者特別枠」で志願していない方に対しても、受験に際して配慮が必要となる場合については、できる限り対応いたします。志願書の「⑩選考での配慮希望の有無」「配慮の内容等」に記入の上、志願をしてください。</p>
<p>Q16</p> <p>A</p>	<p>＜住所等の変更＞志願後に、住所（氏名や電話番号等）が変更となりました。どうしたらよいですか。</p> <p>志願書の記載変更届を提出してください。A4サイズの用紙に以下の内容を記載して提出してください。 ①受験区分（例：中高共通・数学・一般選考）②氏名（カナ）③生年月日 ④連絡先（電話番号）⑤変更内容（変更前と変更後を記載）</p>

※その他のよくある質問については、千葉県教育委員会ホームページに掲載していますので、御確認ください。

14 志願書・面接カード・受験票記入上の注意

○志願書・面接カードの記入に当たっては、以下の注意を熟読の上、数字は算用数字で記入する。

面接カードは、本人自筆、楷書で記入する。空欄は斜線とし、訂正する場合は2本線で消すこと。(訂正印不要)

※志願書の内容と面接カードの内容が変わらないように注意して作成してください。

①受験区分

20ページ「A-1、A-2コード表」を参照し、3桁の受験区分コード及び受験区分名を正確に転記する。

講師等特例A・Bで志願する場合は、「A」又は「B」の別を、小学校特例で志願する場合は、「C」をアルファベットで記入する。

<新卒者と既卒者について>

ア 新卒者とは、令和6年3月末(令和5年9月卒業の方も含む。)に以下の学校等を卒業見込の者

・大学院、教職大学院、大学、短期大学、教員養成機関、専攻科等

※令和6年4月に大学院及び教職大学院に進学する者、大学院及び教職大学院1年生で令和7年3月末にそれぞれの課程を修了見込の者は新卒者に含む。

※大学の聴講生、科目等履修生及び必要単位修得後退学予定の者は新卒者に含まない。

イ 既卒者とは、上記の学校等をすでに卒業している者

・上記の学校等を卒業後に専門学校に進んだ場合は既卒者に含まれる。

・通信制大学に在籍中又は科目履修中の社会人や講師は既卒者に含まれる。

・大学卒業後、他の大学へ進学した場合は既卒者に含まれる。

・大学卒業後、社会人経験を経て、大学院に進んだ場合は既卒者に含まれる。

<「S」「E」「W」「N」について>

障害者特別枠(S)、小学校英語推進(E)、中学校複数教科(W)、新卒専願枠(N)を志願する場合は、その別を「S」「E」「W」「N」で記入する。障害者特別枠と小学校英語推進、中学校複数教科、新卒専願枠が重なる場合は、それぞれ、「SE」、「SW」、「SN」で記入する。中学校複数教科と新卒専願枠の併願はできません。

②希望校種

中高共通を選択した場合、25ページ「J希望校種コード表」を参照し、該当【コード】及び【希望校種名】を1つ選択し、正確に転記する。ただし、教員免許状を取得又は取得見込みの校種を選択すること。中高共通以外の区分で受験する場合は、本欄に斜線を引く。

③受験会場の希望(全員回答すること)【志願書のみ】

受験会場の数字を記入する。兵庫臨時会場は小学校、中学校技術のみの実施。盛岡会場・名古屋会場は全学校種・全教科の実施となったので注意すること。また、申し込み後の変更はできないので留意すること。

④性別

「男」又は「女」と記入する(但し、記載は任意とする。)

⑤⑥氏名・生年月日・(歳)

年齢は令和6年4月1日現在の満年齢を記入する。

⑦現住所・連絡先・電話番号・携帯電話番号

確実に連絡が取れる場所を記入する。面接カードの採用事務連絡先は現住所と同じ場合「同上」とする。

⑧学歴

卒業した高等学校等から現在まで在籍した学校について記入する(予備校等は記入不要。文部科学大臣の指定する教員養成機関は記入する。高卒認定等はその旨を記入する。)。教員免許状取得のための通信教育や科目等履修については、通信等の欄に記入する。国立・千葉県立・千葉市立・私立のように、設置者を明記する。学校名、全日・定時・通信制の別、科・学部・学科について正式名称で記入する。「所在地」欄は、都道府県を記入する(外国の場合は国名)。「在学期間」は()内に元号を記入する。書ききれない場合は、欄を上下に2段に分けて記入する。

⑨職歴

【志願書】

コード表によりコードを記入し、その横の欄に勤務先を記入する(令和6年3月卒業見込みの学生は、現職コードは「5」、職歴コードは「1」を記入する。)。過去の勤務先は、令和2年度から令和4年度の3年間について記入する。それぞれの年度の途中で勤務先が変わっている場合、上から新しい勤務先になるように記入する。

【面接カード】

「前職」欄は、過去の職歴を全て新しい順に上から記入する。正規職員としてフルタイム勤務の場合は「正規」と記入する。非常勤・会計年度任用職員・任期付職員・臨時的任用・パート・アルバイト等は「臨採」と記入する。学生時代のアルバイトは記入しない。「職名等」の欄で、講師は「非常勤講師」「会計年度任用職員」「任期付職員」「臨任講師」の区別・担当教科名を明記するなど雇用形態と職務内容を簡潔に示す。「在職年月数」欄は、「現職」「前職」に記入した職歴について、それぞれの在職期間を、「4年3か月」のように記入する。1日でも勤務がある場合は、その月を月数に加えてよいものとする(「在職年月数」の算出方法は、教員免許状取得に係る「実務年数」の取扱いは異なるので注意すること。)

「現職」は5月1日現在で記入するため、それ以前に出願する場合は、在職年月数は見込みで記入する。なお、職歴が多く、この欄に収まらない場合、職歴欄と同じ幅の紙片を作成し、紙片をめくると記入した履歴が見られるよう上部を糊付けして、この欄に重ね合わせて貼ること(上部上段が直近になるようにする。)

⑩教育職員免許状

記入欄が不足する場合は、志願に必要な免許状から記入する。

※「取得見込」の場合、[取得(見込)年月日]欄に「見込」と記入する。

※臨時免許状は記入しない。

※面接カードの「授与権者」の欄は、免許状を発行した都道府県名を記入する。「取得見込」の場合は、申請予定の都道府県名で記入する。

※同一校種・教科の場合は、上位免許状のみ記入する(例：1種と2種を所有する場合、1種のみ記入。)

⑪資格

コード一覧「I資格等コード表」にある資格について以下の基準で主なものから3つまで記入する。

1 特別選考の要件となる資格は必ず記入

(CEFR1以上の取得実績、3級海技士、基本情報技術者等、看護師等)

2 剣道・柔道：4段以上・初段から3段、書道：5段以上

3 その他、教育に関係する資格(司書教諭・カウンセラー等)

※表にないものは記入しない。

⑫千葉県受験回数

今回を含めた、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の受験回数を記入する(併願は含めない。)

⑬講師登録への志願書・面接カードの利用

千葉県・千葉市の公立学校の講師登録に対する志願書及び面接カードの使用について当てはまるものを○で囲む。

⑭実技選択種目【志願書のみ】

保健体育の受験者が記入する。コード一覧「L保健体育実技種目コード表」を参照し、2つとも記入する。

⑮第1次選考における配慮希望の有無と具体的内容【志願書のみ】

身体の障害・疾病、その他の理由で第1次選考における配慮希望がある場合は「有」を記入し、配慮を要する理由と希望する配慮の内容(車椅子使用、拡大鏡の使用、点字受験、手話通訳等)を具体的に記入する。受験に当たって、診断書等症状を証明する書類の提出を求める場合がある。

⑯「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験

千葉県・千葉市が実施する「ちば！教職たまごプロジェクト」に参加した経験(令和5年度実施予定を含む。)がある場合は○を記入し、実施年度、学校名を記入する。令和3年度から令和5年度にかけて経験がある場合は全て記入する。なお、令和2年度以前の経験については記入不要。

⑰大学院名簿登載猶予希望

名簿登載猶予を希望する、大学院(修士課程・専門職学位課程)に在学、又は大学院(同)進学予定者で、修士等の学位と専修免許状の取得に1年を必要とする者は「1年間」、2年を必要とする者は「2年間」の欄の()に○を記入する。志願書及び面接カードに記入がない場合は名簿登載猶予を認めない。

⑱小学校・特別支援教育の併願について(養護教諭志願者は⑲へ記入)要項P6参照

小学校の場合は、小学校教諭普通免許状を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みの場合のみ併願することができる。加点制度を希望する場合は、志願書の加点希望の有無に「有」を記入する。

特別支援教育の場合は、「ア～エ」のいずれかに該当する場合のみ、併願することができる。該当するものの記号を○で囲むこと(複数可)。「ア」以外の要件で併願し、採用された場合は、特別支援学校教諭普通免許状を採用後5年以内に必ず取得すること。

⑲養護教諭志願者の併願について(養護教諭志願者のみ記入可)要項P6参照

併願する学校種及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みであること。併願を希望する学校種を○で囲む。複数選択可。中学校及び高等学校を希望する者は教科を記入する。複数記入可。

⑳ボランティア活動経験【面接カードのみ】

活動先、期間、活動内容を記入する。

(例：○○小学校・R4.4～R5.3・千葉県特別支援フレッシュサポート事業で児童への学習支援。フリースクール等の民間施設でのボランティア経験。)

㉑研究事項・卒論等【面接カードのみ】

卒業論文等の研究について、内容が分かるように簡潔に記入する。

㉒参加した部活動・コンクール等の活動の記録

県大会以上の実績について、大会名・成績・記録(団体種目の場合ポジションや正補の別等を含む)を記入する。また、部活動等の役員経験(主将・マネージャー等)、その他の活動状況について記入する。

㉓指導可能な部活動又は指導実績【面接カードのみ】

部員経験や指導経験をふまえ、指導できる部活動の名称や実績を記入する。

㉔自己アピール(教員として生かせること)【面接カードのみ】

例：民間企業の経験・海外留学経験等自らの経験、趣味・特技・資格、個性や長所等教員として生かせることを記入する。

㉕志願の理由

千葉県・千葉市の公立学校教員(受験区分の学校種・教科等)を志願する理由を記入する。

電子申請で入力後、一番下の PDFファイルで出力する を選択すると、この様式で確認することができます。郵送で提出書類がある方は、この様式の志願書を印刷し一緒に提出してください。
(両面印刷3部)

**令和6年度（令和5年度実施）
千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 志願書**

受験番号（記入不要）

記入例

①受験区分コード	306	受験区分名	中高共通 国語 講師等特例選考B		講師等特例A・B・C 小学校特例G	B	S・B・W・N	2 中学複数教科W	B要件	
②希望校種	2 第1希望 中学校、 第2希望 高等学校					③受験会場	1 千葉会場			
フリガナ	チハ		ハナコ			④性別	女性			
⑥氏名	千葉花子					⑥生年月日	0000年05月12日 00 歳			
⑦連絡先	都道府県コード	郵便番号	住所							
	千葉県	00000000	千葉県00市001-1							
	電話番号1	000-000-0000	メールアドレス1	000@000.00.00						
	電話番号2	000-000-0000	メールアドレス2	000@000.00.00						
⑧学歴	卒業高校コード	高校等所在地	卒業高校名							
	940	千葉県	00高等学校							
	最終学歴校の種類	最終学歴校名						最終学歴校所在地		
	3 大学	00大学						13	神奈川県	
最終学歴校コード	学部及び学科等の正式名称				最終学歴校の学部等コード	卒業年月日（西暦）				
2990	00学部00学科				22 私立 一般大学・学部	0000年0月0日				
⑨職歴	現職コード	2 千葉県内の公立学校教員として現在臨時的任用中の者（特別臨時的任用講師・非常勤を含む。）								
	現在勤務先等	00市立00中学校臨任講師								
	職歴種別	3 教職経験者（臨時的任用教員等のみ）								
過去の勤務先（令和2年度から令和4年度）										
勤務年度	在職期間		勤務先等	職名	常勤・非常勤	職務内容（教科・時間数・その他）				
4年度	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		00市立00小学校	非常勤講師	2 非常勤	算数チームティーチング				
	~									
	~									
3年度	令和3年9月1日 ~ 令和3年12月24日		00市立00中学校	00補助員	非常勤	学習補助				
	令和3年4月1日 ~ 令和3年5月31日		00販売		常勤	00の物品販売				
	~									
2年度	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日		00販売		常勤	00の物品販売				
	~									
	~									

令和6年度（令和5年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 志願書（裏面）

記入例

⑩教員免許状	免許1	5140	中学校国語 1種	免許5		
	免許2	5500	高等学校国語 1種	免許6		
	免許3	5156	中学校技術 1種	免許7		
	免許4	5004	小学校 1種	免許8		
⑪資格	資格1	221	英語B			
	資格2	250	司書			
	資格3					
⑫千葉県受検回数						
	小学校	中学校・高校	特別支援教育	養護教諭	栄養教諭	
		2				
⑬講師登録		同意する				
⑭保健体育実技選択		選択種目A詳		選択種目B詳		
⑮選考での配慮の有無		有	難聴のため、手話通訳を希望します。			
⑯らび1教職たまごプロジェクト		1	令和3年度経験			
⑰大学院名簿登録希望						
⑱小学校併願		1	小学校の併願を希望する		加点希望の有無	有
⑲特別支援教育併願						
⑳養護教諭志願者の併願					養護教諭志願者の併願（教科）	
㉑参加した部活動及びコンクール等の活動の記録【中学校以降 150字以内】						
中学校3年間・高校3年間 バスケットボール部所属 高校時、インターハイベスト4						
㉒志願の理由（200字以内）						
私は、中学校の教員になることを強く夢見ています。理由は、子ども達とともに、自分も成長できる、そんな素晴らしい職業であると考えているからです。						
志願の同意		年月日		氏名		
1 同意します		令和5年5月3日		千葉 花子		

16 面接カードの記入例
令和6年度（令和5年度実施）

面接カードは必ず自筆で作成してください。

記入例

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 面接カード

障害者特別枠「S」、小学校・英語「E」、中学校・複数教科「W」、新卒等願枠「N」で志願する方のみ該当のアルファベットを記入する。

職歴はすべて記入する。

①受験区分 [A-1・A-2コード表]から転記する 受験区分名 中高共通・国語・講師等特例		A・B・C S・E・W・N B W		②希望校種 中高共通のみ ①中②高	受験番号 306011	受験票に記載されている受験番号を確認し、各自で記入する。 ※受験票を見て間違いないように入力すること	
写真貼付欄 1 写真は受験票と同一のものを貼付すること 2 写真の裏に氏名を記入すること 3 出願前6か月以内に撮影したもの 4 上半身、脱帽、カラー、正面向き 5 縦4.5cm×横3.5cm		⑤ふりがな ちば はなこ 氏名 千葉 花子		④性別 女	令和6年4月1日現在		性別の記載は任意です。
⑥生年月日 昭和〇〇年5月12日生 (〇〇)歳		⑦現住所 千葉県〇〇市〇〇〇〇1-1 〒〇〇〇-〇〇〇〇(電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)(携帯〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		⑧連絡先 千葉県〇〇市 〒- (電話 -)		R6年4月1日現在の年齢を記入する。	
⑨学歴		学校名		所在地 都道府県等	在学期間	卒業・修了見込等	
高等学校から現在まで記入する。 国立、千葉県立、千葉市立、私立のよりに、設置者を記入する。 所在地の欄は学校所在地の都道府県を記入する。(外国の場合は国名)		私立 〇〇高等学校 全日制 普通科		千葉県	平成〇年〇月～平成〇年〇月	卒業	
		私立 〇〇大学 〇〇部 〇〇科		〇〇県	平成〇年〇月～平成〇年〇月	卒業	
		国立 〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻		〇〇県	平成〇年〇月～令和〇年〇月	卒業見込み	
		私立 〇〇大学 科目等履修生		〇〇県	平成〇年〇月～令和〇年〇月	修了	
⑩職歴		勤務先	在職期間	正規 臨時	職名等 職名・担当教科・課・職務内容・その他	在職年月数	
現職		〇〇市立〇〇中学校	R5/4～現在	臨時	臨任講師・国語	R5年5月1日現在 2か月	
前職		〇〇市立〇〇小学校	R4/4～R5/3	臨時	非常勤講師・算数	12か月	
		〇〇市立〇〇中学校	R3/9～R3/12	臨時	〇〇補助教員・学習補助	4か月	
		株式会社〇〇	H31/4～R3/5	正規	〇〇販売	2年2か月	
						空欄となる箇所には斜線を引く。	
⑪教育職員免許状		取得(見込)年月日	授与権者	種類	教科	⑫資格 「1資格等コード表」に該当する資格のみを記入する。特別選考・特別選考の要件となる資格は必ず記入する。	
臨時免許状を除き受験区分に関係する順に記入する。記入欄が不足する場合は別紙に記入する。 授与権者は、都道府県名を記入する。見込みの者は申請予定の都道府県を記入する。 同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。		H31年3月〇日	千葉	中学校1種	国語	資格などの名称	取得年月
		H31年3月〇日	千葉	高等学校1種	国語	実用英語検定準1級	H31年9月
		R6年3月見込日	千葉	小学校		司書	R4年9月
		年 月 日				年月	年月
		年 月 日				年月	年月
		年 月 日				年月	年月
		年 月 日				年月	年月
		年 月 日				年月	年月
⑬講師登録		千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時的任用職員、任期付職員及び計年任用職員の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む)			⑭千葉県受験回数 ※今年を含む。例欄は含まない。		
		<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない <input type="radio"/> 登録済み			区分	小学校	中学校 高等学校
					回数	2回	特別支援 養護教諭
					回数	回	回
					回数	回	回
					回数	回	回
					回数	回	回
					回数	回	回
					回数	回	回
					回数	回	回

中学校・高等学校単独又は、中高共通枠で受験した場合はここに記入する。

17 コード一覧

A-1 校種・教科コード表

校種・教科	コード
小学校(推薦)	10
小学校新卒	11
小学校既卒	12
小学校(ちば夢チャレンジ)	13
中学校技術	20
中高共通 国語	30
中高共通 社会	31
中高共通 数学	32
中高共通 理科	33
中高共通 音楽	34
中高共通 美術	35
中高共通 保健体育	36
中高共通 家庭	37
中高共通 英語	38
高等学校 農業(土木造園)	40
高等学校 農業(食品製造)	42
高等学校 農業(園芸)	43
高等学校 農業(畜産)	52
高等学校 工業(電気)	44
高等学校 工業(機械)	45
高等学校 工業(工業化学)	54
高等学校 工業(建設)	55
高等学校 商業	46
高等学校 書道	47
高等学校 福祉	48
高等学校 情報	49
高等学校 水産(航海)	56
高等学校 水産(機関)	57
特別支援教育	51
養護教諭	61
ちばスペシャリスト特別選考 I 情報 ※	71
ちばスペシャリスト特別選考 I 看護 ※	72
ちばスペシャリスト特別選考 I 福祉 ※	73
ちばスペシャリスト特別選考 II 水産(航海) ※	74
ちばスペシャリスト特別選考 II 水産(機関) ※	75
ちばスペシャリスト特別選考 I 家庭 ※	76
栄養教諭	81

A-2 選考種別コード表

コード	選考種別
0	大学推薦特別選考
1	一般選考
2	他県等現職特別選考
3	元教諭特別選考
4	社会人特別選考
5	本県現職実習助手等特別選考
6	A 講師等特別選考A
	B 講師等特別選考B
	C 小学校特別選考
7	特別臨時的任用講師特別選考
8	教職大学院特別選考
9	ちば夢チャレンジ特別選考

英語教育推進枠、
複数教科枠、新卒
専願枠には、選考
種別コード記入は
ありません。

※受験区分コードの例

小学校(推薦)・大学推薦の場合 小学校既卒・一般の場合

↓ ↓ ↓ ↓
10 ↓ 0 12 ↓ 1
100 121

中高美術・講師特例Bの場合

↓ ↓ ※講師特例A・Bのコード
35 ↓ 6 番号は同じ
356 B ※A・Bの別は、別途記入

※ ちばスペシャリスト特別選考 I・IIの区分

コードは

情報 711 看護 721
福祉 731 家庭 761
水産(航海) 741
水産(機関) 751

※障害者特別枠で志願する者のみがSを記入する。⇒例②参照

※小学校英語教育推進枠に志願する者のみがEを記入する。⇒例③参照

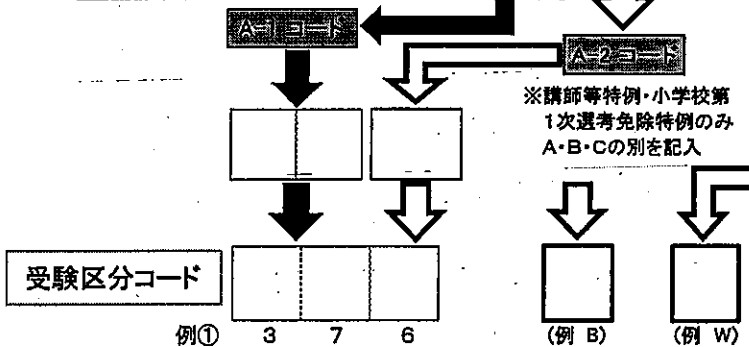
※新卒専願枠(数学・理科・技術・美術・家庭・情報)に志願する者のみがNを記入する。⇒例④参照

※中学校複数教科枠に志願する者のみがWを記入する。受験区分コードは、受験する教科と同じとする。⇒例⑤参照

※障害者特別枠と小学校英語推進枠、中学校複数教科枠、新卒専願枠が重複する場合は、それぞれ「SE」、「SW」、「SN」で記入する。

※中学校複数教科枠と新卒専願特別枠を併願することはできません。

※講師等特別・小学校第1次選考免除特例のみA・B・Cの別を記入



- 例① 376B : 中高共通家庭 講師等特別 B
- 例② 301S : 中高共通国語 一般 障害者特別枠
- 例③ 111E : 小学校新卒 一般 英語教育推進
- 例④ 351N : 中高共通美術 一般 新卒専願枠
- 例⑤ 201W : 中学校技術一般 複数教科
- 例⑥ 139 : 小学校(ちば夢チャレンジ) ちば夢チャレンジ特別選考
- 例⑦ 329 : 中高共通数学 ちば夢チャレンジ特別選考

B 高校等コード表

【県立高等学校】

校名	コード
旭農業	011
姉崎	012
我孫子	013
我孫子東	422
天羽	014
安房	015
安房拓心	017
泉	019
磯辺	020
市川昂	423
市川工業	022
市川東	024
市川南	025
一宮商業	026
市原	027
市原緑	029
市原八幡	030
印旛明誠	424
浦安	033
浦安南	034
生浜	035
大網	419
大多喜	036
大原	038
小見川	039
柏(県立)	042
柏井	043
柏中央	045
柏の葉	417
柏南	047
鎌ヶ谷	051
鎌ヶ谷西	052
木更津	053
木更津東	054
君津	055
君津青葉	056
君津商業	057
行徳	058
九十九里	059
京葉	060
京葉工業	061
検見川	062
国府台	063
小金	064
国分	065
横橋	066
佐倉	068
佐倉西	069
佐倉東	070
佐倉南	071
佐原	072
佐原白楊	073
清水	075
下総	076
沼南	077
沼南高柳	078
白井	080
関宿	081
匝瑳	082
袖ヶ浦	083
多古	084

校名	コード
館山総合	420
千城台	086
千葉(県立)	088
千葉大宮	089
千葉北	090
千葉工業	091
千葉商業	092
千葉女子	093
千葉西	094
千葉東	095
千葉南	096
銚子(県立)	098
銚子商業	099
長生	102
津田沼	103
東金	105
東金商業	106
東総工業	107
土気	108
富里	109
長狭	110
流山	111
流山おおたかの森	418
流山北	421
流山南	115
成田北	117
成田国際	118
成田西陵	119
成東	120
野田中央	415
柏陵	123
東葛飾	124
布佐	125
船橋(県立)	127
船橋北	129
船橋啓明	425
船橋古和釜	130
船橋芝山	131
船橋豊富	132
船橋東	134
船橋二和	135
船橋法典	136
幕張総合	137
松尾	138
松戸(県立)	140
松戸向陽	426
松戸国際	142
松戸馬橋	143
松戸南	144
松戸六実	145
実籾	148
茂原	149
茂原樟陽	416
薬園台	152
八街	153
八千代	154
八千代西	155
八千代東	156
四街道	157
四街道北	158
若松	160
他(他の都道府県立高校)	920

【市立高等学校】

校名	コード
稲毛(市立)	031
柏(市立)	041
千葉(市立)	087
銚子(市立)	097
習志野(市立)	116
船橋(市立)	126
松戸(市立)	139
他(他都道府県の市立高校)	930

【国立高等学校】

校名	コード
国立高等学校	910

【私立高等学校】

校名	コード
美国学園大学附属四街道	301
あずさ第一	703
我孫子二階堂	302
市川	303
市原中央	304
植草学園大学附属	305
桜林	312
鴨川令徳	334
木更津総合	701
曉星国際	308
敬愛学園	309
敬愛大学八日市場	310
光英VERITAS	319
国府台女子学院	311
志学園	313
芝浦工業大学柏	314
渋谷教育学園薫風	315
秀明八千代	316
昭和学院	317
昭和学院秀英	318
翔漢	329
西武台千葉	320
専修大学松戸	322
拓殖大学紅陵	323
千葉英和	324
千葉学芸	325
千葉敬愛	326
千葉経済大学附属	327
千葉県安房西	328
千葉商科大学附属	330
千葉聖心	331
千葉日本大学第一	332
千葉萌陽	333
千葉明德	335
千葉黎明	336
中央学院	337
中央国際	705
東海大学付属浦安	338
東海大学付属市原望洋	339
東京学館	340
東京学館浦安	341
東京学館船橋	342
東邦大学付属東邦	343
東葉	344
時任学園中等教育学校	345
成田	346
中山学園	704
日本体育大学柏	306
二松学舎大学附属柏	347
日本大学習志野	348
日出学園	349
不二女子	350
明聖	351

校名	コード
茂原北陵	352
八千代松陰	353
横芝敬愛	354
流通経済大学附属柏	355
麗澤	356
和洋国府台女子	357
わせがく	702
他(その他の私立高校)	940

【県立特別支援学校】

校名	コード
我孫子特別支援	201
安房特別支援	202
夷隅特別支援	203
市川特別支援(県立)	204
市原特別支援	206
印旛特別支援	207
飯高特別支援	237
大網白里特別支援	238
柏特別支援	208
香取特別支援	209
君津特別支援	210
湖北特別支援	235
栄特別支援	242
桜が丘特別支援	211
袖ヶ浦特別支援	212
千葉盲	213
千葉特別支援	214
千葉聾	215
銚子特別支援	217
長生特別支援	218
つくし特別支援	227
東金特別支援	219
富里特別支援	220
特別支援学校流山高等学園	230
特別支援学校市川大野高等学園	234
習志野特別支援	239
仁戸名特別支援	221
野田特別支援	222
船橋特別支援(県立)	224
船橋夏見特別支援	240
権の実特別支援	225
松戸特別支援	226
八千代特別支援	228
矢切特別支援	241
八日市場特別支援	229
四街道特別支援	231

【市立特別支援学校】

校名	コード
市川市立須和田の丘支援	205
千葉市立養護	216
千葉市立第二養護	233
千葉市立高等特別支援	236
船橋市立船橋特別支援	223

【国立特別支援学校】

校名	コード
千葉大学教育学部附属特別支援	001
筑波大学附属聴覚特別支援	002

【その他の特別支援学校】

校名	コード
その他の特別支援学校	950

【国立高等専門学校】

校名	コード
木更津工業高専	003
他(他の高専)	960

【その他(高卒認定等)】

校名	コード
その他(高卒認定等)	990

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

C 大学等コード表 (1/2)

【国立大学】

校名	コード
ア 愛知教育大学	0001
秋田大学	0002
イ 茨城大学	0009
岩手大学	0010
ウ 宇都宮大学	0016
エ 愛媛大学	0020
オ 大分大学	0024
大阪大学	0026
大阪外国語大学	0027
大阪教育大学	0028
岡山大学	0029
小樽商科大学	0030
お茶の水女子大学	0031
帯広畜産大学	0032
カ 香川大学	0040
鹿児島大学	0042
金沢大学	0043
鹿屋体育大学	0044
キ 北見工業大学	0053
岐阜大学	0054
九州大学	0050
九州芸術工科大学	0051
九州工業大学	0052
京都大学	0055
京都教育大学	0056
京都工芸繊維大学	0057
ク 熊本大学	0063
群馬大学	0064
コ 高知大学	0070
神戸大学	0072
サ 埼玉大学	0079
佐賀大学	0080
シ 滋賀大学	0087
静岡大学	0089
島根大学	0090
上越教育大学	0092
信州大学	0093
セ 政策研究大学院大学	0098
ソ 総合研究大学院大学	0099
チ 千葉大学	0111
ツ 筑波大学	0115
テ 電気通信大学	0119
ト 東京大学	0123
東京外国語大学	0125
東京海洋大学	0122
東京学芸大学	0126
東京芸術大学	0128
東京工業大学	0129
東京農工大学	0132
東北大学	0133
徳島大学	0134
鳥取大学	0136
富山大学	0137
豊橋技術科学大学	0139
ナ 長岡技術科学大学	0150
長崎大学	0151
名古屋大学	0152
名古屋工業大学	0153
奈良教育大学	0154
奈良女子大学	0155
奈良先端科学技術大学院大学	0157
鳴門教育大学	0156
ニ 新潟大学	0162

校名	コード
ヒ 一橋大学	0180
兵庫教育大学	0181
弘前大学	0182
広島大学	0183
フ 福井大学	0184
福岡教育大学	0186
福島大学	0187
ホ 北陸先端科学技術大学院大学	0195
北海道大学	0196
北海道教育大学	0197
ミ 三重大学	0205
宮城教育大学	0206
宮崎大学	0207
ム 室蘭工業大学	0214
ヤ 山形大学	0224
山口大学	0225
山梨大学	0226
ヨ 横浜国立大学	0236
リ 琉球大学	0243
ワ 和歌山大学	0250
他 その他の国立大学	0990

【公立大学】

校名	コード
ア 愛知県立大学	0501
愛知県立芸術大学	0502
イ 岩手県立大学	0510
オ 大阪市立大学	0522
大阪府立大学	0523
カ 神奈川県立保健福祉大学	0528
金沢美術工芸大学	0529
キ 北九州市立大学	0534
京都市立芸術大学	0537
京都府立大学	0538
ク 熊本県立大学	0549
群馬県立女子大学	0551
ケ 県立広島大学	0552
コ 神戸市外国語大学	0563
サ 埼玉県立大学	0568
シ 静岡県立大学	0574
タ 高崎経済大学	0595
チ 千葉県立保健医療大学	7017
ツ 都留文科大学	0604
ト 東京都立大学	0578
ナ 名古屋市立大学	0619
ヒ 兵庫県立大学	0642
フ 福岡女子大学	0646
マ 前橋工科大学	0650
ヤ 山梨県立大学	0670
ヨ 横浜市立大学	0684
他 その他の公立大学	1990

【私立大学】

校名	コード
ア 愛知学院大学	2010
愛知学泉大学	2011
愛知淑徳大学	1006
愛知大学	1220
愛知東邦大学	1221
青森大学	2013
青山学院大学	2015
芦屋大学	2017
亜細亜大学	2020
麻布大学	2023
跡見学園女子大学	2025
足利大学	2746

校名	コード
ア 足利大学	2746
イ いわき明星大学	2029
石巻専修大学	2030
茨城キリスト教大学	2035
ウ 上野学園大学	2040
植草学園大学	2041
エ 江戸川大学	2042
オ 桜美林大学	2045
大阪経済大学	2049
大阪体育大学	2050
大阪大谷大学	2055
大谷大学	1222
大妻女子大学	2060
岡崎女子大学	1223
岡山理科大学	2065
大阪電気通信大学	2747
カ 学習院大学	2070
学習院女子大学	2071
開智国際大学	2597
神奈川大学	2075
金沢星稜大学	2076
鎌倉女子大学	2080
川村学園女子大学	2090
関西大学	2095
関西外国語大学	2096
関西学院大学	2100
関西国際大学	2103
環太平洋大学	1118
神田外語大学	2105
関東学院大学	2110
関東学園大学	2115
神奈川工科大学	2748
金沢学院大学	2749
キ 畿央大学	2117
北里大学	2120
岐阜聖徳学園大学	2125
岐阜女子大学	2128
九州女子大学	2130
共愛学園前橋国際大学	2133
京都外国語大学	2135
京都女子大学	2140
京都造形芸術大学	2145
京都橘大学	2146
共立女子大学	2148
杏林大学	2150
近畿大学	2155
金城学院大学	2157
共栄大学	2756
ク 国立音楽大学	2160
くらしき作陽大学	2162
群馬医療福祉大学	2163
ケ 敬愛大学	2165
慶応義塾大学	2170
コ 工学院大学	2175
皇學館大学	2180
甲南女子大学	2181
神戸松蔭女子学院大学	2183
神戸女子大学	2185
神戸親和女子大学	2190
国学院大学	2195
国際武道大学	2200
国土館大学	2205
駒澤大学	2210
サ 埼玉学園大学	2219
相模女子大学	2220
札幌大学	1229

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。
 ※大学院についても、この大学コードを使ってください。

C 大学等コード表 (2/2)

校名	コード
サ 札幌学院大学	2223
埼玉工業大学	2751
シ 至学館大学	2417
四国学院大学	2227
四国大学	2230
実践女子大学	2235
四天王寺大学	2240
芝浦工業大学	2233
柴田学園大学	2537
秀明大学	2245
十文字学園女子大学	2247
淑徳大学	2250
順天堂大学	2255
尚絅学院大学	2755
城西大学	2260
城西国際大学	2265
上智大学	2270
湘南工科大学	2275
尚美学園大学	2280
上武大学	1255
昭和音楽大学	2290
昭和女子大学	2295
女子栄養大学	2300
女子美術大学	2305
白梅学園大学	2308
白百合女子大学	2310
仁愛大学	2752
ス 杉野服飾大学	2315
椋山学園大学	1224
駿河台大学	2317
セ 聖学院大学	2318
成蹊大学	2320
星槎大学	1225
成城大学	2325
聖心女子大学	2330
清泉女子大学	2335
聖徳大学	2340
西南学院大学	2341
清和大学	2342
専修大学	2345
洗足学園音楽大学	2350
仙台大学	2355
ソ 創価大学	2360
園田学園女子大学	2363
タ 第一工業大学	2365
大正大学	2370
大東文化大学	2375
拓殖大学	2380
玉川大学	2385
多摩美術大学	2390
チ 千葉科学大学	2392
千葉経済大学	2395
千葉工業大学	2400
千葉商科大学	2405
中央大学	2410
中央学院大学	2415
中京大学	2420
中部大学	2423
ツ 津田塾大学	2425
鶴見大学	2430
テ 帝京大学	2435
帝京科学大学	1361
帝京平成大学	2440
天理大学	2445
ト 桐蔭横浜大学	2448
東海大学	2450
東海学園大学	2452

校名	コード
ト 東京音楽大学	2455
東京家政大学	2460
東京家政学院大学	2465
東京基督教大学	2467
東京経済大学	2470
東京工芸大学	1226
東京国際大学	2475
東京情報大学	2480
東京女子大学	2485
東京女子体育大学	2490
東京都市大学	2660
東京成徳大学	2495
東京造形大学	2500
東京電機大学	2505
東京農業大学	2510
東京福祉大学	2513
東京未来大学	2514
東京理科大学	2515
同志社大学	2520
同志社女子大学	2521
桐朋学園大学	2523
東邦大学	2525
東邦音楽大学	2530
東北学院大学	2535
東北芸術工科大学	1399
東北福祉大学	2540
東北文科大学	2541
東洋大学	2545
東洋学園大学	2552
常盤大学	2554
徳島文理大学	2555
常葉大学	2557
獨協大学	2560
ナ 名古屋外国語大学	1227
名古屋学院大学	1228
名古屋学芸大学	1230
名古屋経済大学	2564
名古屋芸術大学	2565
名古屋女子大学	2567
奈良学園大学	1466
ニ 新潟薬科大学	2569
二松学舎大学	2570
日本大学	2575
日本教育大学院大学	2577
日本工業大学	2578
日本社会事業大学	2580
日本女子大学	2585
日本女子体育大学	2590
日本体育大学	2595
日本福祉大学	2600
ノ ノートルダム清心女子大学	2605
ハ 梅光学院大学	1524
白鷗大学	2606
八戸工業大学	2754
ヒ 東大阪大学	2607
比治山大学	1547
弘前学院大学	2608
姫路大学	2158
フ フェリス女学院大学	2615
福岡大学	2620
佛教大学	2625
文化学園大学	2630
文教大学	2635
文京学院大学	2638
平成国際大学	3777
ホ 法政大学	2640
北翔大学	2643

校名	コード
ホ 北陸学院大学	2644
北陸大学	2645
ミ 美作大学	2647
宮城学院女子大学	2648
ム 武蔵大学	2650
武蔵川女子大学	2655
武蔵野大学	2663
武蔵野音楽大学	2665
武蔵野美術大学	2670
メ 明海大学	2675
明治大学	2680
明治学院大学	2685
名城大学	2688
明星大学	2690
目白大学	2695
モ 桃山学院教育大学	1231
盛岡大学	2700
ヤ 大和大学	1232
山梨学院大学	1233
ヨ 横浜商科大学	1234
ラ 酪農学園大学	1657
リ 立教大学	2705
立正大学	2710
立命館大学	2715
龍谷大学	2720
流通経済大学	2725
了徳寺大学	2728
レ 麗澤大学	2730
ワ 和光大学	2735
早稲田大学	2740
和洋女子大学	2745
他 その他の私立大学	2990

【公立短期大学】

校名	コード
チ 千葉県立衛生短期大学	4040
他 その他の公立短期大学	4990

【私立短期大学】

校名	コード
ア 青山学院女子短期大学	5030
ウ 植草学園短期大学	5055
コ 国学院大学栃木短期大学	5160
シ 昭和音楽大学短期大学部	5230
昭和学院短期大学	5240
女子美術大学短期大学部	5270
セ 聖徳大学短期大学部	5280
清和大学短期大学部	5300
チ 千葉敬愛短期大学	5360
千葉経済大学短期大学部	5370
テ 帝京短期大学	5383
ト 東海大学短期大学部	5388
東京家政大学短期大学部	5390
東京女子体育短期大学	5410
東邦音楽短期大学	5430
他 その他の私立短期大学	5990

【養成機関】

校名	コード
チ 千葉県立養護教諭養成所	6010
ヨ 横浜高等教育専門学校	6030
他 その他の教員養成機関	6990

【その他】

校名	コード
ホ 放送大学(放送大学学園)	0193
他 【その他の学校(機関)等】	9990

*卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

*大学院についても、この大学コードを使ってください。

D 学歴種別コード表

コード	種別A	コード	種別A
1	大学院	4	短大専攻科
2	大学専攻科	5	短期大学
3	大学	9	その他

E 学部等コード表

コード	種別B	説明
10	国立教員養成大学・学部	国立の教員養成大学又は国立大学の教員養成学部
11	公立教員養成大学・学部	公立の教員養成大学又は公立大学の教員養成学部
12	私立教員養成大学・学部	私立の教員養成大学又は私立大学の教員養成学部
20	国立一般大学・学部	「10国立教員養成大学・学部」以外の国立大学・学部
21	公立一般大学・学部	「11教員養成大学・学部」以外の公立大学・学部
22	私立一般大学・学部	「12教員養成大学・学部」以外の私立大学・学部
30	短期大学	国・公・私立短期大学(短期大学の専攻科を含む。)
40	指定教員養成機関等	指定教員養成機関及び国立養護教諭養成所
50	大学院等	国・公・私立大学の大学院及び専攻科
90	その他(上記以外)	高等学校卒業者(学校教育法第56条第1項の大学に入学することができる者を含む。)で他にあてはまらない者

F 現職コード表

コード	説明
0	千葉県内公立学校で実習助手又は寄宿舎指導員として現在正式任用中の者
1	国立学校又は千葉県外の公立学校教員として現在正式任用中の者
2	千葉県内の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(特別臨時的任用講師・非常勤を含む。)
3	千葉県外の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(非常勤を含む。)
4	私立等教員(教員として上記0~3以外で任用中の者。臨任・非常勤を含む。)
5	学生 ※科目等履修生は含まない。
6	本採用の公務員(教員を除く、県内外の公務員全般)
7	民間企業等勤務者
8	無職
9	その他

G 職歴コード表

コード	職歴名	説明
1	新規学卒者	令和5年度卒業予定者
2	教職経験者(臨時的任用教員等以外)	出願時以前の教職経験として国公私立の教員(臨時的任用教員、非常勤教員等を除く。)として勤務していた経験を有する者。
3	教職経験者(臨時的任用教員等のみ)	出願時以前の教職経験として国公私立の臨時的任用教員、非常勤教員等として勤務していた経験のみを有する者。 教職辞職後、教員採用選考を数年間にわたって受験し、教職にあった期間と教員採用の時期が連続していない場合も含む。ただし、民間企業に勤務していた者が教職を志して辞職し、教員採用選考受験中に臨時的任用職員として講師となっていた者等は、「民間企業等勤務経験者」に含める。
4	民間企業等勤務経験者	教員採用選考時の職として教職(「教職経験者」に該当する教員)以外の継続的な雇用に係る勤務経験(民間企業での勤務等。アルバイト等は除く)にあった者。 民間企業を辞職後、教員採用選考を数年間にわたって受験し、民間企業勤務の期間と教員採用の時期とが連続していない場合も含む。
5	その他の既卒者	上記1~4の区分にあてはまらない者
6	大学3年次等	令和6年度卒業見込みの者等

H 免許コード表

校種	教科	種別	コード	
小学校	専修	1種	5002	
		2種	5004	
	1種	1種	5006	
		2種	5100	
	中学校	国語	専修	5100
			1種	5140
2種			5200	
社会		専修	5102	
		1種	5142	
2種		1種	5202	
		2種	5104	
数学		専修	5104	
		1種	5144	
2種		1種	5204	
		2種	5106	
理科		専修	5106	
	1種	5146		
2種	1種	5206		
	2種	5108		
音楽	専修	5108		
	1種	5148		
2種	1種	5208		
	2種	5110		
美術	専修	5110		
	1種	5150		
2種	1種	5210		
	2種	5112		
保健体育	専修	5112		
	1種	5152		
2種	1種	5212		
	2種	5116		
技術	専修	5116		
	1種	5156		
2種	1種	5216		
	2種	5118		
家庭	専修	5118		
	1種	5158		
2種	1種	5218		
	2種	5126		
英語	専修	5126		
	1種	5166		
2種	1種	5226		
	2種	5114		
保健	専修	5114		
	1種	5154		
2種	1種	5214		
	2種	7770		
中学その他			7770	
高等学校	国語	専修	5400	
		1種	5500	
	地理歴史	専修	5404	
		1種	5504	
	公民	専修	5406	
		1種	5506	
	2種	1種	5408	
		2種	5508	
	数学	専修	5408	
		1種	5508	
	理科	専修	5410	
		1種	5510	
保健体育	専修	5420		
	1種	5520		
音楽	専修	5412		
	1種	5512		
美術	専修	5414		
	1種	5514		
その他			9990	
高等学校	工芸	専修	5416	
		1種	5516	
	書道	専修	5418	
		1種	5518	
	英語	専修	5454	
		1種	5554	
	家庭	専修	5428	
		1種	5528	
	情報	専修	5460	
		1種	5572	
	農業	専修	5432	
		1種	5532	
	工業	専修	5436	
		1種	5536	
	商業	専修	5440	
		1種	5540	
	水産	専修	5444	
		1種	5544	
	商船	専修	5448	
		1種	5548	
	看護	専修	5424	
		1種	5524	
	福祉	専修	5462	
		1種	5574	
独語	1種	5576		
	仏語	1種	5575	
他の外国語	専修	5456		
	1種	5556		
保健	専修	5422		
	1種	5522		
高校その他			8880	
特別支援学校(視覚障害者)・盲学校			専修 5918	
			1種 5923	
			2種 5928	
特別支援学校(聴覚障害者)・聾学校			専修 5919	
			1種 5924	
			2種 5929	
特別支援学校(知的障害者)・養護学校			専修 5920	
			1種 5925	
			2種 5930	
特別支援学校(肢体不自由者)・養護学校			専修 5921	
			1種 5926	
			2種 5931	
特別支援学校(病弱者)・養護学校			専修 5922	
			1種 5927	
			2種 5932	
養護教諭			専修 5980	
			1種 5982	
			2種 5984	
幼稚園			専修 5950	
			1種 5952	
			2種 5954	
栄養教諭			専修 5990	
			1種 5992	
			2種 5994	

高等学校社会の免許状については、高等学校地理歴史及び公民のコードの両方を記載する。

I 資格等コード表

コード	資格名	
100	書道	※1
200	剣道・4以上	※1
201	剣道・初～3	※2
210	柔道・4以上	※1
211	柔道・初～3	※2
220	英語A(CEFR C1相当)	※3
221	英語B(CEFR B2相当)	※3
226	英語C(CEFR B1相当)	※3
222	独語	
223	仏語	
224	韓国語	
225	中国語	
228	他の外国語	
230	情報技術者	※4
231	他のコンピュータ	
240	社会教育主事	
250	司書	
260	司書教諭	
270	学芸員	
280	管理栄養士	
285	栄養士	
290	調理師	
300	手話	
810	保健師	
820	看護師	
830	助産師	
840	介護福祉士	
850	カウンセラー等	
860	保育士	
870	海技士	

注意 ※1 剣道・柔道:4段以上、書道:5段以上の場合
 ※2 剣道・柔道:初段から3段
 ※3 ページ右下参照
 ※4 「情報処理技術者試験」によるもののみ

J 希望校種コード表

中高共通区分(受験区分コード301～389で受験する者のみ、下記1～4のいずれかを選択しコードと希望校種名を転記する。)

コード	希望校種名	説明
1	中学のみ	中学校のみ希望する。
2	①中②高	第一希望中学校 第二希望高等学校
3	①高②中	第一希望高等学校 第二希望中学校
4	高校のみ	高等学校のみ希望する。

(注意) 免許状を取得していないか、取得見込みでない校種は、希望できません。

K 都道府県コード表

コード	県名	コード	県名
01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県	48	外国

L 保健体育実技種目コード表

中高保健体育で受験する者のみ、選択種目のア群とイ群からそれぞれ1種目を選択し、受験申込書にコードを転記する。
 志願書提出後の変更はできないので留意する。

選択種目ア群		選択種目イ群	
コード	種目	コード	種目
1	バスケットボール	11	ハードル走
2	バレーボール	12	マット運動
3	ソフトボール	13	現代的なリズムのダンス
4	柔道		
5	剣道		

※ 各資格・各検定試とCEFRとの対照

英語の各資格及び各検定試験は、必ずCEFR対照表で確認してください。文部科学省のホームページから確認することができます。

18 欠格事由

【地方公務員法第16条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者（以下の期間にある者も含まれる）
 - ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【平成11年改正前の民法による欠格事由】

準禁治産の宣告（心身耗弱を原因とするものを除く。）を受けている者

19 問合せ先等

- 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班 TEL 043-223-4043・4044
・千葉県教育委員会ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/index.html>
- 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所10階
千葉市教育委員会教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
・千葉市教育委員会ホームページ https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/edu_index.html
- Twitter 千葉県教育委員会教職員課 @kyousai_Chiba
採用選考の情報や、選考当日の実施(延期)の連絡等、重要な情報を発信しています。ツイッターを利用できる環境にある方は、必ずフォローしてください。利用できない方は千葉県教育委員会のホームページで御確認ください。

志願者の方へ

出願時以降も以下の登録情報が必要となります。必ず記入し、本要項は大切に保管してください。

利用者登録情報 利用者ID _____

パスワード _____

電子申請情報 整理番号 _____

問合せ番号 _____

受験番号

受験番号が決定した後、記入してください。受験番号は第2次選考合格発表後も使用する、大切な情報です。

【 出願から第1次選考までの流れ 】

一般選考志願者(小学校英語教育推進枠※、
新卒専願枠・障害者特別枠以外)

一般選考志願者(小学校英語教育推進枠※、新卒専願
枠・障害者特別枠)及び特例選考・特別選考志願者

【ちば電子申請サービスの申請者情報登録】

事前登録が必要です。(既に登録されている方は、必要ありません。)

志願の前に「ちば電子申請サービス」の申請者情報登録を行う(申請者登録情報は必ず控える)。

申請者情報の仮登録 →メールの受信

→申請者情報の本登録(申請IDとパスワードは必ず控える。)

【電子申請により「志願書」を入力・申請】

令和5年4月3日(月)午前9時 受付開始～5月12日(金)午後5時締切

「ちば電子申請サービス」にアクセスして、志願書のフォームを入力する。入力後、PDFファイルを印刷し、内容の確認を行う。内容を確認後、インターネットを経由して申請する。

申請完了のメールが届けば【申請完了】です。(整理番号、パスワードは必ず控える)。

※小学校英語教育
推進枠(一般選考志
願者)で、中高英語
免許状取得見込み
を要件としている
場合、提出書類がな
いため、郵送の必要
はありません。

【「受験区分別提出書類」と「志願書のコピー3部」 を郵送】

令和5年4月3日(月)～5月12日(金) 消印有効
受験科目・校種・区分により送付先が異なるので注意する。
必ず簡易書留で郵送する。

【「受験票」の作成】 令和5年6月中旬～下旬

「ちば電子申請サービス」にアクセスして受験票を印刷し、厚紙に糊付けして、写真を貼付する。

受験票発行の開始については、ホームページ及びツイッターでお知らせする。

【「面接カード」・「自己申告票の作成」】 ～令和5年7月8日(土)まで

千葉県教育委員会のホームページから各様式をダウンロードし、自筆で作成する。「志願書」の内容との整合性を確認する。面接カードに写真を貼付する。受験票に記載されている受験番号を間違えないように転記する。面接カード(両面印刷)及び自己申告票のコピー2部・返信用封筒を用意する。

【第1次選考当日】 令和5年7月9日(日)

「受験票」・「面接カード及び自己申告票の原本」・「面接カード及び自己申告票のコピー2部」・
「返信用封筒」を会場に持参し、選考を受ける。

第1次選考免除者は、令和5年6月16日(金)から6月30日(金)までの期間に、「面接カード及び自己申告票の原本」・「面接カード及び自己申告票のコピー2部」を教職員課任用班宛てへ郵送する。

令和6年度(令和5年度実施)

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点

新設

①ちば夢チャレンジ特別選考を新設

大学3年次等が第1次選考を一部受験することができる特別選考を新設します。

②兵庫臨時会場の新設

兵庫県内に第1次選考会場を新設します。

対象学校種・教科：「小学校」「中学校(技術)」

変更

①盛岡会場・名古屋会場の受験教科を拡大

盛岡会場、名古屋会場では、「中高共通美術」「高等学校書道」も受験できるようにします。

②ちばスペシャリスト特別選考Ⅰに「家庭」を追加

※特定教科特別選考から名称を変更
教育職員免許状所定の有無にかかわらず、調理師の資格を有する方を対象に実施します。いくつか条件があります。

③ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ「水産(航海・機関)」の第1次選考を免除

ちばスペシャリスト特別選考Ⅱの「水産(航海・機関)」は、第1次選考が免除となります。

④社会人特別選考・他県等現職特例選考の志願要件を変更

社会人経験のある方や他都道府県の現職教員の方が幅広く志願できるように志願要件をそれぞれ変更します。

その他

①「中高共通美術」・「高等学校書道」の第1次選考の実技を廃止します。

②令和5年度実施のためプロジェクト修了者で、一定の条件を満たし、希望する方は令和6年度実施の公立学校教員採用候補者選考において加点等されます。詳細は、千葉県総合教育センターのHIPで確認してください。

詳細について、必ず実施要項で確認してください。

議案第11号

第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について

第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美



(案)

第3次千葉市学校教育推進計画

第6次千葉市生涯学習推進計画

千葉市／千葉市教育委員会



はじめに

このたび、本市教育の基本指針となる、「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」を令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間として策定いたしました。

「第3次千葉市学校教育推進計画」は、本市学校教育の目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」とし、これを実現するための教育目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げ、この目標の達成に向け、6つの柱と21の施策方針をまとめています。

この計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政の四者が、「子どもの成長と自立を支える」という共通の目的のもと、連携・協働して、よりよい学校教育の実現を図っていきます。

また、「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、目指すべき姿を「一人ひとりが学びを通して成長し みんなが輝くまち 千葉市」とし、これを実現するための計画目標として「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる」を掲げ、この目標の達成に向け、3つの施策展開の方向性と7つの施策をまとめています。

この計画においては、市民の「学びはじめ」から「多種多様な学習活動」を経て「学びによって得た知識や経験が社会に還元される活力あるコミュニティ」が実現できる環境づくりを、様々な主体が相互に連携・協働して進めることとしています。

今後も、両計画に基づく教育施策を着実に実施していくことで、「人間尊重の教育」を基調とする本市の教育施策を、深化・充実させ、これまで以上に「千葉市で学んでよかった」「千葉市で学ばせてよかった」と思える教育を目指してまいります。

市民の皆様には、本市の教育に一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

おわりに、千葉市学校教育審議会委員や千葉市生涯学習審議会委員をはじめ、各種意識調査や意見聴取など、両計画の策定にあたり貴重な御意見を頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年3月
千葉市／千葉市教育委員会

目次

序章	1
1 千葉市の教育行政について	2
1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け	2
（1）法的な位置付け	2
（2）本市の計画行政における位置付け	2
（3）千葉市の教育に関する大綱との調和	2
2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間	4
3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進	4
（1）PDCAサイクル等に基づく計画の進行管理	4
（2）中間年度におけるアクションプランの見直し	4
第1章 第3次千葉市学校教育推進計画	5
総論	7
1 現状と課題	8
1 全体の評価について（令和3年度）	8
2 各評価指標の状況について	8
2 保護者や教職員の意識について	25
1 意識調査概要	25
2 意識調査結果	26
3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について	30
1 第3次千葉市学校教育推進計画策定の基本方針	30
2 第3次千葉市学校教育推進計画が目指す学校教育の姿	31
3 第3次千葉市学校教育推進計画の各施策において留意すべき事項	32
4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像	34
各論	37
1 確かな学力の育成	39
施策方針1-1 基礎学力の定着	40
施策方針1-2 ICTを活用した学びの充実	43
施策方針1-3 探究的な学びの推進	46
2 豊かな心の育成	48
施策方針2-1 思いやりの心と自己肯定感の育成	49

施策方針2-2	多様な他者と協働していく力の育成	52
施策方針2-3	夢や目標に向けた学びの実現	56
3	健やかな体の育成	59
施策方針3-1	学校体育の充実	60
施策方針3-2	食育の推進	61
施策方針3-3	健康的な生活のための資質・能力の育成	66
4	質の高い教職員	68
施策方針4-1	教職員の指導力の育成	69
施策方針4-2	学校の働き方改革の推進	71
5	魅力ある教育環境	74
施策方針5-1	魅力ある教育の推進	75
施策方針5-2	安全・安心な教育環境の確保	79
施策方針5-3	放課後活動の整備	82
施策方針5-4	充実した教育施設・設備	84
施策方針5-5	I C T環境の整備	87
6	個別の支援が必要な児童生徒へのサポート	89
施策方針6-1	いじめ防止等の対策の推進	90
施策方針6-2	不登校児童生徒への支援の充実	94
施策方針6-3	インクルーシブ教育システムの構築	98
施策方針6-4	切れ目のない支援体制の構築	100
施策方針6-5	教育機会確保に向けた施策の充実	102

参考資料 105

1 参考資料 106

1 小・中学校児童生徒の推移 106

2 策定体制 107

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱 108

4 策定スケジュール 110

2 用語解説 111

※「*」が付記されている用語を解説しています。

総論	119
----	-----

1 生涯学習の理念	120
-----------	-----

2 現状と課題	121
---------	-----

1 全体の評価について（令和3年度）	121
--------------------	-----

2 各成果指標の現状について	121
----------------	-----

3 生涯学習に関する市民の意識について	124
---------------------	-----

1 千葉市生涯学習基礎調査概要	124
-----------------	-----

2 意識調査結果	125
----------	-----

4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について	132
------------------------	-----

1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針	132
-------------------------	-----

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点	133
-------------------------	-----

3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項	133
-------------------------------	-----

5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像	134
----------------------	-----

各論	137
----	-----

1 学習活動のきっかけと場の提供	139
------------------	-----

基本施策1-1 生涯学習の普及啓発	139
-------------------	-----

基本施策1-2 学習環境の整備	142
-----------------	-----

2 多様な学習機会の充実	146
--------------	-----

基本施策2-1 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供	146
------------------------------	-----

基本施策2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供	152
---------------------------	-----

基本施策2-3 現代的課題に対応する学習機会の提供	156
---------------------------	-----

3 学習を生かした活力あるコミュニティづくり	161
------------------------	-----

基本施策3-1 地域の担い手となる人材の発掘・育成	161
---------------------------	-----

基本施策3-2 市民の参加・協働による学習成果の活用	164
----------------------------	-----

参考資料	167
------	-----

1 参考資料	168
--------	-----

1 生涯学習施設	168
----------	-----

2 策定体制	170
--------	-----

3 策定経過	171
--------	-----

2 用語解説	172
--------	-----

※「*」が付記されている用語を解説しています。

序 章

1 千葉市の教育行政について

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度（2009年度）に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次千葉市学校教育推進計画を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度（1993年度）に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度（1995年度）から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

令和4年（2022年）9月には、中長期的な市政運営の基本方針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5～14年度（2023～2032年度））を策定するとともに、国においては次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5～9年度（2023～2027年度））の策定が進められています。

そこで、次期「教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら、本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」を策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け

（1）法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

（2）本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めま

（3）千葉市の教育に関する大綱との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

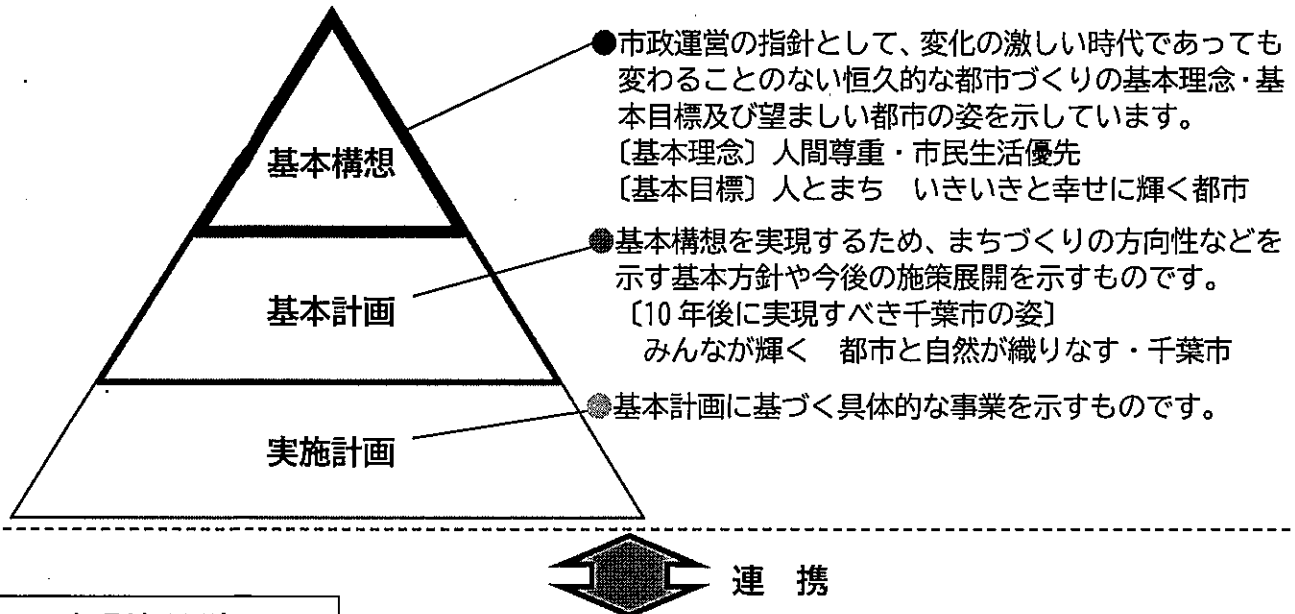
参考

本市の計画行政

千葉市総合計画の計画体系

市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成。

「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」の実現のために、将来を見据えた中長期的な市政運営の基本方針を示し、必要な施策・取組を、総合的かつ体系的に取りまとめた計画。



個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する方針・計画

第3次千葉市学校教育推進計画 令和5～14年度

第6次千葉市生涯学習推進計画 令和5～14年度 他

2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5～9年度）が令和5年度からであることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5～14年度）との整合を図るため、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。

計画	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
	千葉市学校教育推進計画 千葉市生涯学習推進計画		第3次 第6次				中間 見直し					
千葉市基本計画		千葉市基本計画										
千葉市実施計画		第1次			第2次			第3次				
千葉市の教育に関する大綱		千葉市の教育 に関する大綱										
教育振興基本計画		第4期										

3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

(1) PDCAサイクル等に基づく計画の進行管理

計画（Plan）に基づく、実施（Do）と確認・評価（Check）、さらには改善行動（Act）へと続くマネジメントを、適切に行います。

両計画の評価にあたっては、成果指標の達成状況により評価することとし、計画策定時の「令和4年度末現状」に対し、「令和9年度末中間目標」を明示し、各年度の決算時に計画の進行管理を行い、公表します。そして、令和9年度に中間見直しを行い、「令和14年度最終目標」を設定し、同様に進行管理を行い、公表することとします。

(2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行うこととします。

令和9年度に計画策定からの評価と検証を行い、令和10年度からのアクションプランを再構築します。

第1章

夢にチャレンジ 未来を拓け！

～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～

(第3次千葉市学校教育推進計画)

総論

目次

1	現状と課題	8
2	保護者や教職員の意識について	25
3	第3次千葉市学校教育推進計画策定について	30
4	第3次千葉市学校教育推進計画の全体像	34

1 現状と課題

第2次千葉市学校教育推進計画では、確かな学力*の定着や規範意識の向上、地域の教育力を一層生かした教育活動の展開などの課題を踏まえ、子どもを取り巻く状況の変化に的確に対応した計画づくりを行うとともに、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働して学校教育を推進してきました。

第2次千葉市学校教育推進計画の進捗状況は以下のとおりです。

1 全体の評価について（令和3年度）

108のアクションプランの進捗状況は「順調」の項目が多い一方で、54の成果指標の達成状況（※評価項目は26）は「○」の項目が少なく、実施している取組が成果として表れていない傾向が見られます。成果指標の妥当性、成果指標とアクションプランとの整合性を見直すとともに、より効果の高い事業を実施する必要があります。

学校教育分野	成果指標			アクションプラン				
	○	×	—	順調	遅れ	休止		
	54	4	22	28	108	94	13	1

○…最終目標値（令和3年度末目標値）以上のもの
 ×…最終目標値（令和3年度末目標値）未済のもの
 —…達成率で評価しない（できない）もの

順調…最終目標値（令和3年度末目標値）以上のもの
 遅れ…進捗状況に遅れが出ているもの
 休止…事業を休止したもの

2 各成果指標の状況について

全体的な傾向としては、多くの成果指標において、ここ5年間それほど大きな変化がない状況であることが見て取れます。また、全国平均と比較しても大きく差がない指標が多くなっています。

一方、各成果指標を個別に見ていくと、以下のようなことが分かります。

- 「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合（No.18）」
 中2については増加傾向ですが、小3及び小5についてはほぼ横這いです。また、「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合（No.1）」は、中2については増加傾向ですが、小3及び小5については減少傾向です。学校の勉強がわかることが学校の勉強を好きになることにつながっている可能性があると思われませんが、本市としては「わかる授業」の推進に力を入れており、これらの割合についてもっと伸ばしていく必要があります。
- 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（No.8）」
 小6及び中3ともに減少傾向にあり、特に中3については、全国平均と比較して低くなっています。「夢と思いやりの心を持つ」という点を実現するためには、これらの状況を着実に改善していく必要があります。

- 「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合 (No.6)」
「地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 (No.10)」と共に増加傾向にあり、学校内外における多様な体験活動や地域との関わりなどを通じて、主体的に地域・社会の形成に参画し、貢献しようとする資質・態度の育成が進んでいることが分かります。
- 体力や運動習慣、朝食喫食率等 (No.11~14)
健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です。
- 「小・中学校における特別支援学級*の個別の教育支援計画作成の割合 (No.20)」
『卒業後を見通した連続性のある教育が行われている』と答える特別支援学校*の保護者の割合 (No.21)」と共に大幅に増加しており、特別支援教育*の充実は順調に進んでいると考えられます。
- 「全児童生徒数に対する不登校児童生徒*の割合 (No.23)」
小・中学校の不登校児童・生徒数の割合は、増加傾向にあり、これらの状況の改善は喫緊の課題です。

なお、アンケートが実施されず評価ができない指標が多く、第3次千葉県学校教育推進計画では同様の状況が発生することがないように留意する必要があります。

《追加資料 (※) について》

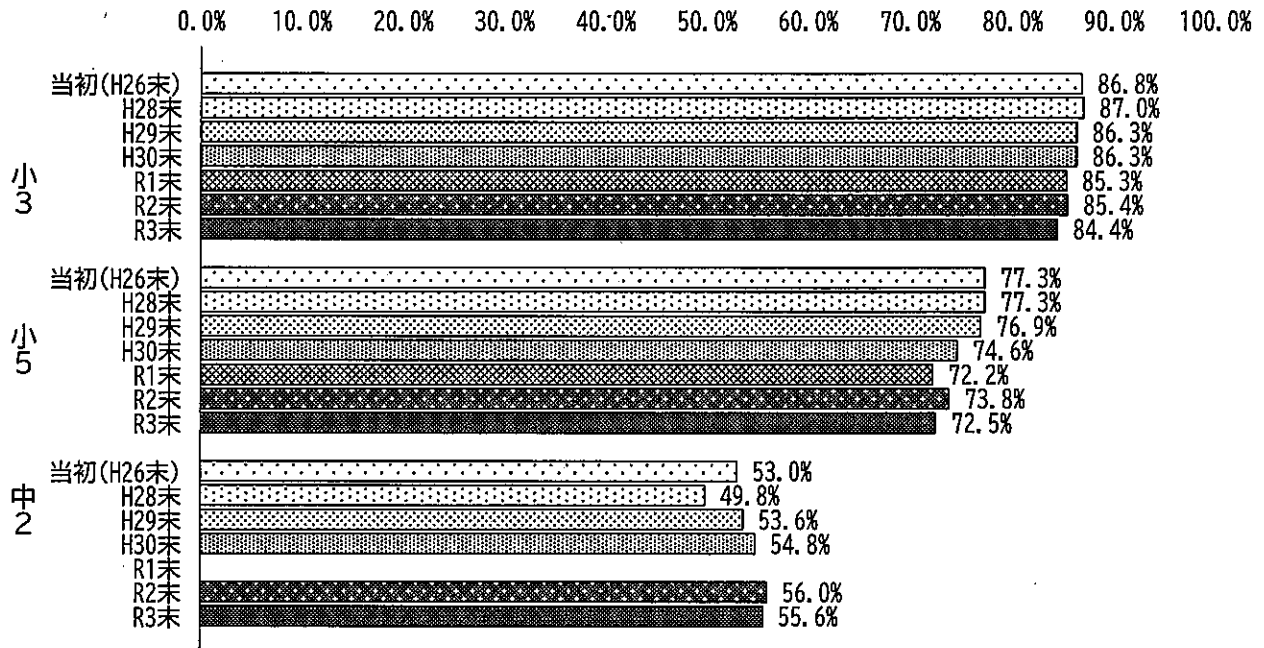
- 「コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合」
GIGAスクール構想*による1人1台端末が配付された直後(令和3年度当初)ですが、小・中学校共に全国平均より低くなっています。今後1人1台端末の効果的な活用事例の横展開やこれら実践の定着に向けた取組など、ICTの効果的な活用の推進が重要です。
- 「授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合」
中学校については増加傾向であるものの、小・中学校共に全国平均(令和3年度)にわずかに及びません。探究的な学びの充実が求められます。
- 「『学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている』と答えた児童生徒の割合」
小・中学校ともに増加傾向ではあるものの、全国平均値(令和3年度)にはわずかに及びません。今後も協働的な学びの充実に向けた取組が重要であると考えられます。

※第2次学校教育推進計画には設定されていなかったが、Society 5.0*時代の到来と社会状況の変化等を踏まえ、次期計画においては設定が必要な指標

(1) 確かな学力を育てる

1-1 主体的に学ぶ力の向上

No.1 学校の勉強が好きだと思える児童生徒の割合



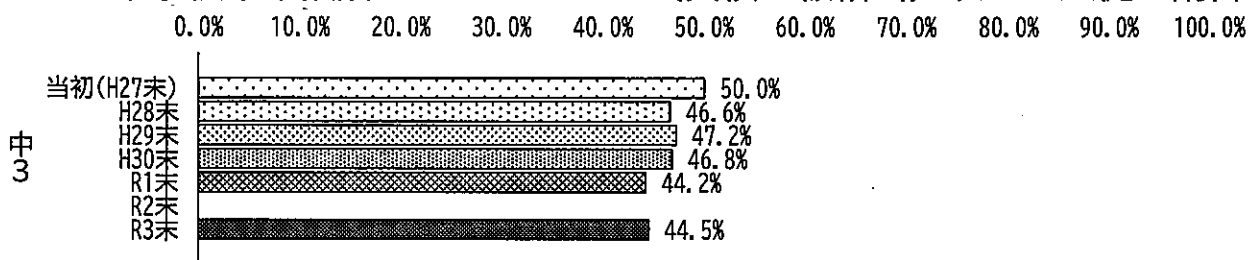
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
1	学校の勉強が好きだと思える児童生徒の割合	小3	86.8% (H26末)	88.0%	87.0%	86.3%	86.3%	85.3%	85.4%	84.4%
		小5	77.3% (H26末)	80.0%	77.3%	76.9%	74.6%	72.2%	73.8%	72.5%
		中2	53.0% (H26末)	56.0%	49.8%	53.6%	54.8%	未実施	56.0%	55.6%
千葉市学力状況調査*										

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
2	全国学力・学習状況調査*における全国平均正答率との比較	小6	+1.8	+2.5	0	+1.0	0	0	未実施	+0.5
		中3	+1.9	+2.5	+1.0	0	0	0	未実施	+1.0
全国学力・学習状況調査										

1-2 未来へ飛躍する力の育成

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
3	自分の考えや意見を発表することが得意な児童生徒の割合	小6	49.0%	53.0%	48.2%	48.2%	H30～全国学力・学習状況調査質問事項から除外			
		中3	52.5%	55.0%	50.8%	51.0%				
全国学力・学習状況調査										

No.4 中学校卒業段階でCEFR A1 (英検3級相当) 以上の生徒の割合

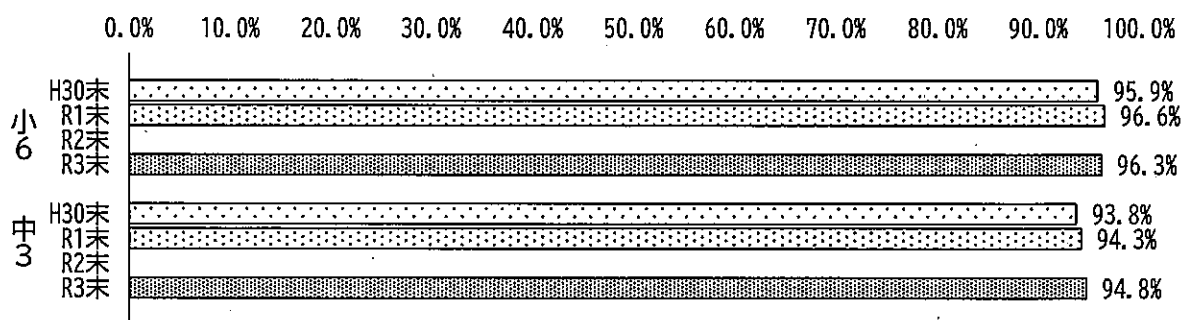


No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
4	中学校卒業段階でCEFR A1 (英検3級相当) 以上の生徒の割合	中3	50.0%	60.0%	46.6%	47.2%	46.8%	44.2%	未実施	44.5%
千葉市教育委員会教育改革推進課調べ										

(2) 豊かな人間性を育てる

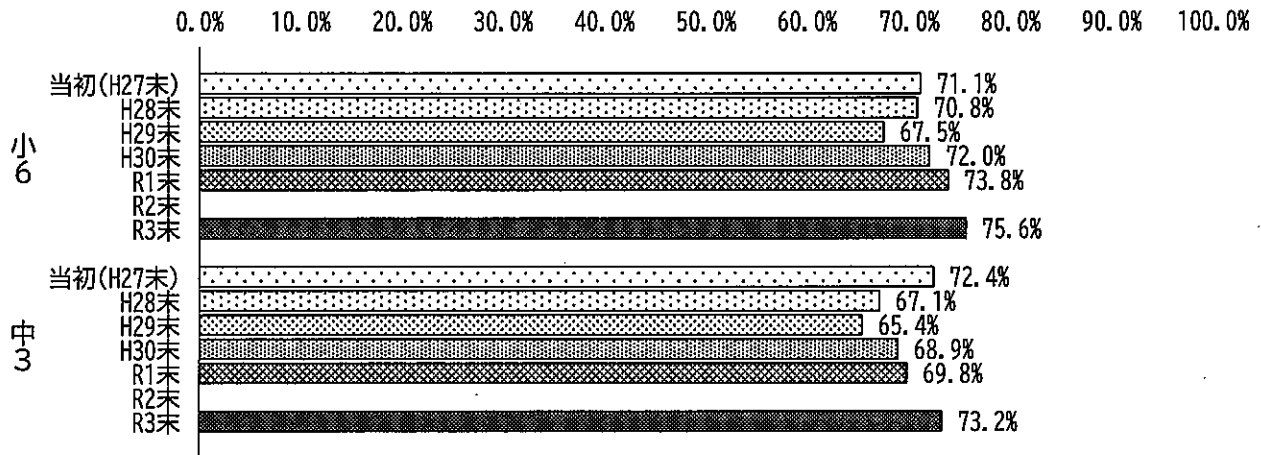
2-1 豊かな心の育成

No.5 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合



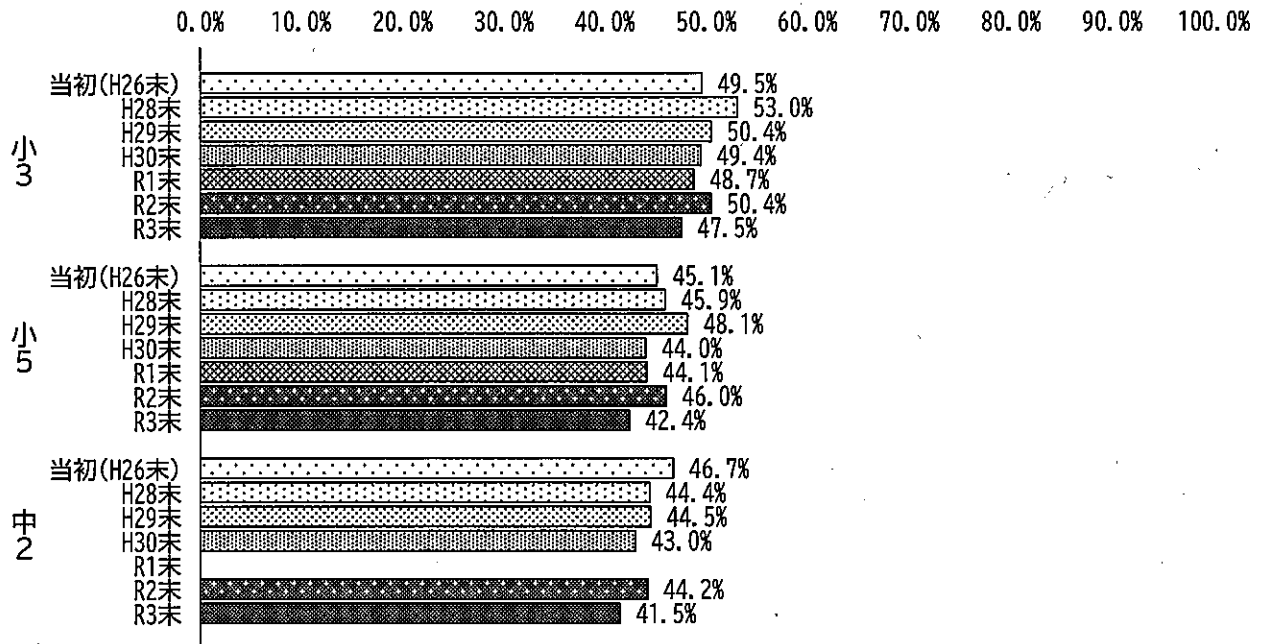
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						全国 (R3)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
5	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小6	-	-	-	-	95.9%	96.6%	未実施	96.3%	96.8%
		中3	-	-	-	-	93.8%	94.3%	未実施	94.8%	95.9%
全国学力・学習状況調査											

No.6 人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R3)	
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末		R3末
6	人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合	小6	71.1%	80.0%	70.8%	67.5%	72.0%	73.8%	未実施	75.6%	75.4%
		中3	72.4%	80.0%	67.1%	65.4%	68.9%	69.8%	未実施	73.2%	74.3%
全国学力・学習状況調査											

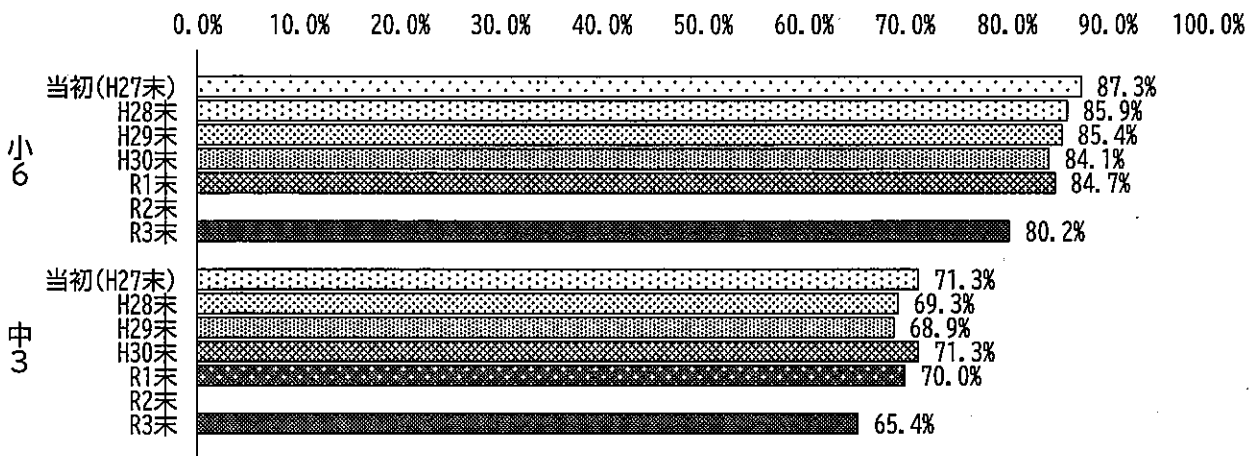
No.7 読書習慣のある児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
7	読書習慣のある児童生徒の割合	小3	49.5% (H26末)	55.0%	53.0%	50.4%	49.4%	48.7%	50.4%	47.5%
		小5	45.1% (H26末)	52.5%	45.9%	48.1%	44.0%	44.1%	46.0%	42.4%
		中2	46.7% (H26末)	52.5%	44.4%	44.5%	43.0%	未実施	44.2%	41.5%
千葉県学力状況調査										

2-2 社会的自立に向けた強い心の育成

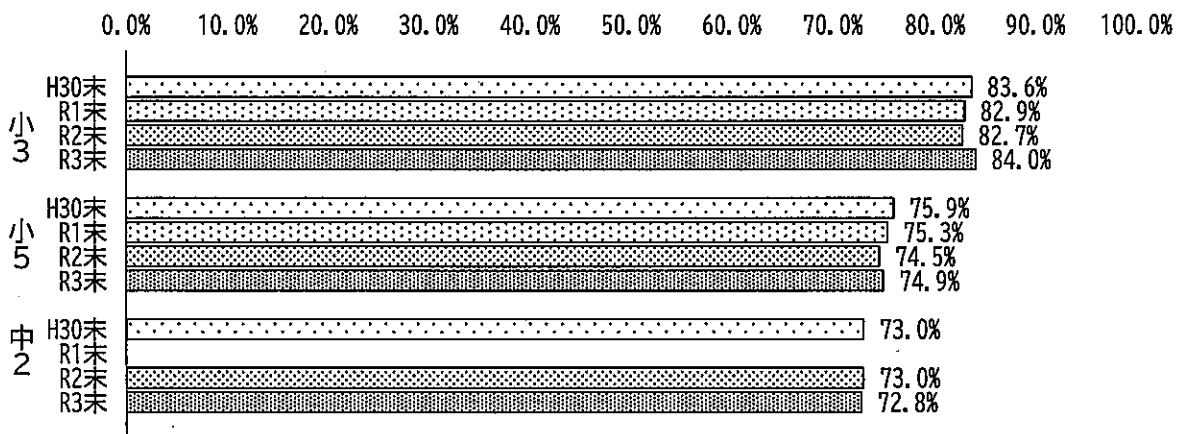
No.8 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						全国 (R3)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
8	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6	87.3%	90.0%	85.9%	85.4%	84.1%	84.7%	未実施	80.2%	80.3%
		中3	71.3%	78.0%	69.3%	68.9%	71.3%	70.0%	未実施	65.4%	68.6%

全国学力・学習状況調査

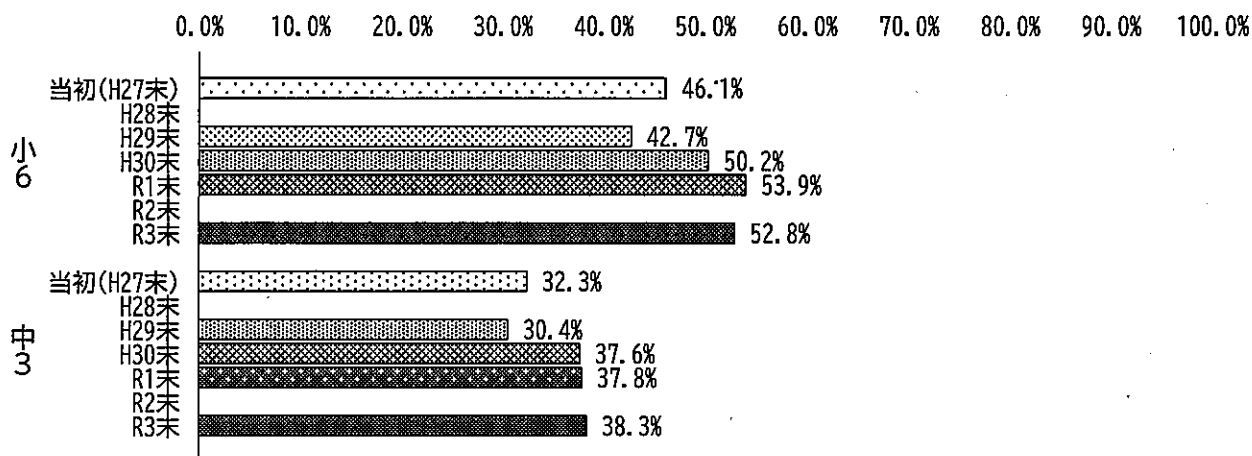
No.9 色々なことに挑戦している児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
9	色々なことに挑戦している児童生徒の割合	小3	-	-	-	-	83.6%	82.9%	82.7%	84.0%
		小5	-	-	-	-	75.9%	75.3%	74.5%	74.9%
		中2	-	-	-	-	73.0%	未実施	73.0%	72.8%

千葉県学力状況調査

No.10 地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合



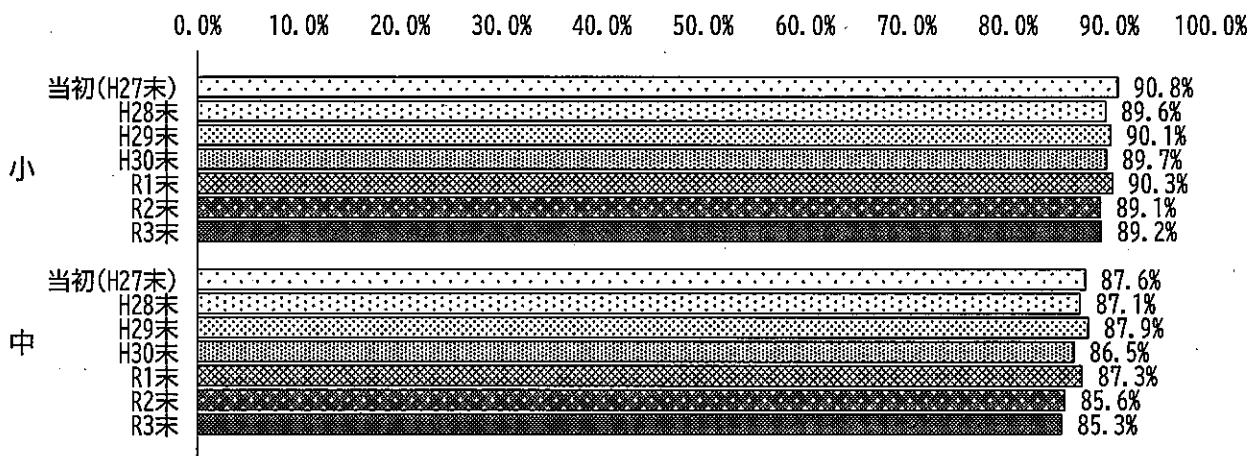
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R3)	
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末		R3末
10	地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小6	46.1%	48.0%	-	42.7%	50.2%	53.9%	未実施	52.8%	52.4%
		中3	32.3%	35.0%	-	30.4%	37.6%	37.8%	未実施	38.3%	43.8%

全国学力・学習状況調査

(3) 健やかな体を育てる

3-1 心身の健康の保持増進

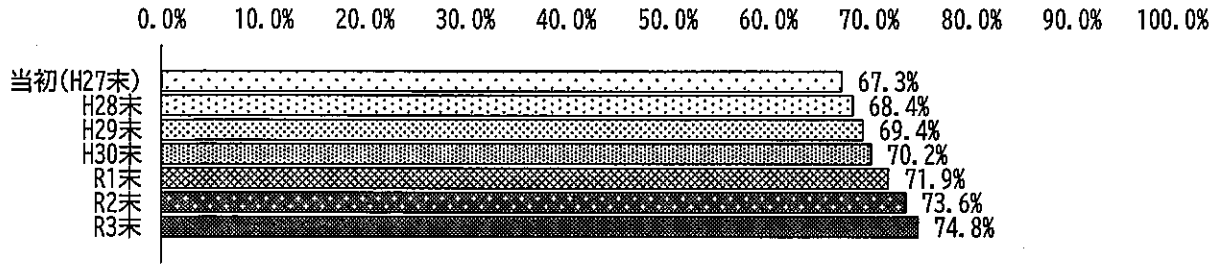
No.11 朝食を必ず食べる児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					県 (R3)	
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末		R3末
11	朝食を必ず食べる児童生徒の割合	小	90.8%	100.0%	89.6%	90.1%	89.7%	90.3%	89.1%	89.2%	89.0%
		中	87.6%	100.0%	87.1%	87.9%	86.5%	87.3%	85.6%	85.3%	87.3%

千葉県学校給食実施状況調査

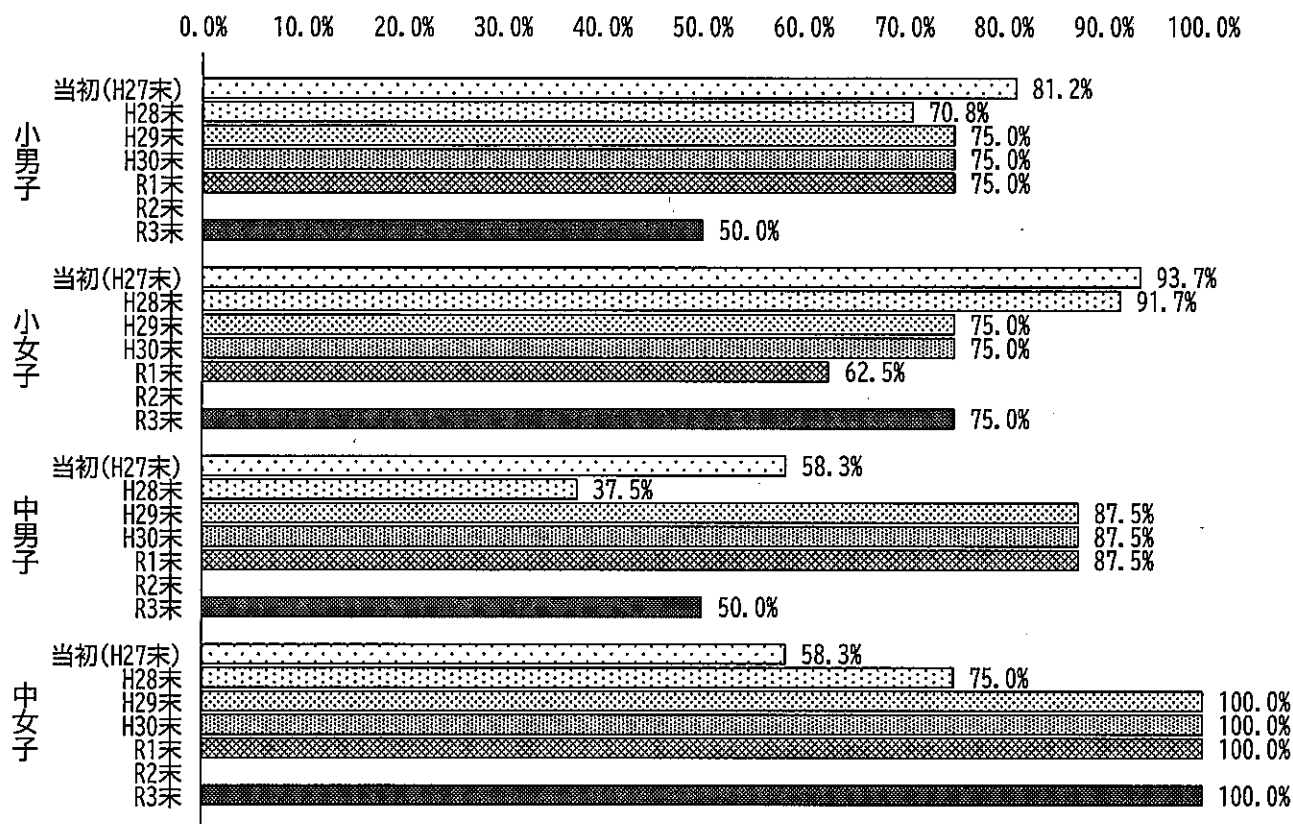
No.12 12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						県 (R3)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
12	12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合		67.3%	75.0%	68.4%	69.4%	70.2%	71.9%	73.6%	74.8%	73.4%
千葉市学校保健統計											

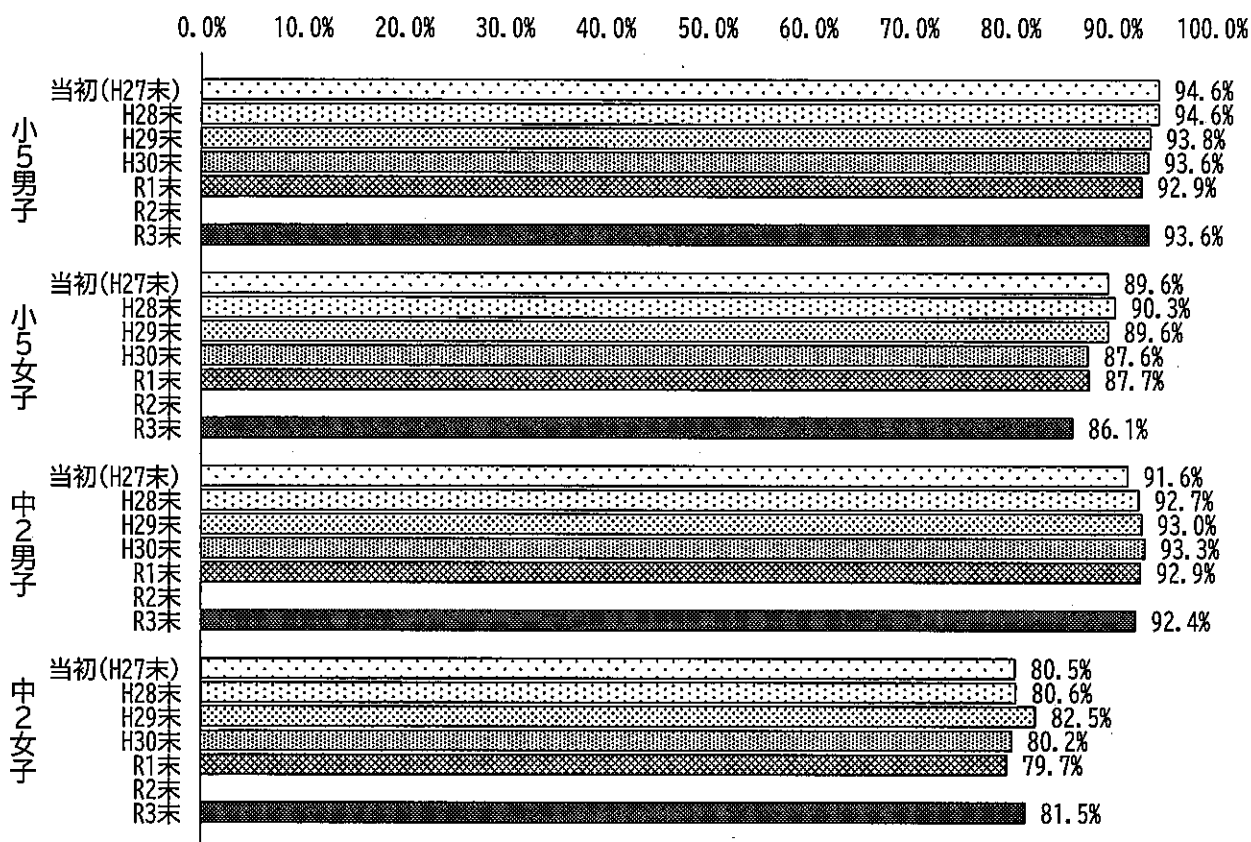
3-2 体力の向上

No.13 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、各学年・男女別・種目で全国平均を上回る割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						県(R3)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
13	全国体力・運動能力、運動習慣等調査*において、各学年・男女別・種目で全国平均を上回る割合	小男子	81.2%	95.8%	70.8%	75.0%	75.0%	75.0%	未実施	50.0%	39.6%
		小女子	93.7%	100.0%	91.7%	75.0%	75.0%	62.5%	未実施	75.0%	50.0%
		中男子	58.3%	75.0%	37.5%	87.5%	87.5%	87.5%	未実施	50.0%	25.0%
		中女子	58.3%	87.5%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	未実施	100.0%	37.5%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査											

No.14 1週間の総運動時間が60分以上の割合



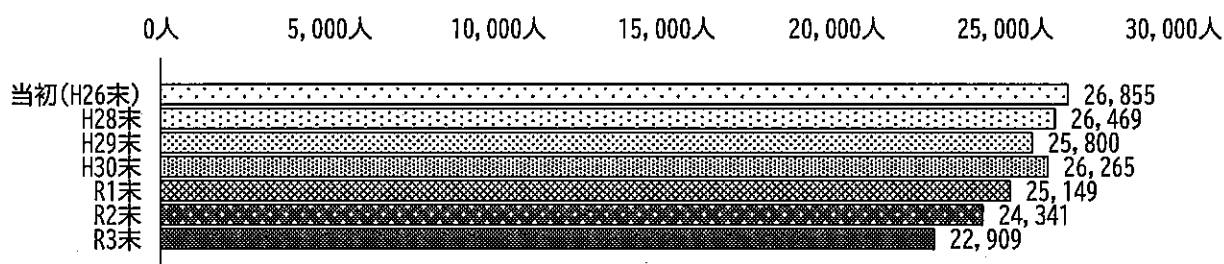
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						国(R3)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
14	1週間の総運動時間が60分以上の割合	小5男子	94.6%	96.7%	94.6%	93.8%	93.6%	92.9%	未実施	93.6%	91.2%
		小5女子	89.6%	94.5%	90.3%	89.6%	87.6%	87.7%	未実施	86.1%	85.5%
		中2男子	91.6%	92.7%	92.7%	93.0%	93.3%	92.9%	未実施	92.4%	92.5%
		中2女子	80.5%	84.5%	80.6%	82.5%	80.2%	79.7%	未実施	81.5%	82.2%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査											

(4) 子どもの学びを支える環境を整える

4-1 安全・安心な教育環境の確保

No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末
15	登下校時の見守りなど地域の方の関わりが多いと感じる市民の割合	-	-	-	-	22.9%	未実施	未実施	アンケート項目変更のため未実施
千葉県まちづくりアンケート									

No.16 学校セーフティウォッチャー*の登録者数



No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末
16	学校セーフティウォッチャーの登録者数	26,855人 (H26末)	30,000人	26,469人	25,800人	26,265人	25,149人	24,341人	22,909人
千葉県教育委員会学事課調べ									

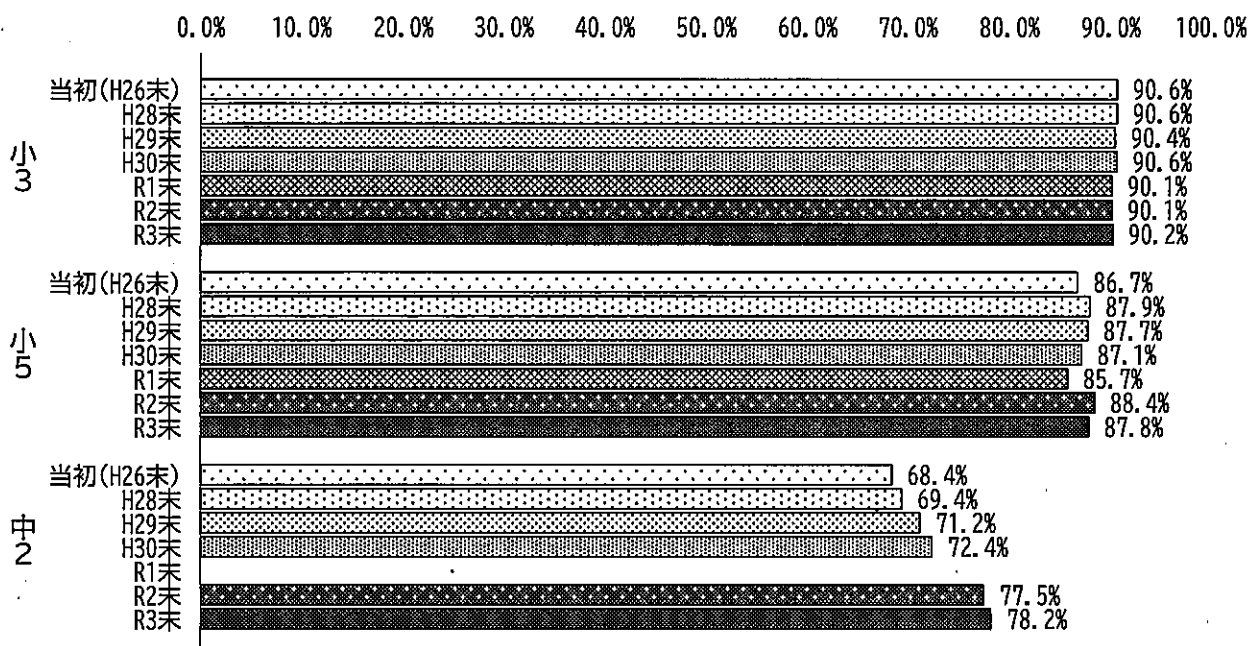
4-2 魅力ある学校づくりの推進

No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末
17	子どもが小・中学校で充実した教育を受けられると感じる市民の割合	-	-	-	-	35.5%	未実施	未実施	44.0%
千葉県まちづくりアンケート									

(5) 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える

5-1 教職員の資質・指導力の向上

No.18 学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合

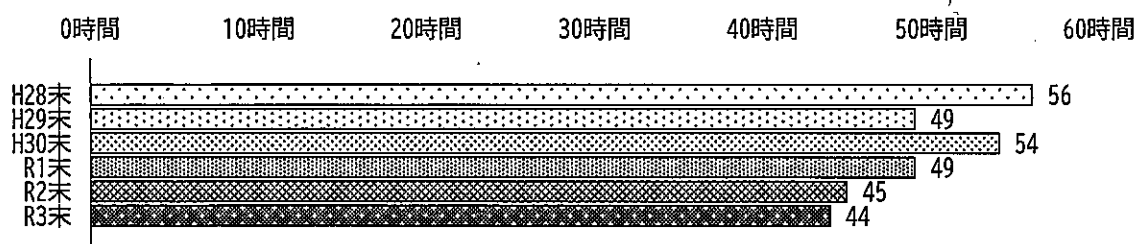


No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
18	学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合	小3	90.6% (H26末)	92.0%	90.6%	90.4%	90.6%	90.1%	90.1%	90.2%
		小5	86.7% (H26末)	90.0%	87.9%	87.7%	87.1%	85.7%	88.4%	87.8%
		中2	68.4% (H26末)	75.0%	69.4%	71.2%	72.4%	未実施	77.5%	78.2%

千葉市学力状況調査

5-2 「チーム学校*」の実現

No.19 教員一人当たりの勤務時間を除く在校時間の月平均時間数



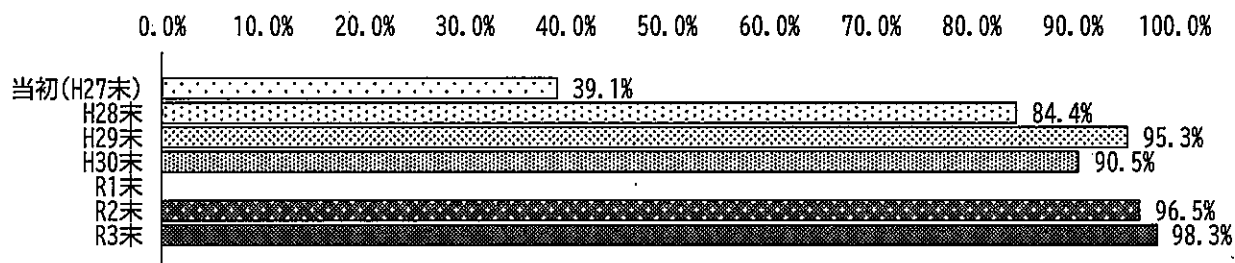
No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
19	教員一人当たりの勤務時間を除く在校時間の月平均時間数	-	39時間	56時間	49時間	54時間	49時間	45時間	44時間

千葉市教育委員会教育職員課調べ

(6) 多様な教育的支援の充実を図る

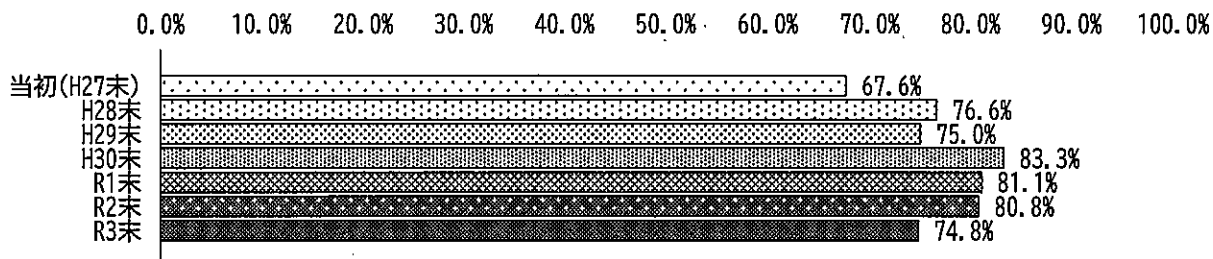
6-1 特別支援教育の充実

No.20 小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合



No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
20	小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合	39.1%	100%	84.4%	95.3%	90.5%	未実施	96.5%	98.3%
千葉県教育委員会教育支援課調べ									

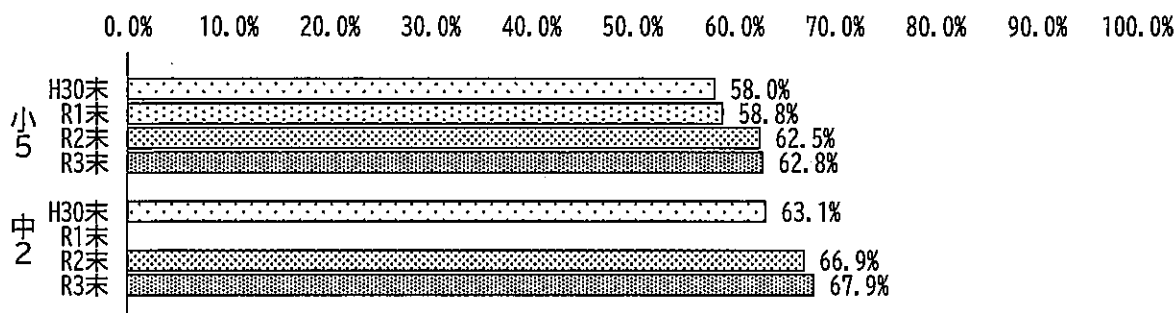
No.21 「卒業後を見通した連続性のある教育が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合



No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
21	「卒業後を見通した連続性のある教育が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合	67.6%	90.0%	76.6%	75.0%	83.3%	81.1%	80.8%	74.8%
千葉県教育委員会教育支援課調べ									

6-2 いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消

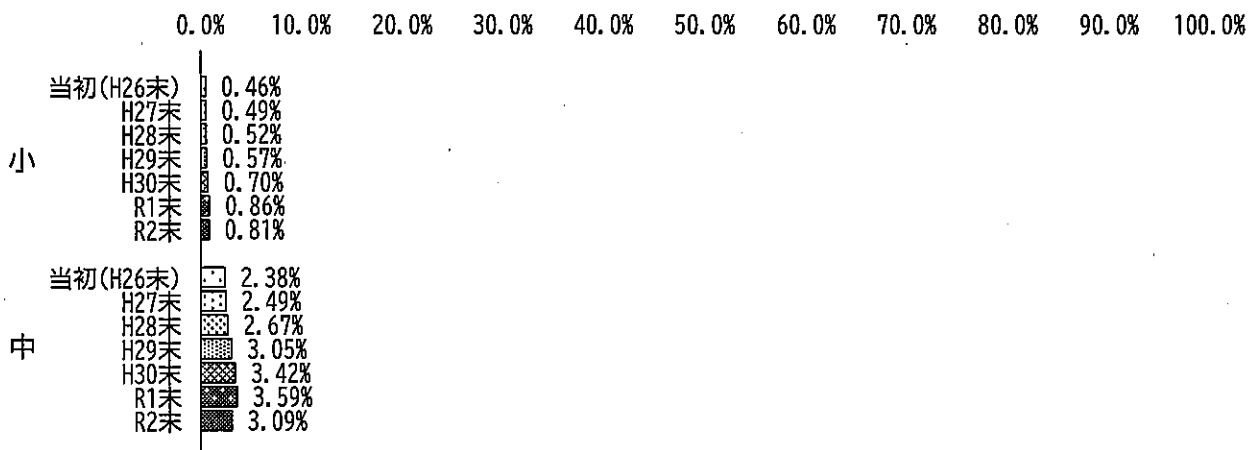
No.22 がんばったことを、先生や友達からほめられることがよくある児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
22	がんばったことを、先生や友達からほめられることがよくある児童生徒の割合	小5	—	—	—	—	58.0%	58.8%	62.5%	62.8%
		中2	—	—	—	—	63.1%	未実施	66.9%	67.9%

千葉市学力状況調査

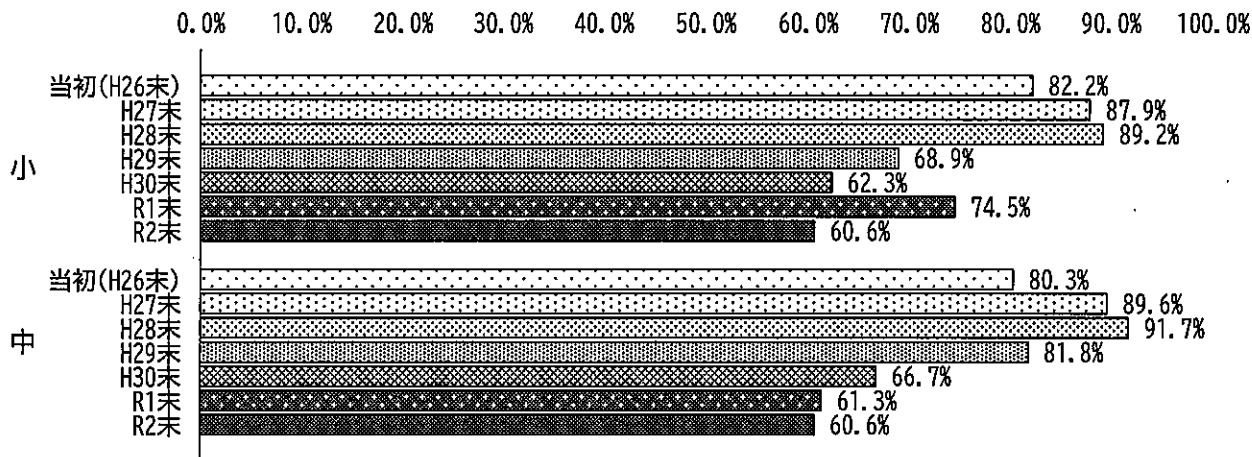
No.23 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国	
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末		R3末
23	全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合	小	0.46% (H26末)	0.35%	0.49% (H27末)	0.52% (H28末)	0.57% (H29末)	0.70% (H30末)	0.86% (R1末)	0.81% (R2末)	1.00%
		中	2.38% (H26末)	2.20%	2.49% (H27末)	2.67% (H28末)	3.05% (H29末)	3.42% (H30末)	3.59% (R1末)	3.09% (R2末)	4.09%

千葉市教育委員会教育支援課調べ

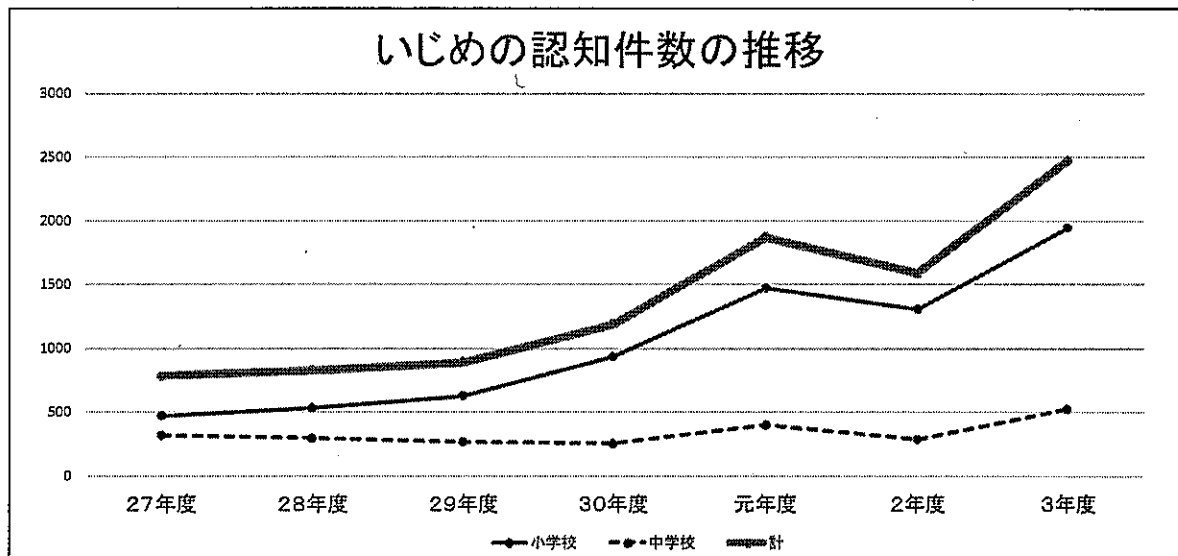
No.24 いじめ解消率



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績						全国
			H27末 (H26末)	R3末	H28末 (H27末)	H29末 (H28末)	H30末 (H29末)	R1末 (H30末)	R2末 (R1末)	R3末 (R2末)	
24	いじめ解消率	小	82.2%	90.0%	87.9%	89.2%	68.9%	62.3%	74.5%	60.6%	77.5%
		中	80.3%	87.0%	89.6%	91.7%	81.8%	66.7%	61.3%	60.6%	76.9%

千葉県教育委員会教育支援課調べ

※「No.24 いじめ解消率」補助資料（施策方針6-1参照）

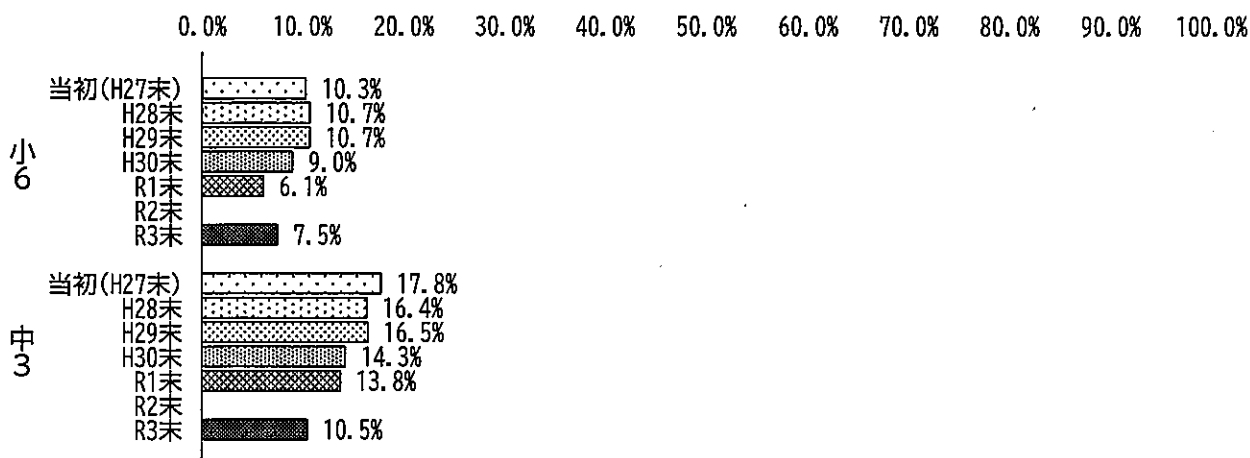


【認知件数】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	471	529	623	937	1468	1305	1947
中学校	313	301	269	252	400	282	527
計	784	830	892	1189	1868	1587	2474

6-3 学習や社会生活が困難な子どもへの支援

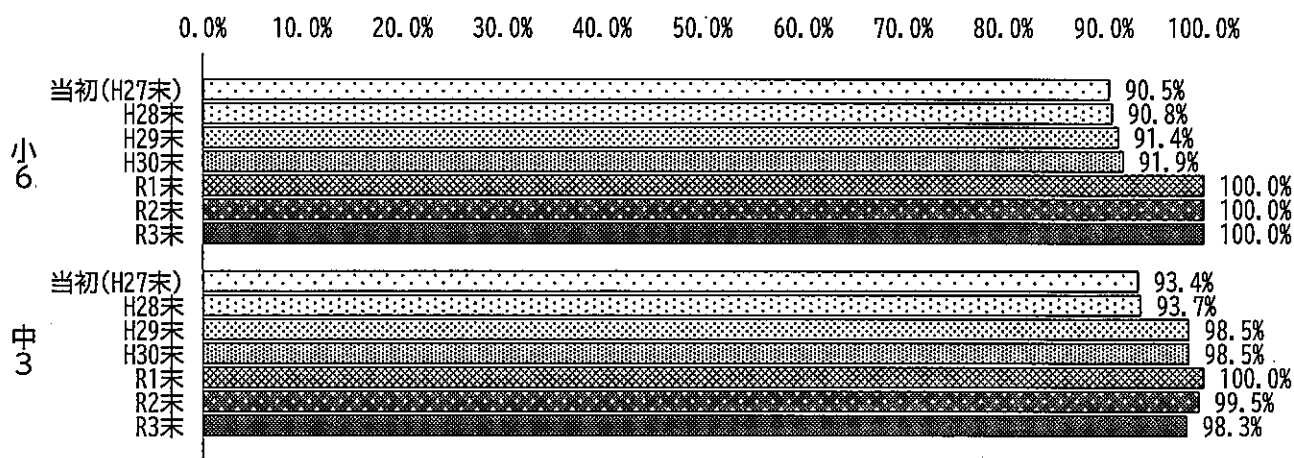
No.25 家で、自分で計画を立てて勉強することを全くしていない児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R3)	
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末		R3末
25	家で、自分で計画を立てて勉強することを全くしていない児童生徒の割合	小6	10.3%	9.0%	10.7%	10.7%	9.0%	6.1%	未実施	7.5%	6.1%
		中3	17.8%	14.0%	16.4%	16.5%	14.3%	13.8%	未実施	10.5%	9.4%

全国学力・学習状況調査

No.26 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
26	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている割合	小	90.5% (H26末)	92.0%	90.8%	91.4%	91.9%	100%	100%	100%
		中	93.4% (H26末)	95.0%	93.7%	98.5%	98.5%	100%	99.5%	98.3%

千葉市教育委員会教育指導課調べ

(7) 地域社会全体で子どもの成長を支える

7-1 地域とともにある学校づくりの推進

No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末
27	この1年間に、小・中学校を支援する活動に参加した市民の割合	-	-	-	-	2.8%	未実施	未実施	アンケート項目変更のため未実施
千葉県まちづくりアンケート									

No.	成果指標	当初	目標	実績					
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末
28	学校と保護者会・町内自治会などが連携・協働する体制ができていていると感じる市民の割合	-	-	-	-	17.4%	未実施	未実施	アンケート項目変更のため未実施
千葉県まちづくりアンケート									

※ 目標「-」・・・中間見直しにより項目を変更したため設定されていません。

《追加資料》

成果指標	項目	実績						全国 (R3)
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合	小6	-	-	-	-	-	29.8%	39.0%
	中3	-	-	-	-	-	18.5%	34.8%
全国学力・学習状況調査								

成果指標	項目	実績						全国 (R3)
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小6	-	-	75.1%	77.0%	未実施	76.5%	78.2%
	中3	-	-	73.7%	74.2%	未実施	78.0%	81.0%
全国学力・学習状況調査								

成果指標	項目	実績						全国 (R3)
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた児童生徒の割合	小6	68.9%	68.1%	76.5%	73.8%	未実施	76.2%	78.8%
	中3	63.0%	64.2%	74.4%	72.1%	未実施	76.5%	77.8%
全国学力・学習状況調査								

2 保護者や教職員の意識について

1 意識調査概要

計画策定にあたり、学校教育に関する基本的なニーズを把握するため、保護者及び教職員に意識調査を行いました。

【実施期間】令和3年6月14日（月）～7月5日（月）

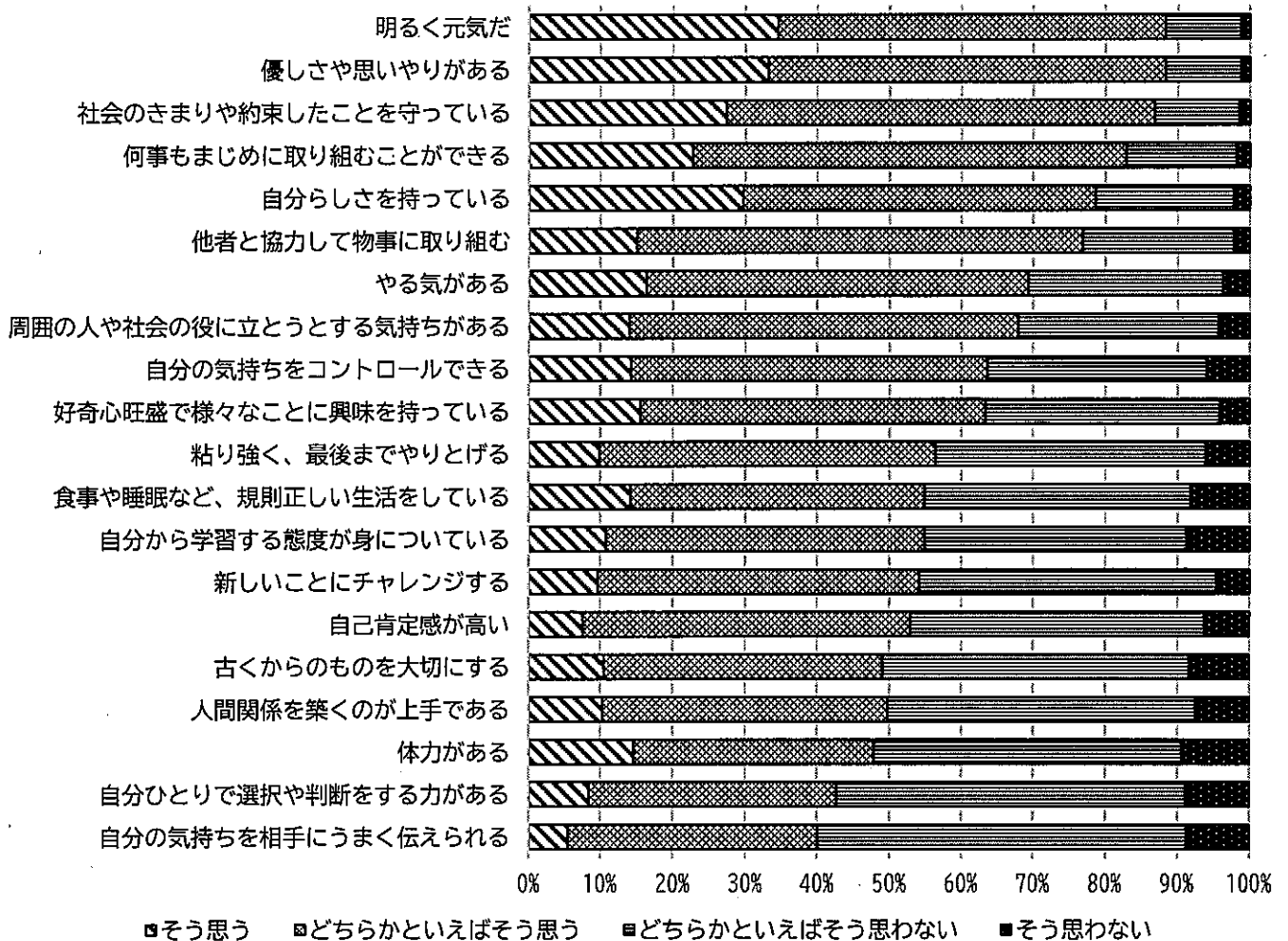
- 【調査対象】
- ・市立小学校5年生（抽出校各区3校 計18校）、
市立第二養護学校5年生の保護者
 - ・市立中学校2年生（抽出校各区3校 計18校）、
市立養護学校中学部2年生の保護者
 - ・市立千葉高等学校、市立稲毛高等学校、
市立高等特別支援学校2年生の保護者
 - ・上記対象学校の全教職員

【回答方法】Googleフォームによる電子回答

【回答数】2,886（保護者2,124、教職員762）

2 意識調査結果

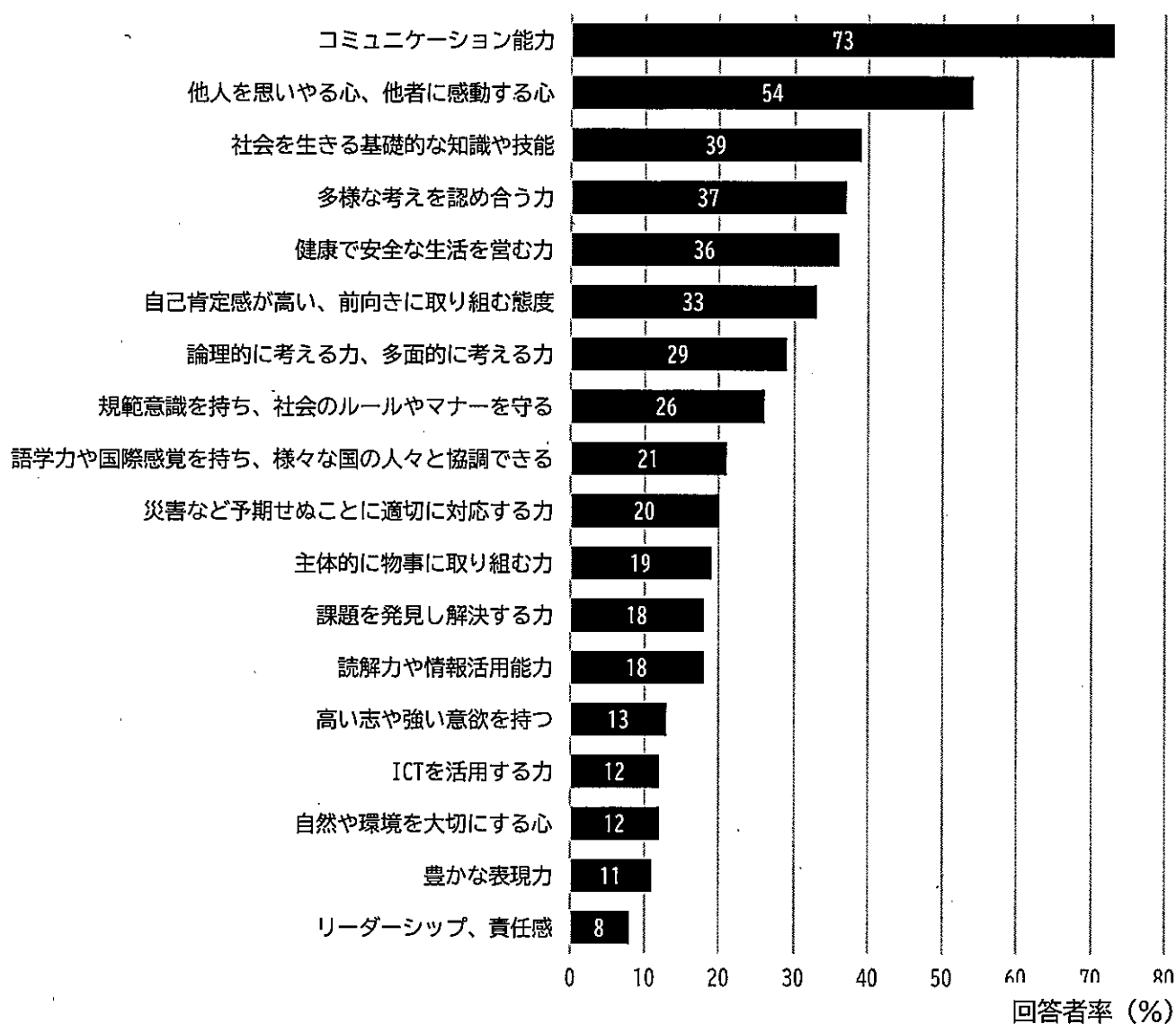
(1) 最近の子どもの印象



【考察】

- 肯定的な回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）の上位には、「明るく元気だ」、「優しさや思いやりがある」、「社会のきまりや約束したことを守っている」、「何事もまじめに取り組むことができる」が挙げられます。元気で優しく、決まりを守りまじめであるという子ども像が浮かび上がります。
- 否定的な回答（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」）の上位には、「自分の気持ちを相手にうまく伝えられる」、「自分一人で選択や判断をする力がある」、「人間関係を築くのが上手である」が挙げられます。一人で判断することや他者と関わるのが苦手であるという印象が強いことが分かります。

(2) これからの社会を生きるために、特に子どもに必要なと思われる資質・能力について
(5つまで選択可)

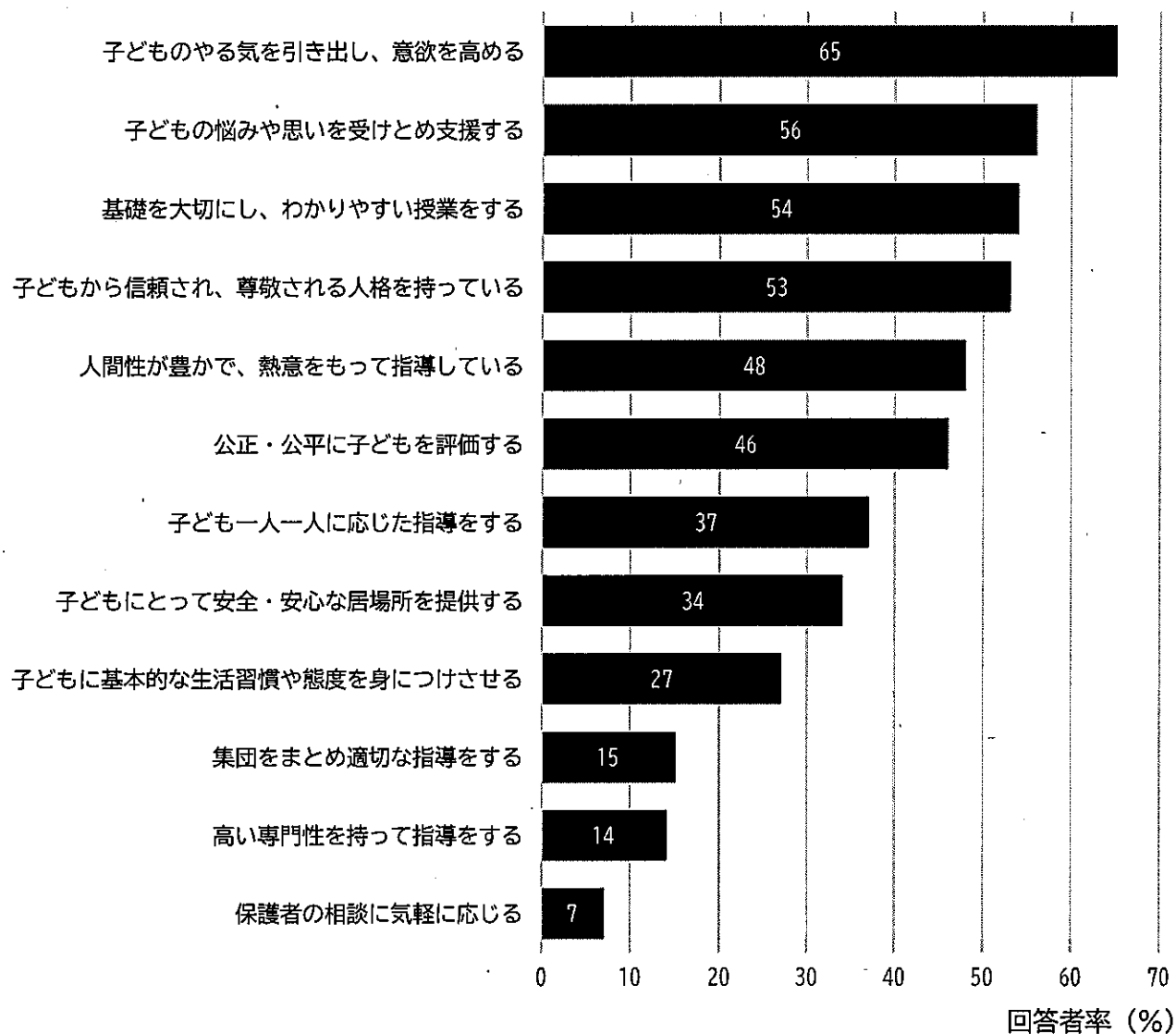


※回答者率 (%)・・・全回答者のうち、その項目を選択した率

【考察】

- 「コミュニケーション能力」との回答がひととき多く、「多様な考えを認め合う力」も上位となっており、他者と関わり合うための力が重視されていることが分かります。一方、(1)の回答では、他者と関わるのが苦手である印象が強いという結果が出ており、これらの力の育成が喫緊の課題です。
- 「社会を生きる基礎的な知識や技能」、「他人を思いやる心、他者に感動する心」、「健康で安全な生活を営む力」も多く回答を得ており、いわゆる知・徳・体の基本的な部分の大切さを感じている人が多いことが分かります。

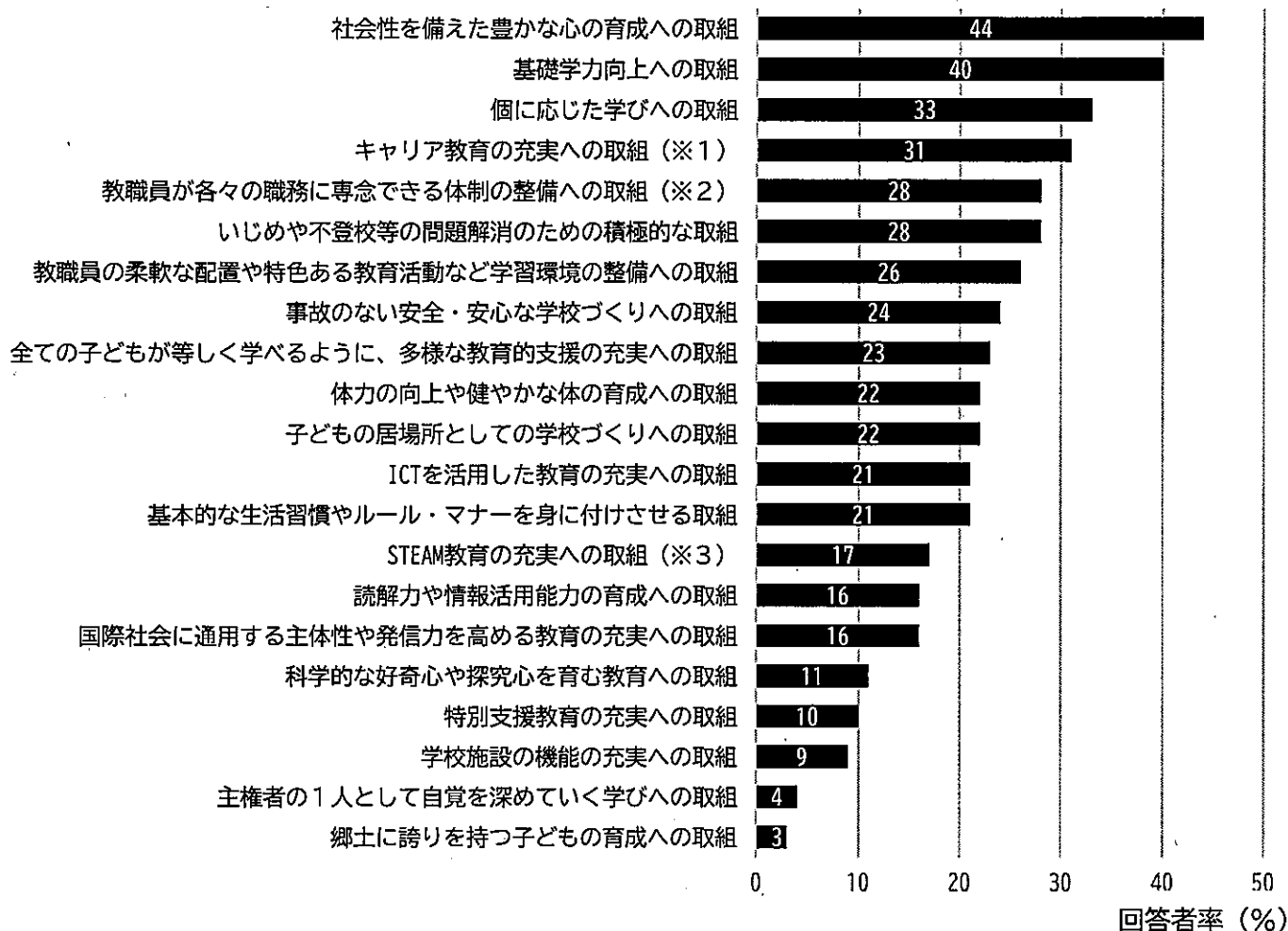
(3) どのような教員が望ましいと考えるか (5つまで選択可)



【考察】

- 「子どものやる気を引き出し、意欲を高める」、「子どもの悩みや思いを受けとめ支援する」、「基礎を大切にし、わかりやすい授業をする」、「子どもから信頼され、尊敬される人格を持っている」という順に回答が多く、子どもに寄り添い、やる気を引き出し、わかりやすい授業をする教員が求められていることが分かります。

(4) 今後の学校教育施策で重要だと思うものについて（5つまで選択可）



- ※1 社会人として自立した人を育てる、将来に向けて希望を持ち夢を描くための教育（キャリア教育）の充実への取組
- ※2 質の高い教職員を確保し、教職員が各々の職務に専念できる体制の整備への取組
- ※3 各教科での学習を実社会の問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育（STEAM教育）の充実への取組

【考察】

- 「社会性を備えた豊かな心の育成への取組」が最も回答が多く、(2)の回答でも重視されたとおり、他者と関わり合うための力の育成や「徳」に関する取組が最も大切であると考えられていることが分かります。
- 次に、「基礎学力向上への取組」、「個に応じた学びへの取組」の回答が多く、児童生徒一人一人に寄り添った「わかる授業」の推進などが求められていると考えられます。
- さらに、「キャリア教育*」が多く挙げられており、千葉市が目指すべき子どもの姿にも掲げられるように、将来に向けて夢を描くための教育の充実が求められていると考えられます。
- また、「質の高い教職員を確保し、教職員が各々の職務に専念できる体制の整備への取組」、「いじめや不登校等の問題解消のための積極的な取組」、「教職員の柔軟な配置や特色ある教育活動など学習環境の整備への取組」の回答も多く、これらの取組への関心が高いことが伺えます。

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について

1 第3次千葉市学校教育推進計画策定の基本方針

(1) 第2次千葉市学校教育推進計画の課題への対応

第2次千葉市学校教育推進計画では、108のアクションプランは順調に進んでいるものの、54については成果指標の達成に十分つながっていないことが課題となっており、理由として以下のことが考えられます。

- 網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものとなっていない。
- アクションプランの実施に尽力しているが、最終的な目標を意識できていない。
- 学校現場の教職員に目標等の共有が十分になされていない。

こうした課題を解消するために、第3次千葉市学校教育推進計画では以下のことに留意して検討を行うこととしました。

- 単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかり見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築する。
- 学校現場や保護者、地域への周知に力を入れる（計画概要の作成等）。

(2) 第2次千葉市学校教育推進計画の継承

「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次千葉市学校教育推進計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次千葉市学校教育推進計画においても基本的に継承します。（千葉市基本計画を踏まえ、「チャレンジする子ども」を「未来を拓く子ども」に修正します。）

目指すべき子どもの姿

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

(3) 第3次千葉市学校教育推進計画の構成

①計画の体系化

計画を体系的に捉えられるよう、各柱を束ねる大分類を新たに創設します。

※P34「4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像」参照

②主観指標の在り方

主観指標はできるだけ無くすべきとの考えもありますが、国の計画や他市の計画にも主観指標は多く存在します。また、主観指標といってもその内容は様々です。主観指標全てを排除するのではなく、真に必要なものは残し、評価の対象とします。

③施策の精選

目標達成のために真に必要な施策を精選します。

④施策の大括り化

各施策がばらばらに推進されており、施策間での連携ができていない状況を踏まえ、関連する施策はできる限り大きな括りとして捉え直します。

2 第3次千葉市学校教育推進計画が目指す学校教育の姿

(1) これからの社会の現状と子どもたちに求められる資質・能力

- 人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety 5. 0時代が到来しつつあります。Society 5. 0時代は「予測困難な時代」と言われており、私たち一人一人、そして社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。
- こうした時代にあって、子どもたちには、
 - ・どのような未来を創っていくか主体的に考え、
 - ・目の前の事象から解決すべき課題を見出し
 - ・多様な意見を尊重し、様々な立場の者と協働的に議論し、
 - ・最適解や納得解を生み出す
 ことができる力を育成することが必要であるとされています。

(2) 千葉市の子どもたちの現状と保護者や教職員の意識

- 本市で育つ子どもたちの現状を見ると、元気で優しく、決まりを守りまじめであり、他者や社会の役に立ちたいという思いを持っている子どもたちが多いものの、一方で、他者と関わるのが苦手であり、将来の夢や目標を持っている子どもたちが減少しているという状況です。
- また、本市の保護者や教職員は、これからの社会を生きるために子どもに特に必要な能力として、コミュニケーション能力や他者を思いやる心などをはじめとした知・徳・体に係る基本的な力が大切であると考えており、これらを着実に育成するとともに、将来に向けて希望を持ち夢を描くための教育を必要としていることが分かりました。

(3) 千葉市が目指すべき学校教育の姿

- 本市で学ぶ子どもたちは実に多様です。「みんな違ってみんないい」。そうした一人一人の個性を教職員がしっかりと理解し、それぞれに寄り添った個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることにより、知・徳・体に係る基本的な力をバランスよく育成することが重要です。
- また、こうした教育を実現するため、各学校では、全教職員が協調して自校の学校教育目標の具現化を図り、学校全体で子どもの学びを支えることにより、「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力」の育成を目指します。
- 本市で育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、取組を進めていきます。

3 第3次千葉市学校教育推進計画の各施策において留意すべき事項

第3次千葉市学校教育推進計画に位置付けられる各施策に共通して重要となる考え方は以下のとおりです。

(1) 人間尊重

人間尊重の教育を基調とし、子どもたち一人一人を尊重することが重要です。施策の推進にあたっては、教職員が児童生徒を大切にすることはもちろんですが、学校は児童生徒に加え教職員を大切に、教育委員会は児童生徒や教職員に加え学校を大切に、という、それぞれがそれぞれの立場で互いに尊重し合いながらつながっていくことが重要です。

(2) 人権尊重

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもの権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」とするとともに、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」を一般原則として掲げています。こうした子どもの権利が守られ、すべての子どもが健やかに育つことができることを目指します。

(3) すべては子どもたちのために

学校教育として行う様々な取組はすべて、言うまでもなく子どもたちのために行うものであり、常にその視点を忘れることなく取組を進めます。

(4) 主体性

学習指導要領*では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進が求められ、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要であるとされています。複雑で困難な時代であっても、子どもたちが自ら考え、自ら学び、主体的に判断し、自らの将来の生き方を考えるなど、幸福な人生を切り拓くために必要な力を育んでいきます。

また、各学校における創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進するため、教育委員会はそれらの学校の主体的な取組を尊重し、支援していくことが重要です。

(5) 多様性

多様化する子どもたち一人一人と向き合い、誰一人取り残すことない教育を実現するとともに、子どもたち自身も、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様性を認め合うことができることを目指します。

(6) 新しいスタイルの学校教育

Society 5.0の時代を迎え、GIGAスクール構想をはじめ、学校教育はこれまで直面したことがないほどの変化が求められる時期が到来しています。個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化など、従来の枠組みにとらわれない新しいスタイルの学校教育の確立を目指します。

(7) 持続可能性

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs*：Sustainable Development Goals）を踏まえた取組を進めます。

本市の学校教育自体の持続可能性という観点からは、教職員の多忙化が深刻な状況であることを踏まえ、教職員の働き方改革に向けた取組を着実に進めていきます。

(8) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働

学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働・分担する体制の構築により、社会・地域全体で子どもの学びを支援する取組や地域とともにある学校づくりを進めます。また、政治、経済、科学など様々な分野において、子どもが社会・地域と関わり合うことができる機会を大切にします。

(9) 行政資源の最大限の有効活用

計画を実施する際には、特に財源及び人員が無限ではないことを踏まえ、行政資源を施策に優先順位を付けて投入し、最大限に有効活用します。

4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像

第3次千葉市学校教育推進計画の全体像を以下のとおり整理します。

まず、教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ために必要な資質・能力として、「1 確かな学力」、「2 豊かな心」、「3 健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努めます。また、それらの育成を支えるのは、「4 質の高い教職員」と「5 魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組を進めます。さらに、「6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない教育環境の実現を目指していきます。

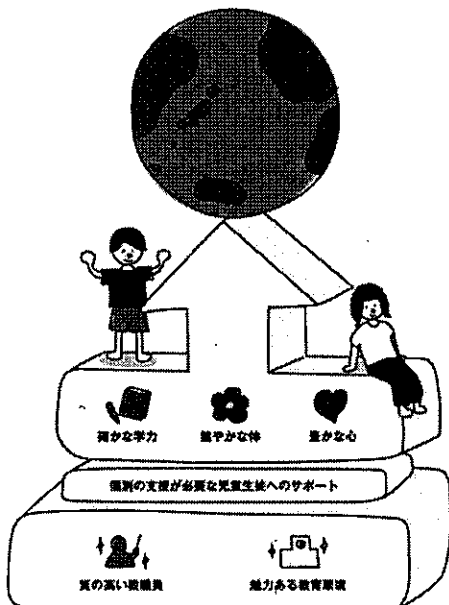
■目指すべき

子どもの姿■

夢と思いやりの心を持ち、
未来を拓く子ども

■教育目標■

自ら考え、自ら学び、
自ら行動できる力をはぐくむ



I 児童生徒の資質・能力の育成について

1 確かな
学力の育成

「わかる授業」の
推進に向けた新しい
スタイルの学校
教育の確立

2 豊かな
心の育成

思いやりの心の育
成と一人一人の夢
の実現

3 健やかな
体の育成

生涯にわたり健や
かに生きるための
土台の育成

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

4 質の高い
教職員

教職員のキャリア
ステージに応じた
研修の充実と働き
方の抜本的改革

5 魅力ある
教育環境

特色ある教育活動
とソフト・ハード
両面における魅力
的で充実した環境
の整備

6 個別の支援
が必要な
児童生徒へ
のサポート

一人一人に寄り添
った誰一人取り残
すことのない教育
の実現

以上の6つの柱を設定するとともに、計画を体系的に捉えられるよう、6つの柱を「Ⅰ 児童生徒の資質・能力の育成について」と「Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について」の2つに分類します。

Society 5.0時代の到来を踏まえ、本計画に沿ってこれまで培ってきた教育実践とICTを効果的に組み合わせていきます。子どもたちが主体的に学び、他者と協働して取り組む探究的な学習を充実させ、夢や希望を抱きながら成長できる学びを実現します。

【施策方針1-1】 ＜基礎学力の定着＞	予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせます。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。
【施策方針1-2】 ＜ICTを活用した学びの充実＞	情報化が加速的に進む中、GIGAスクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートしました。これら端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していきます。
【施策方針1-3】 ＜探究的な学びの推進＞	子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要です。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していきます。
【施策方針2-1】 ＜思いやりの心と自己肯定感の育成＞	温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要です。他者への理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育みます。
【施策方針2-2】 ＜多様な他者と協働していく力の育成＞	異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できる力を育成します。
【施策方針2-3】 ＜夢や目標に向けた学びの実現＞	子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していきます。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発進を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援します。
【施策方針3-1】 ＜学校体育の充実＞	運動する楽しさを感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育みます。また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図ります。
【施策方針3-2】 ＜食育の推進＞	本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。
【施策方針3-3】 ＜健康的な生活のための資質・能力の育成＞	身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成します。
【施策方針4-1】 ＜教職員の指導力の育成＞	教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるよう、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質・能力を身に付けることができるよう支援します。
【施策方針4-2】 ＜学校における働き方改革の推進＞	教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念があります。働き方改革の推進により教員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにします。
【施策方針5-1】 ＜魅力ある教育の推進＞	本市はこれまで国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきました。こうした本市ならではの特色ある教育活動として、各学校間の連携（小中一貫教育等）、市立中等教育学校・高等学校教育の充実、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たした子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進します。
【施策方針5-2】 ＜安全・安心な教育環境の確保＞	子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められます。そのために、学校管理下での事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築します。
【施策方針5-3】 ＜放課後活動の整備＞	児童が放課後安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めます。
【施策方針5-4】 ＜充実した教育施設・設備＞	老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進めます。
【施策方針5-5】 ＜ICT環境の整備＞	教職員及び児童生徒の1人1台端末を最大限に活用できるよう、スムーズな通信状況を確認しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備等のICT環境整備を進めます。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となる取組を進めます。これらICT機器を活用した教育活動の充実に向け、教職員の力量の向上とともに、メディアリテラシーの育成を図ります。
【施策方針6-1】 ＜いじめ防止等の対策の推進＞	いじめについては、認知件数が年々増加傾向であり、憂慮すべき事態ですが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果です。今後も、いじめについての正しい理解とともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進します。
【施策方針6-2】 ＜不登校児童生徒への支援の充実＞	不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっています。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保します。
【施策方針6-3】 ＜インクルーシブ教育システムの構築＞	インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していきます。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進と、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。
【施策方針6-4】 ＜切れ目のない支援体制の構築＞	特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別的教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図ります。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修とともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援します。
【施策方針6-5】 ＜教育機会確保に向けた施策の充実＞	家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進めます。

～目指すべき子どもの姿～

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

I 児童生徒の資質・能力の育成

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備

施策1

確かな学力の育成

「わかる授業」の推進に向けた

新しいスタイルの学校教育の確立

- 1 基礎学力の定着
- 2 ICTを活用した学びの充実
- 3 探究的な学びの推進

施策2

豊かな心の育成

思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現

- 1 思いやりの心と自己肯定感の育成
- 2 多様な他者と協働していく力の育成
- 3 夢や目標に向けた学びの実現

施策3

健やかな体の育成

生涯にわたり

健やかに生きるための土台の育成

- 1 学校体育の充実
- 2 食育の推進
- 3 健康的な生活のための資質・能力の育成

施策4

質の高い教職員

教職員のキャリアステージに応じた

研修の充実と働き方の抜本的改革

- 1 教職員の指導力の育成
- 2 学校における働き方改革の推進

施策5

魅力ある教育環境

特色ある教育活動とソフト・ハード両面に

おける魅力的で充実した環境の整備

- 1 魅力ある教育の推進
- 2 安全・安心な教育環境の確保
- 3 放課後活動の整備
- 4 充実した教育施設・設備
- 5 ICT環境の整備

施策6

個別の支援が必要な

児童生徒へのサポート

一人一人に寄り添った

誰一人取り残すことのない教育の実現

- 1 いじめ防止等の対策の推進
- 2 不登校児童生徒への支援の充実
- 3 インクルーシブ教育システムの構築
- 4 切れ目のない支援体制の構築
- 5 教育機会確保に向けた施策の充実

人間尊重の教育

家庭

行政

連携と協働

地域

学校

計画のキャッチフレーズ

夢にチャレンジ 未来を拓け!

～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～

各論

目次

I 児童生徒の資質・能力の育成について

1	確かな学力の育成	39
2	豊かな心の育成	48
3	健やかな体の育成	59

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

4	質の高い教職員	68
5	魅力ある教育環境	74
6	個別の支援が必要な児童生徒へのサポート	89

各論の見方

1 全体構成

各論は6つの「柱」、21の「施策の方針」で構成し、施策方針ごとに「成果指標」及び個別具体の事業からなる「アクションプラン」を掲載しています。

2 凡例

I 児童生徒の資質・能力の育成について

1 確かな学力の育成

柱

～「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立～

成果指標

施策を推進するための目的・目標です。

様々な取組によって、効果・成果を示します。

「現状値（令和4年度）」（調査によっては令和3年度）を基準に、「中間目標（令和9年度）」を設定し、各年度の進捗管理を行います。

アクションプラン

目標を実現するための手段として、個別具体の事業を示します。

アクションプラン名

計画期間中の事業展開

関連する成果指標のNo.

No.1 ○○○○教育の推進

1 2

質の高い○○○○教育に取り組むため、□□教材を作成し教育内容の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○国の□□教材の活用	○千葉市の□□教材の作成		○千葉市の□□教材の活用		○千葉市の□□教材の見直し

「現在」は原則令和4年度の状況を指していますが、令和3年度を指している場合は、その旨記載しています。

※和暦西暦対応表

令和4年	2022年	令和5年	2023年	令和6年	2024年
令和7年	2025年	令和8年	2026年	令和9年	2027年

※ アクションプランにおける各年度の数値は目標数値であり、今後の社会情勢等の状況により変更することもあり、確定したものではありません。

I 児童生徒の資質・能力の育成について

1 確かな学力の育成

～「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立～

施策の方針

1-1 <基礎学力の定着>

予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせます。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。

1-2 <ICT*を活用した学びの充実>

情報化が加速度的に進む中、GIGAスクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートしました。これら端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していきます。

1-3 <探究的な学びの推進>

子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要です。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していきます。

施策の方針

1-1 <基礎学力の定着>

予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせます。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
1	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との比較	小6 : +1 中3 : 0	小6 : +2 中3 : +1
		全国学力・学習状況調査	
2	千葉県学力状況調査における平均正答率	小3 : 73.0 (R3) 小5 : 76.3 (R3) 中2 : 62.9 (R3)	小3 : 75.0 小5 : 78.0 中2 : 65.0
		千葉県学力状況調査	

参考指標

- ①「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6 : 76.1% 中3 : 77.4%】
- ②「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていた」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6 : 69.7% 中3 : 63.6%】
- ③「授業では、自分の思いや考えをもとに、作品や作文など新しいものを創り出す活動を行っていた」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6 : 65.1% 中3 : 63.7%】
- ③「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6 : 75.9% 中3 : 73.0%】
- ④「学校の勉強が好きだ」と答えた児童生徒の割合
【現状値(R3) 小3 : 84.4% 小5 : 72.5% 中2 : 55.6%】
- ⑤「学校の勉強はよくわかる」と答えた児童生徒の割合
【現状値(R3) 小3 : 90.2% 小5 : 87.8% 中2 : 78.2%】

アクションプラン

No.1 「わかる授業」の推進

12

主体的・対話的で深い学びへの授業改善を進めるとともに、探究的な学びを核とした時代の変化に応じた教育内容や授業形態の研究を進め、教職員の指導力及び教育の質の向上を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○計画訪問の確実な実施と内容の充実 ○各教科等主任研修会、ブロック研修会の充実 ○文部科学省各教科担当指導主事研究協議会の行政説明の確実な周知 ○指導改善のポイントを示した指導資料の年度ごとの発行と共有					

No.2 学力状況調査の実施と活用

12

児童生徒の学習状況を把握するとともに、学習指導上の課題や改善点を明らかにします。調査結果から明らかになった課題を解決するための指導資料を作成し、児童生徒一人一人の個別最適な学びと協働的な学びの充実に努めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学力状況調査結果から授業改善のための指導資料作成	○学力状況調査のC B T化*に向けた検討と分析方法の検討		○国の動向を踏まえた全国学力・学習状況調査のC B T化による分析方法の見直し		
○学力向上アクションプラン*(自校の学力状況の分析と方策・わかる授業の推進に向けた学校としての具体的な方策)の実施と改善(PDCAサイクル)					

No.3 少人数学級・少人数指導の推進

12

公立小学校1学級の人数を35人以下とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数*の標準に関する法律の改正に伴い、令和7年度までに小学校全学年が35人学級になります。本市はこれまで国の加配定数を活用し、小学校2年生から4年生まで35人学級、5年生から中学校3年生まで38人学級を可能とし、国の基準に比べきめ細かな教育環境を構築してきました。国の学級編制の標準*の引下げに伴い、現行で38人学級である中学校の千葉市の学級編制の標準を見直し、国に先行する「少人数学級」「少人数指導」の取組を検討します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校に係る千葉市の学級編制を用いて、独自の少人数学級・少人数指導の取組を進めている。	○小1～小4について35人学級を実施	○小1～小5について35人学級を実施	○小学校の全学年で35人学級の実施		
	○中1～中3について38人学級を実施			○中学校における更なる少人数学級・少人数指導の取組推進	
	○小・中学校に係る千葉市の学級編制基準と柔軟な教員配置の見直し検討		○小・中学校に係る千葉市の学級編制基準と柔軟な教員配置及び要綱の改正		

No.4 小学校高学年における一部教科担任制の推進

12

専門性の高い教科指導を通じて、教育のさらなる質の向上を図るとともに、学校における働き方改革を促進するため、小学校高学年における一部教科担任制を推進していきます。本市では、小学校の規模に応じて、専科指導教員（外国語・理科・算数・体育）、専科指導のための非常勤講師（図画工作・家庭科・体育・音楽）の配置を進め児童一人一人の可能性を最大限伸ばす教育を実現していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○全小学校に専科指導教員（外国語・理科・算数・体育）又は専科指導のための非常勤講師（図画工作・家庭科・体育・音楽）のいずれかを配置	○20～23学級の学校に専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師を配置開始		○12学級以下の小規模校*に英語専科非常勤講師を配置開始		
			○13～19学級の学校に専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師を配置開始		
	<令和10年度までを目途に構築>				
○全小学校に外国語の専科指導教員または専科指導のための非常勤講師のいずれかを追加配置					
○専科指導教員等による指導体制を構築することによって、小学校高学年の学級担任の持ちコマ数を週24時間に軽減					

施策の方針

1-2 <ICTを活用した学びの充実>

情報化が加速度的に進む中、GIGAスクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートしました。これら端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していきます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
3	「学校で、授業中に自分で調べる場面で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使っている（インターネット検索など）」と答えた児童生徒の割合	小6：44.8% 中3：30.5%	小6：100% 中3：100%
		全国学力・学習状況調査	
4	「学校で、学級の友達と意見を交換する場面で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使っている」と答えた児童生徒の割合	小6：16.9% 中3：10.7%	小6：100% 中3：100%
		全国学力・学習状況調査	
5	「学校で、自分の考えをまとめ、発表する場面で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使っている」と答えた児童生徒の割合	小6：21.2% 中3：9.7%	小6：100% 中3：100%
		全国学力・学習状況調査	

参考指標

- ① 「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6：94.4% 中3：91.9%】
- ② 「授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3日以上使用している」と答えた児童生徒の割合
【現状値 小6：54.6% 中3：36.8%】

アクションプラン

No.5 ICTを活用した授業改善

③④⑤

1人1台端末や大型提示装置、デジタルコンテンツ等を活用したICTの特長を生かした教育を推進していきます。ICTを活用した効果的な活動事例を優良事例として集積し、1人1台端末（ギガタブ）で活用できるように市全体で情報共有を図るとともに、指導事例を提供するなど、積極的な活用を推進した学びを目指します。※「ギガタブ」とは、GIGAスクール構想に係る1人1台端末の愛称

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○優良事例 ・小学校 86教材 ・中学校 37教材	○優良事例 ・小学校 160教材 ・中学校 60教材	○優良事例 ・小学校 230教材 ・中学校 90教材	○優良事例 ・小学校 390教材 ・中学校 180教材	○優良事例 ・小学校 390教材 ・中学校 180教材	
○各教科等のねらいを踏まえた、協働的な学びや創造性を育む学び、効果的な個別学習を推進するためのICT活用指導資料の作成と更新 ○学校訪問や研修会における優良事例の活用 ○ギガタブの更新に伴う情報共有方法の見直し ○情報共有の推進と事例の内容の精査 ○教育データの利活用その他ICTの有効活用に関する検討					

No.6 教職員向けのICT研修の充実

③④⑤

教職員向けのICT研修を毎年実施するとともに、第3次CABINETシステム更新と1人1台端末（ギガタブ）更新に合わせて新規研修を追加します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各種研修を実施		○第3次CABINETシステムの更新に伴う研修の追加	○ギガタブの更新に伴う研修の追加	○研修会の継続実施	

No.7 デジタル教科書の活用

345

学習環境をよりよいものに改善していくことで、学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、デジタル教科書の効果的な活用を図ります。映像・動画等のコンテンツを活用することにより、多様な学びのスタイルを実現することで、思考力・判断力・表現力の伸長を促します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の一部教科に整備 ○モデル校に導入し効果検証 ○国の学習者用デジタル教科書実証事業に参加 		<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、指導者用デジタル教科書を小学校5・6年生に整備し、効果的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、指導者用デジタル教科書を中学校及び小学校3・4年生に整備し、効果的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、学習者用デジタル教科書の小・中学校への導入を検討 	

施策の方針

1-3 <探究的な学びの推進>

子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要です。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していきます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標 (R9)
6	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答えた児童生徒の割合	小6 : 76.1% 中3 : 77.4%	小6 : 79.0% 中3 : 81.0%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

○「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小6 : 75.9% 中3 : 73.0%】

アクションプラン

No.8 カリキュラム・マネジメント*の推進

6

教育課程の実施状況や学力状況調査をもとに、学力向上アクションプランを学校ごとに作成します。また、学習指導の在り方や評価方法等についての教職員研修を充実させたり指導資料を作成したりして、授業改善を図っていきます。さらに、教科を横断した学習等、学習効果の最大化を図るためにカリキュラム・マネジメントの確立に努めていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学力状況調査の分析と活用 ○学校訪問における授業改善のための学力向上アクションプランを活用した指導助言 ○カリキュラム・マネジメントや学習指導の改善等についての教職員研修の充実 ○指導と評価の一体化による授業改善を図るための指導資料の作成と更新					

No.9 探究的な学習の充実

6

探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、児童生徒が互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする学びを目指していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各教科等の研究計画の作成と活用 ○各学校における総合的な学習の時間の全体計画と年間指導計画の集約と共有 ○児童会活動、生徒会活動やボランティア活動などの学校生活の向上を図ることを推進するための教職員研修の充実 ○地域との連携を図り、自分たちの暮らす郷土に対する誇りや愛着を持てるようにするための郷土教育の充実					

I 児童生徒の資質・能力の育成について

2 豊かな心の育成

～思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現～

施策の方針

2-1 <思いやりの心と自己肯定感*の育成>

温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要です。他者への理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育みます。

2-2 <多様な他者と協働していく力の育成>

異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できる力を育成します。

2-3 <夢や目標に向けた学びの実現>

子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していきます。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達*を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援します。

施策の方針

2-1 <思いやりの心と自己肯定感の育成>

温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要です。他者への理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育みます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
7	「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小6 : 77.4% 中3 : 76.6%	小6 : 80% 中3 : 80%
		全国学力・学習状況調査	
8	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	小6 : 96.0% 中3 : 95.4%	小6 : 100% 中3 : 100%
		全国学力・学習状況調査	

参考指標

- ①「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小 : 76.2% 中 : 84.7%】
- ②「人が困っているときは、進んで助けている」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小 : 89.2% 中 : 89.1%】
- ③「学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小 : 72.8% 中 : 76.3%】

アクションプラン

No.10 道徳教育の推進と道徳科指導の充実

7

道徳教育で取り組むべき重点目標を明確にした全体計画と各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期を整理した別葉を活用し、学校の教育活動全体で豊かな心を育みます。

また、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）に重点を置き、「道徳科」の授業の学習指導を工夫し、自分のよさや長所に気づき、自分を認める心や自分を大切にすることを育て、自己肯定感を高めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において道徳教育全体計画・別葉を年2回以上見直しするように周知 ○道徳教育や道徳科指導を推進する学校訪問指導や研修会等の実施 ○道徳教育や道徳科指導を確認するためのアンケート調査の実施 ○道徳科授業における自己評価や相互評価などの評価活動の工夫を推進 					

No.11 読書活動*の充実

7

小学校から中学校までの9年間を通して、読書習慣が身に付くように読書活動の継続を図ります。知識や教養、語彙力や想像力を高め、表現活動の場面設定と学習形態を工夫し、豊かな感性を育みます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○全校一斉読書の実施など日常的な読書活動を継続するように周知 ○学校図書館指導員*の計画的な配置と研修の実施 					

No.12 いじめを扱った教材を効果的に活用した道徳科指導の充実

8

いじめに関する問題を自分自身の問題として捉え、多面的・多角的に考えられるような道徳科授業の学習指導を工夫し、いじめをしない、許さない、見逃さない心を育てます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを扱った多様な教材を活用した多面的・多角的な道徳科の学習指導の実践事例の普及 ○問題解決的な学習や体験的な学習など多様な学習活動を取り入れた授業の推進 					

No.13 人権教育の推進

8

児童生徒が人権の意義や内容について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように、日常の学級経営などを中心とした指導を工夫します。また、教職員研修等を通して、人権教育の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○人権教育担当者や管理職を対象とした研修会において人権に関する理解を促進 ○学校における地域の人材を活用した人権教室等の実施 ○「生命（いのち）の安全教育」の推進					

No.14 特別活動における学級活動の充実

8

学級において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり、信頼し合ったりして生活できるよう、指導の充実を図ります。また、相手の立場や気持ちを理解し、他者へ働きかけようとする思いやりの心を育て、よりよい人間関係を築きます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校訪問や研修会等における指導方法の確実な周知 ○実践事例の収集と共有					

施策の方針

2-2 <多様な他者と協働していく力の育成>

異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できる力を育成します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
9	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた児童生徒の割合	小6 : 78.1%	小6 : 82%
		中3 : 77.5%	中3 : 82%
全国学力・学習状況調査			
10	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答えた児童生徒の割合	小6 : 52.7%	小6 : 54%
		中3 : 37.2%	中3 : 44%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

①「困ったときは、友達と話し合って協力する」と答えた児童生徒の割合

【現状値(R3) 小3 : 80.5% 小5 : 84.0% 中2 : 86.8%】

②「いろいろなことに挑戦している」と答えた児童生徒の割合

【現状値(R3) 小3 : 84.0% 小5 : 74.9% 中2 : 72.8%】

アクションプラン

No.15 国際教育の推進

9

教育委員会及び学校関係者を構成員とする国際理解教育研究推進協議会を通して、話し合い活動推進のための指導実績の集積や、ホームページ（※）を活用した指導事例の周知活用をしていきます。指導事例の活用により、異文化や多様性を理解し、受け入れ、主体的に行動できる力を育てていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○国際理解教育研究推進協議会の実施 ○指導事例の集積、ホームページ（※）による周知	○国際理解教育研究推進協議会の実施 ○指導事例の集積、ホームページ（※）による周知 ○話し合い活動推進のための指導実績の集積と活用				

※イントラネット（千葉市教職員専用の内部ネットワーク）内のホームページを指します。

No.16 小学校外国語活動・外国語教育の推進

9

児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力を育成するため、引き続き外国人講師を活用するなどして、外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な外国語活動と教科型外国語教育の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○事務連絡会、教科主任会、訪問指導、外国人講師との効果的なチーム・ティーチングの方法や事例の周知					

No.17 総合的な学習の時間における探究的な見方・考え方を育成する指導の充実

910

異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視していきます。異なる視点から考え協働的に学ぶための話し合い活動を推進していきます。また、対話を通して、異文化や多様性を理解し受け入れ、主体的に行動できる力を育てていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校における総合的な学習の時間の全体計画と年間指導計画の集約と共有 ○主任研修会、各課訪問指導を通して探究的な見方・考え方を育成する指導方法や事例の周知					

No.18 体験学習の充実

10

地域との交流体験活動を通じて地域や社会について深く考え、主体的に行動できる力を育てていきます。また、宿泊学習を充実させることで、人間関係の構築方法を習得したり、集団活動の意義を学んだりすることで社会性を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校において地域との交流体験活動の実施 ○移動教室、農山村留学、修学旅行、自然教室等の実施	○各学校において地域との交流体験活動の推進 ○宿泊を伴う体験学習（移動教室、農山村留学、修学旅行、自然教室等）の充実				
				○農山村留学から修学旅行に変更し実施	

No.19 文化芸術に触れる機会の充実

10

我が国や諸外国の芸術文化へのグローバルな視野を広げ、情操を育てるため、伝統音楽や声楽、器楽合奏の鑑賞および体験活動等の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○こころの劇場 実施	継続実施				
○未来への夢を育む音楽芸術体験 26校/年	→				28校/年

No.20 環境教育の推進

10

子どもたちが人間と持続可能な環境との関わりについて正しく理解するとともに、環境問題を自らの課題として捉え、生涯にわたり環境の保全・創造に向けて取り組んでいけるよう、家庭や地域、事業者等を含めた多様な主体と連携して、環境教育を推進します。

よりよい環境づくりへの主体的な参加や体験活動をもとにし、主体的に考える場を工夫し、子ども同士で対話を重ね、環境に対して責任のある行動をとることができる資質・能力を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小学校6校、中学校6校を環境学習のモデル校として毎年指定 ○モデル校による環境学習に関する活動成果の報告、活動成果集の作成 ○千葉市環境学習モデル校による活動成果の発表会の開催 ○脱炭素社会の実現に向けた体験的な活動等、各校の実態に応じた特色ある環境学習の推進 ○千葉市環境教育教材や「脱炭素社会の実現」に向けた環境教育教材等の周知・活用					

No.2 1 学校における「こどもの参画」の取組の推進

10

社会の一員としての子どもの自覚と自立を促すことを目的とした学校での授業等において、出張授業や助言等により参画の取組を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校へ出張授業等の実施					
6校	7校	8校	9校	9校	9校

No.2 2 小・中・高校生の社会参画意識の育成

10

将来を担う子どもに、社会の一員としての自覚を促し、選挙の意義の理解を促進するため、小・中学校の児童・生徒会役員選挙などに選挙器材を貸し出すとともに、小・中・高等学校における出前授業等を推進します。また、高校生を対象に、実際の選挙事務に従事する事業を通して政治的教養を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小学校模擬選挙の実施					
21校			21校/年		
○中学校出前授業の実施					
2校			4校/年		
○高等学校出前授業 随時受付					
○高校生の選挙事務従事 選挙毎に実施					

施策の方針

2-3 <夢や目標に向けた学びの実現>

子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していきます。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標 (R9)
11	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	小6 : 79.8% 中3 : 65.3%	小6 : 83% 中3 : 70%
		全国学力・学習状況調査	
12	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と答えた児童生徒の割合	小6 : 70.8% 中3 : 66.6%	小6 : 75% 中3 : 71%
		全国学力・学習状況調査	

アクションプラン

No.23 キャリア教育推進のための校内指導の充実

11 12

各学校や地域の実態に応じて、児童生徒の興味・関心をより引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるように、各学校において取り組むべき重点目標と各教科等におけるキャリア教育に関する指導の内容を明確にした「キャリア教育グランドデザイン」を作成していきます。また、児童生徒が、これまでの経験を振り返り自己の成長に気付くことができるような「キャリア・パスポート*」の内容を検討し、改善を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校のキャリア教育グランドデザインの作成	○各学校のキャリア教育グランドデザインの活用、情報共有による見直し				○各学校のキャリア教育グランドデザインの再構築
○研究指定校等の好事例等を周知 ○キャリア・パスポートの内容の検討・改善					
○キャリア教育指導力向上のための研究					

No.24 キャリア教育に関する中学生用指導資料の充実

11 12

キャリア教育に関する中学生用ノート「わたしの夢」、「ハローマイフューチャー」を改訂し、活用を推進します。様々な困難を乗り越えることができる能力を育てるため、自己理解の内容充実や探究的な学習との連携、特別活動や総合的な学習の時間との教科横断的な内容充実を図ります。また、専門高校を紹介するリーフレットを作成し活用を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○指導資料の改訂と活用	○指導資料の活用状況等を把握した改善	○指導資料の改訂と活用の検討			

【No.14再掲】 特別活動における学級活動の充実

11 12

【No.18再掲】 体験学習の充実

11 12

No.25 産学官の連携体制の強化

11 12

児童生徒の興味・関心をより引き出すために、学校だけではなく、多方面からサポートし、多様な価値観に触れることができるよう連携体制を強化します。学校、企業・産業界、大学等の有識者を構成員とするキャリア教育推進連携会議を開催し、生涯を通じたキャリア教育の推進に向け、キャリア教育の方向性や既存事業の改善、新規事業の検討等を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○既存事業の改善、新規事業の検討	○改善案、新規事業案を検討	○既存事業の改善 ○改善事業、新規事業の実施			

No.26 職業体験学習の推進

11 12

夢を持つことの大切さや今学んでいる意義等を考えるために、企業や各種団体等と積極的に連携を図り、職場体験や出前授業をはじめとした職業体験学習を推進します。一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を身に付けることができる学習機会を充実させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○職場体験または出前授業実施小・中学校の割合					
小：53% 中：93%	→			小：60% 中：100%	

I 児童生徒の資質・能力の育成について

3 健やかな体の育成

～生涯にわたり健やかに生きるための土台の育成～

施策の方針

3-1 <学校体育の充実>

運動する楽しさが感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育みます。また、体力づくり活動の取組や体育的行事などを通して、学校体育の充実を図ります。

3-2 <食育*の推進>

本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。

3-3 <健康的な生活のための資質・能力の育成>

身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成します。

施策の方針

3-1 <学校体育の充実>

運動する楽しさが感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育みます。また、体力づくり活動の取組や体育的行事などを通して、学校体育の充実を図ります。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
13	千葉県運動能力証*合格率	小男子：21.8% 小女子：22.4% 中男子：11.5% 中女子：27.9%	小男子：28.2% 小女子：31.6% 中男子：15.8% 中女子：41.6%
		千葉県運動能力証	
14	1週間の総運動時間が60分以上の割合（体育の授業は含まない）	小5男子：92.5% 小5女子：87.0% 中2男子：93.2% 中2女子：80.4%	小5男子：95.3% 小5女子：90.1% 中2男子：93.6% 中2女子：84.7%
		全国体力・運動能力・運動習慣等調査	

アクションプラン

No.27 体力づくり活動の取組の充実

13

児童生徒の運動への関心を高め、自ら運動する態度を育てるため、運動習慣の定着及び体力の向上に向けた効果的な対応策を検討し実施していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校での体力づくり活動 ○研修会等の実施	○新体力テスト等の結果から、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の状況について把握・分析	○各教科等主任研修会、ブロック研修会等研修会の充実 ○体力向上に成果を上げている取組の実践例などを紹介 ○指導事例の集積と共有			

No.28 小学校各種体育大会の開催

13 14

児童の表現運動・陸上運動・ボール運動に対する興味・関心及び技能を高めるとともに、心身の健全な発達と児童相互の望ましい人間関係の育成を図るために、小学校各種体育大会を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○表現運動発表会・陸上大会・球技大会の実施 ○指導事例集作成の支援 ○教員対象の実技研修会実施					○実践の共有と指導事例集の改訂

No.29 中学校運動部活動指導員・民間指導者の派遣

13 14

スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、部活動指導員・民間指導者を派遣します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校の実情に応じた部活動指導員、民間指導者の派遣	【学校部活動の地域連携強化】 ○部活動指導員の適切な配置 ○学校の実情に応じた民間指導者の派遣				

児童生徒の運動への関心を高め、自ら運動する態度を育てるため、身近なスポーツイベントや試合観戦などへの参加に向けて周知・啓発活動を進めていきます。また、国内外で活躍するアスリートとの交流を通して、運動することの楽しさや素晴らしさを実感・体感できる各種事業を推進します。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技開催都市としての経験を活かし、スポーツの魅力や価値をより一層理解できるよう、オリンピック・パラリンピック教育をレガシーとするための取組を継続します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉ロッテマリーンズベースボールチャレンジの実施 ○ジェフユナイテッド市原・千葉おとどけ隊の実施 ○ちば夢チャレンジ事業等の周知					
○オリンピック・パラリンピックに関する学習を全小・中学校で体育・保健体育の年間指導計画に位置付ける。					

施策の方針

3-2 <食育の推進>

本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
15	朝食を欠食する児童生徒の割合	小：2.0% 中：3.1%	小：0% 中：0%
保健体育課調べ			

アクションプラン

No.3 1 適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るための取組

15

児童生徒が、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎を培い、自らの健康を考えて食の自己管理ができる資質や能力を身に付けるために、学校給食を通じた指導の在り方等を検討し実施していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○多様な食材や地場産物を取り入れた、安全安心で魅力的な給食の提供 ○学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた給食の提供 ○児童生徒の給食の喫食状況や嗜好、健康状態の把握 					
<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教職員、正規調理員対象の研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食を教材とした食に関する指導の実施と内容の工夫や改善 ○栄養教職員対象の給食管理研修会、栄養教職員と正規調理員対象の実技研修会、正規調理員対象の全体研修会の充実 ○魅力ある給食献立について、保護者や市民への情報提供 				

No.3 2 望ましい食習慣を育成するための食育の推進

15

児童生徒が日常生活において望ましい食習慣を実践するために、家庭・地域との連携を強化するための効果的な方策を検討して実施するとともに、児童生徒の実態を踏まえた各教科等の食に関わる学習内容と食に関する指導を相互に関連させた指導の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「食に関する指導の全体計画」の作成 ○各学校における食に関する指導の実施 小：100% 中：56% ○研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「食に関する指導の全体計画」の見直しと指導の実践 ○食に関する指導の推進 				<ul style="list-style-type: none"> ○授業実践の共有と指導事例の集積 ○各学校における食に関する指導の実施 小：100% 中：100%
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実践の指導案等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教職員を対象とした食に関する指導の研修会（研究協議会・食に関する指導ブロック別研修会〈市内3ブロック〉）の充実 ○給食指導主任を対象とした食に関する指導の研修会（全体研修会・研究協議会）の充実 ○指導事例の集約 			

No.33 自然の恩恵・勤労に感謝する心や食文化や食の歴史を尊重する心の育成

15

関係機関と連携を図ることにより計画的に地場農産物を導入した学校給食を提供するとともに、栄養教諭等の専門性を生かし、郷土料理や行事食を取り上げることで、食文化や様々な業種で働く人への理解と関心を深めていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地場農産物を活用した特別献立（※1）や、特色ある献立（※2）の全校実施と、資料の作成及び配付 ○小学校、養護・第二養護学校における地場農産物を活用した共通メニューの全校での実施や、区ごとの実施（※3）、学校給食センターでの実施（※4）と、資料の作成及び配付 ○生産者による出張授業の抽出校での実施（ニンジン・キャベツ・コマツナ・牛乳・米を予定） ○有機食材を活用した学校給食のモデル実施（※5） ○市民を対象とした地産地消の学校給食試食会の実施					

※1 6月「食育の日」、10月「市民の日」、1月「学校給食週間」に全校実施、3回/年。

※2 12月「千葉氏ゆかりの地(令和8年度(千葉開府900年)まで実施予定)」、1回/年。

※3 小学校、養護・第二養護学校における共通メニューでの全校での実施：キャベツ、コマツナ、サツマイモの3回/年、区ごとの実施：ジャガイモ、スイカ、トウモロコシの3回/年。

※4 学校給食センターにおける共通メニューでの実施：ジャガイモ、キャベツ、コマツナの3回/年。

※5 令和4年度より、市立小学校において年1回実施。

施策の方針

3-3 <健康的な生活のための資質・能力の育成>

身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成します。

成果指標

No.	成果指標	現状値(R4)	中間目標(R9)
16	毎日の睡眠時間	睡眠 8 時間未満 小5 : 31.0%	睡眠 8 時間未満 小5 : 30.0%
		睡眠 6 時間未満 中2 : 11.4%	睡眠 6 時間未満 中2 : 10.0%
全国体力・運動能力・運動習慣等調査			
17	12 歳児 (中学 1 年生) で、むし歯のない生徒の割合	77.7%	80.0%
		千葉市学校保健統計	

アクションプラン

No.34 睡眠リズムを整える学習

16

よりよい生活を送ることができるよう、決まった時間に寝起きすることのよさについて学び、実践することができるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○保健学習の充実（小3と中1で生活のリズムを整えしっかり睡眠をとることの大切さを学ぶ。） ○文部科学省等のリーフレットの活用					
○学習事例の収集		○養護教諭や保健主事の研修会での学習事例の紹介			

No.35 歯と口の健康づくりの推進(口腔衛生指導・歯と口の健康づくり啓発事業)

17

歯科衛生士による「口腔衛生指導」や歯科医師による「歯と口の健康づくり啓発事業」を行うことで、児童生徒が自分の歯と口の健康に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎をつくります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○歯科衛生士が学校を訪問して「口腔衛生指導」を全校で実施 ○毎年度2、3の中学校区において、歯科医師による「歯と口の健康づくり啓発事業」の実施					

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

4 質の高い教職員

～教職員のキャリアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革～

施策の方針

4-1 <教職員の指導力の育成>

教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるよう、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質能力を身に付けることができるよう支援します。

4-2 <学校における働き方改革の推進>

教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念があります。働き方改革の推進により教職員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにします。

施策の方針

4-1 <教職員の指導力の育成>

教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるよう、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質能力を身に付けることができるよう支援します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
18	校内外の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている教職員の割合	小：95.4% 中：96.4%	小：100% 中：100%
教育改革推進課調べ			

参考指標

- ①組織的・継続的な研修を行っている学校の割合 【現状値 小：99.1% 中：92.7%】
 ②授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている学校の割合 【現状値 小：97.2% 中：89.1%】

アクションプラン

No.36 校外の研修の充実

18

教育センター及び養護教育センター等の研修において、「千葉県・千葉市教員等育成指標」や本市の教職員研修体系に基づいたキャリアステージ、時代のニーズに応じた研修内容の充実を図るとともに、研修履歴記録簿等を活用し、より多くの教職員が自己の現状に応じた研修に参加できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○校外の研修に参加した教職員の割合					
小・中：94.3%	→	小・中：100%	→		
○受講者の満足度調査結果を生かした研修内容の改善					

No.37 人材育成のための派遣研修等の積極的な活用

18

人材育成のための派遣研修等である、次世代リーダー研修、現場研究員*、21世紀を拓く課題研修、長期研修への志願や、研究論文等への応募を奨励したり、中央研修を活用したりすることで主体的に学ぶ教職員の育成を促します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各種研修に応募した学校の割合					
小・中：64.6%	→	小・中：73%	→		小・中：80%
○教科等主任研修会、教育課程研究協議会等における研修成果の共有					

No.38 課題の共有を目的とした校内の研修の充実

18

校内の研修において、「全国学力・学習状況調査」や「千葉市学力状況調査・意識調査」を基に作成した学力向上アクションプランを活用し、学校全体の学力傾向や課題などの情報について全職員で共有できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○自校の学力傾向や課題などを全職員で共有した学校の割合					
小・中：80.9%	→	小・中：100%	→		

施策の方針

4-2 <学校における働き方改革の推進>

教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念があります。働き方改革の推進により教職員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにします。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
19	勤務時間を除く在校等の時間が月平均 45 時間を超えない教職員の割合	52%	100%
20	働き方改革の取組の効果について、「効果があった」又は「一定の効果があった」と回答した教職員の割合	44%	90%

参考指標

- ①勤務時間を除く在校等の時間が月平均 45 時間を超えない学校の割合 【現状値 62%】
 ②勤務時間を除く在校等の時間の月平均が 80 時間を超えている割合 【現状値 4%】
 ③ストレスチェックによる総合健康リスク 【現状値 小：85 中：85】
 ※全国平均総合健康リスク 100 を基準として表しています。

アクションプラン

No.39 「学校における働き方改革プラン」による改革推進

19/20

令和3年度に教育委員会で改編した、全市立学校を対象とした「学校における働き方改革プラン」のもと、目標達成や各学校での働き方改革の取組の定着等のため、各種施策を着実に実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○働き方改革プランの各種施策の推進 ○「チーム学校推進委員会」等において各学校の取組項目の進捗管理		○在校等時間の実績や取組等を踏まえたプランの見直し	○見直し後のプランに基づき、施策を推進		
○勤務時間を除く在校等時間の月平均が45時間を超えない学校の割合を毎年度4ポイントずつ増加 (各学校の在校時間等の調査) 62%(R3)	70%	74%	○見直し後のプランに基づき、新たな目標値を設定		
○勤務時間を除く在校等時間の月平均が80時間を超える教職員の割合を毎年度1ポイントずつ低減 (各学校の在校時間等の調査) 4.7%(R3)	2.7%	1.7%	○見直し後のプランに基づき、新たな目標値を設定		
○教職員のストレスチェックによる総合健康リスクについて全国平均より良好な状況を維持			○見直し後のプランに基づき、新たな目標値を設定		

No.40 学校の業務・行事の精選

19/20

ICT活用による業務効率化や行事の見直し事例の横展開を図っていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○ICTの活用による業務効率化事例の収集と周知	○第3次CABINETシステムの更新による更なる業務効率化の検討及び着手		○第3次CABINETシステム下におけるICT活用事例の収集と周知		
○会議、研修、各種調査・連絡のオンライン化及びペーパーレス化 ○学校行事見直し状況の調査と各学校へのフィードバック			○学校行事の見直しの進捗状況を踏まえた更なる取組の検討		

No.4 1 部活動の負担の適正化【No.2 9 一部再掲】

教員の負担を適正化しながら部活動の地域連携を進めるため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、部活動指導員・民間指導者を派遣するとともに、部活動の地域クラブ活動への移行を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校の実情に応じた部活動指導員、民間指導者の派遣	【学校部活動の地域連携強化】 ○部活動指導員の適切な配置 ○学校の実情に応じた民間指導者の派遣				
【部活動の地域移行】 ○実践研究・実証事業 ○諸課題整理・体制構築			改革推進期間 段階的に地域移行を推進		地域クラブ活動の充実

No.4 2 専門スタッフ等の活用

19|20

専門スタッフ等の配置の適正化に努めるとともに地域人材の活用を進め、教職員が行う業務の負担軽減を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の全校配置 ○専科教員・専科指導のための非常勤講師の活用 ○部活動指導員の配置 ○地域の人材活用 ・国の支援策の状況を踏まえた、専門スタッフ等の配置による業務の負担軽減の促進					

No.4 3 業務の効率化とスキルアップに係る取組の推進

19|20

各種研修の受講を通して、教職員自ら業務の効率化とスキルアップを図るとともに、働き方改革を意識して業務に取り組む意識を向上させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○働き方改革の意識醸成につながる研修を実施し、受講を推奨する					
○働き方改革の意識醸成につながる研修を受講している教職員の割合					
教職員研修検討 委員会で協議	研修の実施	→			100%
○自身の勤務時間等を意識しながら業務に取り組んでいると感じている教職員の割合					
78%	→				100%

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

5 魅力ある教育環境

～特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備～

施策の方針

5-1 <魅力ある教育の推進>

本市はこれまで国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきました。こうした本市ならではの特色ある教育活動として、各学校種間の連携（小中一貫教育*等）、市立中等教育学校・高等学校教育の充実、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進します。

5-2 <安全・安心な教育環境の確保>

子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められます。そのために、学校管理下での事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築します。

5-3 <放課後活動の整備>

児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室*を一体的に運営する「アフタースクール*」の拡充を進めます。

5-4 <充実した教育施設・設備>

老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進めます。

5-5 <ICT環境の整備>

教職員及び児童生徒の1人1台端末を最大限に利活用できるよう、スムーズな通信状況を確認しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備等のICT環境整備を進めます。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となる取組を進めます。これらICT機器を活用した教育活動の充実に向け、教職員の力量の向上とともに、メディアリテラシー*の育成を図ります。

施策の方針

5-1 <魅力ある教育の推進>

本市はこれまで国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきました。こうした本市ならではの特色ある教育活動として、各学校種間の連携（小中一貫教育等）、市立中等教育学校・高等学校教育の充実、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
21	「学校は、学校種間連携（※）を通じた特色ある教育活動を実施していると思う」と答えた保護者の割合	85%	93%
教育改革推進課調べ			
22	学校支援地域本部*（千葉市版コミュニティ・スクール*も含む）の拡充と充実	設置校 65校	設置校 115校
学事課調べ			

参考指標

- ①「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小：83.4% 中：80.9%】
- ②「授業がよくわかるようになった」と感じている児童の割合 【現状値 92.5%】
- ③「学習や学校生活のことで相談できる先生が増えた」と感じている児童の割合 【現状値 69.0%】
- ④「小学校高学年における一部教科担任制の実施により、児童の学習意欲が高まった」と感じている保護者の割合 【2月実施予定】
- ⑤「小学校高学年における一部教科担任制の実施により、児童と向き合う時間が増えた」と感じている教職員の割合 【現状値 83.9%】

（※）小中連携、中高一貫、高大連携

アクションプラン

No.4 4 小学校と幼稚園・保育所等の交流活動の推進

21

幼児や児童の交流活動や教職員の相互参観等を実施し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるように努めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小学校が幼稚園・保育所等と交流活動をしている小学校の割合					
78%	→		90%	→	100%
○幼保小関連教育*推進指定校 12 校における取組の推進、成果の普及					

No.4 5 小学校と中学校の連携や小中一貫教育の推進

21

小・中学校間の交流活動や教職員による合同研修等を行うことで、児童生徒や教職員が相互理解を深め、小・中学校間の円滑な接続を図り、不登校児童生徒の増加や「中1ギャップ」の解消に努めるとともに、学習指導の充実や異年齢集団での活動を通じた生活指導の充実を目指します。また、小中一貫教育校において、より高い教育効果の実現に向けて取組を進めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校間で児童生徒の交流活動や教職員による合同研修等を行っている小・中学校の割合					
25.4%	→		80%	→	100%
○小中一貫教育校 3校	○小中一貫教育校における取組の充実、成果の普及				

No.4 6 千葉市立千葉高等学校の理数教育及び分野融合型教育の充実

21

文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）*事業」における先進的な理数教育をもとに、生徒に科学技術人材としての資質・能力等を身に付けさせます。また、海外及び国内研修の実施や分野融合型教育の充実・発展により、持続可能な社会をリードする人材を育成していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○分野融合型授業の実施及び研究			○分野融合型の授業の実施及び普及		
○先進的な理数教育の実施及び研究			○先進的な理数教育の実施及び普及		
○第IV期SSH事業指定				○第V期SSH事業指定について検討	

No.4 7 千葉市立稲毛高等学校及び稲毛国際中等教育学校における国際教育及び課題発見・解決型学習の充実 21

中高一貫教育*の特性を生かした国際教育を展開します。また、地域や世界の視点に立ち様々な課題を探究する課題発見・解決型学習（InageQuest）に取り組み、持続可能な社会を創生するグローバル・リーダーの育成を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○中等教育学校開校 ○入学者選抜見直し・検討	○入学者選抜検討・見直し				○中等教育学校完成
○総合的な探究の時間・外国語教育の充実、生徒の英語力の向上（CEFR：B2（実用英語技能検定準1級相当）の取得）					
○連携する大学、グローバル企業、法人等の新規開拓、海外の高等学校との更なる連携					
○海外語学研修の実施（内進生・国際教養科）				○海外語学研修の実施（全員）	
	○校舎等改修工事		○校舎等改修工事 ○グラウンド等外構工事		

【No.3再掲】 少人数学級・少人数指導の推進

【No.4再掲】 小学校高学年における一部教科担任制の推進

No.4 8 学校適正配置*の推進

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校適正配置を推進します。また、平成30年度に策定した第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の見直しを図り、次期学校適正規模・適正配置実施方針の策定を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○適正配置の優先度が高い小規模校の抽出	○適正配置の優先度の算出 ○適正配置の優先度が高い小規模校との情報共有及び意見聴取 ○保護者や地域に対する説明会や意見交換会の開催				
	○花見川第三小学校・花島小学校統合校開校			○幕張新都心若葉住宅地区新設小学校開校	
○統合校における統合効果の検証 ○次期千葉市学校適正規模・適正配置実施方針策定に向けた準備					○次期学校適正規模・適正配置実施方針の策定

No.49 地域等関係者との連携体制の強化

22

様々な教育課題や多様化する教育ニーズに対応した新たな学校・家庭・地域の連携に向けた取組を推進するため、地域連携事業推進組織を設置するとともに地域連携事業推進会議（教育委員会、市民局、こども未来局から構成）を開催します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地域連携事業推進会議の開催 ※2～3年毎に他局との調整及び具体的な支援を見直す。					

No.50 地域コーディネーター研修の実施

22

学校支援地域本部の先進的な取組を実施している市町村の地域コーディネーターを講師とし、効果的な活動や、学校との関わり方等の研修を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地域コーディネーター研修会 1回/年					

No.51 千葉市版コミュニティ・スクールモデル校の拡充

22

これまで本市が設置を進めてきた学校支援地域本部の中心的な組織である地域教育協議会に学校運営協議会の機能をあわせもつように発展させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○モデル校1校による検証		○新規モデル校1校追加/年			○新規モデル校2校追加 各区1校(計6校)

施策の方針

5-2 <安全・安心な教育環境の確保>

子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められます。そのために、学校管理下での事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標 (R9)
23	学校・地域の特性や実情に即した学校独自の学校総合防災マニュアル等の改善・充実を目的とした検討の実施率	100%	100%
24	登下校の見守り活動等による通学路の危険箇所への対策割合	100%	100%
25	各学校における危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の見直しの割合	100%	100%

参考指標

○学校総合防災マニュアルの教職員への周知率

【現状値 100%】

アクションプラン

No.5 2 リスク調査の実施と学校総合防災マニュアルの改訂

23

「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」の定期的な更新を踏まえて、自校学区内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を再確認し、学校独自の学校総合防災マニュアルを改訂します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校におけるリスク調査及び学校独自の学校総合防災マニュアルの更新					

No.5 3 学校防災に関する校内研修の実施

23

教職員への学校独自の学校総合防災マニュアルの周知徹底を図るために、実効性を高めるための校内研修を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○校内研修実施率					
	小・中・高 100%	—————→			小・中・高 100%

No.5 4 学校での危機管理に関する研修の実施

23

管理職を対象に学校での危機管理に関する研修を実施することによって、危機管理意識の高揚と学校独自の学校総合防災マニュアル等の改善・充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○管理職を対象とした学校での危機管理に関する研修の実施					

No.5 5 「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」等を活用した教職員研修・防災教育の充実

23

学校独自の学校総合防災マニュアルを踏まえて、「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」等を活用した教職員研修や防災教育を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○活用状況率					
小：85.2%					小・中・高 100%
中：78.2%	—————→				
高：50.0%					
(R4)					

No.56 小・中学校におけるブラインド型避難訓練*の実施

23

事前に予告することなく避難訓練を実施し、災害時において適切に行動できるようにします。実施後、課題等を整理し、学校総合防災マニュアルに反映します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校実施率					
53.7%	→		72%	→	
					80%

No.57 学校セーフティウォッチャーによる見守り活動

24

地域の児童・生徒達の安全・安心を守るセーフティウォッチャーの活動内容や意義、「ながら見守り」等の方法を周知し、保護者や地域の方の参加意識を高めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○セーフティウォッチャー一人あたりの児童生徒数					
3.13人	→				2.9人

No.58 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直し

25

学校や地域の実情を踏まえ、生活安全（防犯）・災害安全・交通安全の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の更新					

施策の方針

5-3 <放課後活動の整備>

児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
26	アフタースクール設置校数	24校	74校
生涯学習振興課調べ			

アクションプラン

No.59 アフタースクールの拡充

26

学校施設の有効活用について学校現場と合意形成を図り、アフタースクールの拡充を進めていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○アフタースクール設置校数 24校	34校	44校	54校	64校	74校

施策の方針

5-4 <充実した教育施設・設備>

老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進めます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
27	安全・安心で衛生的に生活できる学校の割合	トイレが改修済の学校の割合 65% 防犯カメラが設置済の学校の割合 72%	100%
学校施設課調べ			
28	障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されている学校の割合	38%	70%
学校施設課調べ			

アクションプラン

No.60 外壁改修工事の実施

27

外壁の剥落・落下防止対策を目的とした外壁改修工事を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○外壁改修実施済み校数					
62校	—————→				90校

No.61 トイレの快適化

27

トイレの衛生環境を改善するため改修工事を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○トイレの洋式化・ドライ化改修校数					
95校	114校	146校			

No.62 防犯カメラシステムの設置

27

学校敷地内への侵入を抑止するため防犯カメラシステムを設置します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○防犯カメラシステム設置校数					
120校	—————→				167校

障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○エレベーター設置校数					
小：54校 中：32校 高：1校 特：3校					小：74校 中：37校 高：2校 特：3校
○スロープ設置校数（校舎及び屋内運動場）					
小：81校 中：40校 高：1校 特：3校			小：108校 中：54校 高：2校 特：3校		
○多機能トイレ整備校数					
小：104校 中：50校 高：2校 特：3校	小：106校 中：51校 高：2校 特：3校	小：108校 中：54校 高：2校 特：3校			

施策の方針

5-5 <ICT環境の整備>

教職員及び児童生徒の1人1台端末を最大限に利活用できるよう、スムーズな通信状況を確保しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備等のICT環境整備を進めます。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となる取組を進めます。これらICT機器を活用した教育活動の充実に向け、教職員の力量の向上とともに、メディアリテラシーの育成を図ります。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
29	授業中においてスムーズな通信状況であると回答する教員の割合	49.1%	100%
30	ICT活用指導力のある教員の割合	71.2% (R3)	90%
31	情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	83.5% (R3)	100%

アクションプラン

No.6 4 ネットワーク回線の増強

29

第3次CABINETシステム(※)への移行に合わせ、利用人数や利用時間帯による回線状況を考慮しながらネットワーク回線の増強を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校 2校のみ 3Gbps (他校は 1Gbps)	○3Gbps の学校にて 効果検証	○第3次CA BINET システム導 入時に実情 に見合った 速度に回線 増強	○回線増強した学校にて効果検証		○次システム における回 線増強につ いて検討

※千葉市教育系ネットワークシステム

(Chiba-city Abundant Information Net-work for Education and Training)

【No.5再掲】 ICTを活用した授業改善

30

【No.6再掲】 教職員向けのICT研修の充実

30

No.6 5 情報モラル教育*の研修の充実

30

情報モラル教育についての研修を年代別の基本研修などに組み込み、より多くの教員が幅広く受講できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○初任者研修 にて実施	○年代別の基 本研修に拡 充	○研修対象者 の拡充	○研修内容や 研修方法の 見直し	○研修会の継続実施	

No.6 6 メディアリテラシーについての情報発信

31

メディアリテラシーについての情報を様々な媒体を用いて発信し、各学校において児童生徒のICT活用能力を高める指導を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○ホームペー ジ、掲示板、 動画資料、 ニュースな どで発信	○発信する情 報の拡充	○第3次CA BINET システムの 更新に伴い 発信情報の 拡充	○ギガタブの 更新に伴い 発信情報の 拡充	○発信する情報の拡充	

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート

～一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現～

施策の方針

6-1 <いじめ防止等の対策の推進>

いじめについては、認知件数が年々増加傾向であり、憂慮すべき事態ですが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果です。今後も、いじめについての正しい理解とともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進します。

6-2 <不登校児童生徒への支援の充実>

不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっています。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保します。

6-3 <インクルーシブ教育システム*の構築>

インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していきます。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進と、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

6-4 <切れ目のない支援体制の構築>

特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図ります。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修とともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援します。

6-5 <教育機会確保に向けた施策の充実>

家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進めます。

施策の方針

6-1 <いじめ防止等の対策の推進>

いじめについては、認知件数が年々増加傾向であり（※）、憂慮すべき事態ですが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果です。今後も、いじめについての正しい理解とともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進します。

※P22 「No.24 いじめ解消率」補助資料参照

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標(R9)
32	いじめ対応の正しい理解と未然防止、適切な早期対応の推進のための校内研修を実施した小・中・中等教育・高等・特別支援学校の割合	71.9%	100%
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	
33	いじめ解消率	60.0%	75.0% (※)
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	

※いじめが解消したとするには、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを解消の要件の1つとしており、1年のうち1月から3月に発生したいじめは年度内の解消件数に含めることができないため。

アクションプラン

No.67 いじめ対応の校内研修のための要請訪問

32

いじめの正しい理解や初期対応、組織的な対応の徹底、児童生徒が相談しやすい環境づくりなどについて、各学校の実情や要望に応じたいじめ対応の校内研修を行い、いじめを許さない学校づくりを推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○3年以内に要請訪問を実施した小・中・中等教育・高・特支学校の割合					
9.5%	→		50%	→	
					100%

No.68 いじめに対応した校外研修の充実

32

教育委員会が主催する、管理職や生徒指導主任を対象とした悉皆研修等において、いじめ対応について協議等を行うことで、いじめの早期発見と適切な初期対応等について理解を深め、いじめの早期解決、再発防止を図ります。また、専門研修*で、希望者を対象としたいじめ対応についての協議等を行い、適切な対応の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○いじめに対応した校外研修					
2回/年	→				3回/年

No.69 いじめ対応に関する校内研修資料の提供

32

各学校の自主的な校内研修を充実させるために、校内研修用資料を定期的に提供し、活用を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○校内研修用資料の提供					
		年間2回	→		年間3回

No.70 いじめ被害児童生徒報告書（月例報告）の活用

33


月例報告において、いじめの発生から3か月経過している事案について、まだ解消していない学校と連絡を密にとり、事案の解消に向けて、指導助言を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<p>○いじめ被害児童生徒報告書の活用</p> <p>○いじめの解消に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法が定めるいじめの定義を正しく理解して対応しているか ・組織で対応に当たっているか ・家庭との連携を密にとっているか <p>などの点について、指導主事が報告書の確認を行い、指導助言を行う。</p>					

No.71 いじめ問題への取組についての自己点検

33

「いじめ問題への取組についての点検表」を用いて、年2回以上の自己点検を実施し、集計結果を学校に公表することで、他校との比較など、自分の学校の置かれている状況が客観的にわかるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<p>○「いじめ問題への取組についての点検表」において、平均2.5以上の回答が得られた学校の割合</p>					
		80%			100%

No.72 専門人材の配置拡充

33

学校だけでは解決困難な重大な事案に対し、専門人材を活用して、学校、保護者及び児童生徒への助言や支援を行うことにより、事案の早期解決を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○専門人材の配置拡充					
【SC】 年間 小(大) ：160時間 小(他) ：120時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：140時間 特支 ：120時間 LP花見川 ：280時間					【SC】 年間 小(大) ：420時間 小(他) ：280時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：280時間 特支 ：280時間 LP全6カ所 ：280時間
【SSW】 12人					【SSW】 15人
【SL】 年間20回					【SL】 年間40回

※小(大)：大規模校*等の小学校、小(他)：それ以外の小学校、中(大)：大規模校等の中学校、中(他)：それ以外の中学校、中等教育学校、夜間中学校、LP：教育支援センター(ライトポート)*

※【SC】：スクールカウンセラー*、【SSW】：スクールソーシャルワーカー*、【SL】：スクールロイヤー*

施策の方針

6-2 <不登校児童生徒への支援の充実>

不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっています。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保します。

※P21「No.23 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合」参照

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標(R9)
34	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	42%	0%
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	

※【学校内外の機関等】

学校内は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員を指し、学校外は、外部の専門機関を指す。

アクションプラン

No.73 小学生ライトポートの設置と機能拡充

34

学校とは別の学びの場として小学生専用の教室の整備等を進め、増加傾向にある不登校児童の支援体制を拡充します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小学生ライトポート数					
3教室	6教室				

No.74 スクールカウンセラーの配置時間の拡充【No.72一部再掲】

34

いじめや不登校などに対応するため、公認心理師などによる児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○スクールカウンセラー					
年間					年間
小(大) : 160 時間					小(大) : 420 時間
小(他) : 120 時間					小(他) : 280 時間
中(大) : 420 時間					中(大) : 420 時間
中(他) : 280 時間					中(他) : 280 時間
高校 : 140 時間					高校 : 280 時間
特支 : 120 時間					特支 : 280 時間
LP花見川 : 280 時間					LP全6力所 : 280 時間

※小(大)：大規模校等の小学校、小(他)：それ以外の小学校、中(大)：大規模校等の中学校、中(他)：それ以外の中学校、中等教育学校、夜間中学校、LP：教育支援センター(ライトポート)

No.75 スクールソーシャルワーカーの配置拡充【No.72一部再掲】

34

教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を支援します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○スクールソーシャルワーカー					
12人					15人

No.76 家庭訪問相談事業の拡充

34

毎年、学校・保護者からの要請数に対して、派遣ができず待機状態になっている児童生徒が増えていることを踏まえ、相談機能を拡充して派遣数を増やします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○相談件数					
68件	80件	100件			120件

No.77 リモート相談機能の拡充

34

来所相談や家庭訪問相談は、現在対面のみ行っていますが、対面が困難な時（緊急事態宣言時や直接会うことに抵抗感が強い時）に、リモート相談の環境を整備することで、児童生徒・保護者の相談の機会を確保します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○相談件数					
0件	20件	40件	50件	60件	70件

No.78 ステップルームティーチャ어의配置

34

ステップルームティーチャーを配置することにより、今まで保健室や職員室で対応していた教室に入ることに抵抗のある児童生徒に、別室で1人1台端末(ギガタブ)を活用した個別の支援を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○配置校数					
	4校				小：20校 中：10校

No.79 フリースクール等*における活動や通所の支援

34

「千葉県における不登校児童生徒が通う民間施設におけるガイドライン」を見直し、周知を図るとともに、学習図書 の貸与、フリースクール等民間施設への運営補助を行います。また、フリースクール等やライトポートにおける活動費や通所費等を助成することで、経済的支援を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度	
○フリースクール等で出席扱いとなっている児童生徒数						
75人	→		110人	→		150人

施策の方針

6-3 <インクルーシブ教育システムの構築>

インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していきます。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進と、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
35	自立と社会参加に向けた態度が育成されていると考える保護者、特別支援学級担任の割合	保護者 90.4% 特別支援学級担任 91.0%	保護者 100% 特別支援学級担任 100%
教育支援課調べ			

アクションプラン

No.80 「交流及び共同学習」の実施

35

小・中学校や特別支援学校の学校間における「交流及び共同学習」の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校間の「交流及び共同学習」(※1)の回数(年間1校あたり)					
3.7回	→	5回	→	→	7回
○居住地における「交流及び共同学習」(※2)の実施回数(年間全小・中学校合計)					
131回	→	150回	→	→	175回

※1 学校間の「交流及び共同学習」: 小・中学校や特別支援学校における学校間の交流及び共同学習(げんきキャンプやげんき交流会等)

※2 居住地における「交流及び共同学習」: 特別支援学校小・中学部の希望する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に個別に訪問して行う交流及び共同学習

No.81 小・中学校内における「交流及び共同学習」の実施

35

特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習や行事等における通常学級との交流を通して、インクルーシブ教育の推進を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○「交流及び共同学習」の一人あたりの年間実施回数					
101回	→	138回	→	→	175回

※授業1単位を1回とする。

施策の方針

6-4 <切れ目のない支援体制の構築>

特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図ります。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修とともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
36	小・中学校で個別の教育支援計画を作成している学校の割合	小：96.3%	小：100%
		中：83.3%	中：100%
		全体：92.0%	全体：100%
		個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用状況に係る調査	

参考指標

- ①特別な支援を要する児童生徒への配置・派遣事業の推進～特別支援教育指導員*配置後の改善率
【現状値 90% (R3)】
- ②特別支援教育介助員*配置事業に対する保護者の満足度【現状値 大変満足:62%、満足:38%(R3)】
- ③スクールメディカルサポート事業*に対する保護者の満足度【現状値 大変満足 80%、満足 20%(R3)】

アクションプラン

No.8 2 特別支援連携協議会の充実

36

特別な支援を要する子どもに関わる関係機関のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制作りのための関係諸機関間の情報交換・意見交換を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉県特別支援連携協議会の開催 ○毎年、総合案内パンフレットの見直しを行うとともに、関係機関で個別の教育支援計画の作成・活用・理解を図り、子どもの成長に合わせた支援の継続に努める。					

No.8 3 教職員研修事業の充実

36

特別支援教育の教育実践上の諸問題の解決に役立つ研修を行い、実践的指導力や経営力を高めるとともに社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。また、個別の教育支援計画の活用と理解を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○社会の変化に対応する資質や力量の向上のために、特別支援教育の最新情報等を取り入れた研修講座を夏期専門研修の中に年1講座以上設定する。					
○研修を受けた教職員のうち「大変満足」と回答した割合					
74.5%					90%

施策の方針

6-5 <教育機会確保に向けた施策の充実>

家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進めます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標(R9)
37	公立夜間中学の生徒アンケート調査で学校の運営について肯定的回答をした生徒の割合	開校に向けた諸課題の検討	100%
		企画課調べ	
38	日本語指導を受ける子どもの読み書き・授業中の学習に関する日本語習得状況	日本語習得状況の段階を1ランク上げる 50%(R3)	日本語習得状況の段階を1ランク上げる 60%
		特別の教育課程編成 実施計画・報告書	

アクションプラン

No.84 公立夜間中学に係る学び直し応援プランの策定及び支援体制の構築

37

「学び直し応援プラン」を策定し、夜間中学の生徒を対象とした支援体制の構築を図るとともに、毎年度実施する生徒アンケート結果を踏まえて支援体制の見直しをすることで、生徒のためになる、よりよい夜間中学の実現を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○令和5年4月開校に向けての設置準備	○学び直し応援プランの策定及び実施		○生徒アンケートを基に、学び直し応援プランの中間見直し	○中間見直しを踏まえた学び直し応援プランの実施	

No.85 日本語指導に関わる教員等の研修の充実

38

日本語指導を必要とする児童生徒数の増加を踏まえ、教員による指導ができるように研修を進めていきます。その際、国の施策等を踏まえた指導を目指して、大学講師等、専門的な知識を有する講師の招聘を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○日本語指導に関わる希望研修の充実及び教材等の情報提供 ○日本語指導担当教員や指導協力員等を対象にした研修の充実					

No.86 日本語指導における多様な人材や場の活用

38

母語による適応指導や日本語指導を行う外国人児童生徒指導協力員や、日本語指導について学んでいる大学生ボランティアを活用することで、効果的な日本語指導を目指します。また、落ち着いて日本語指導に取り組めるよう、外国人児童指導教室や日本語指導通級教室を整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○外国人児童生徒指導協力員やNPO*、学生ボランティア等、多様な人材の活用 ○外国人児童指導教室や日本語指導通級教室の整備 ○外国人児童生徒の指導に関する資料の活用					

参考資料

目次

1	参考資料	106
2	用語解説	111

1 参考資料

1 小・中学校児童生徒数の推移

校	小 学 校			中 学 校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
昭和25年	14校	333学級	16,635人	7校	133学級	2,142人
30	26	541 1/2	24,936	13	231	11,325
35	36	583	26,862	18	276	13,148
40	44	703	27,134	21	335	14,385
45	57	1,097	41,076	26	392	15,955
50	83	1,811	67,570	36	574	23,154
55	99	2,365	91,041	44	837	34,370
60	110	2,150	80,307	51	1,079	44,864
平成2年	110	1,890	61,850	52	977	36,686
7	114	1,698	51,695	54	913	27,621
12	118	1,560	46,539	56	701	23,477
15	119	1,629	48,679	56	664	22,250
16	119	1,663	49,445	56	650	21,754
17	120	1,699	50,623	56	660	21,522
18	120	1,742	51,604	56	668	21,638
19	120	1,791	51,877	57	698	22,273
20	120	1,822	52,781	57	714	22,644
21	120	1,844	52,941	57	745	23,308
22	120	1,854	52,848	57	745	23,346
23	117	1,854	52,569	57	767	24,076
24	116	1,857	51,734	57	769	24,313
25	113	1,833	51,037	56	784	24,558
26	113	1,838	50,518	56	785	24,511
27	112	1,814	49,857	55	791	24,565
28	112	1,805	49,318	55	775	24,302
29	111	1,823	48,535	55	767	23,994
30	111	1,812	48,142	55	752	23,330
令和元年	111	1,799	47,435	55	760	23,090
2	110	1,781	46,722	55	754	22,844
3	108	1,765	45,953	54	762	22,989
4	108	1,763	45,618	55	756	22,637

(人)

100,000

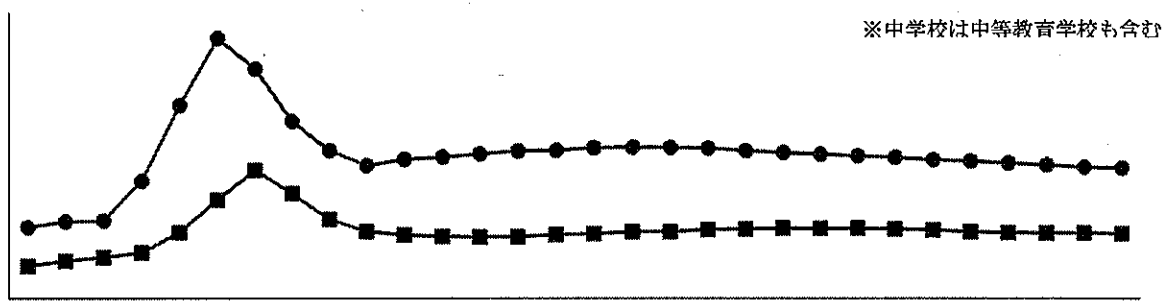
80,000

60,000

40,000

20,000

0



S30 S35 S40 S45 S50 S55 S60 H2 H7 H12 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4

● 小学校児童数 ■ 中学校生徒数

2 策定体制

(1) 庁内

①策定本部

本部長：教育長

副本部長：教育次長

委員：教育委員会各部長、学校教育部参事

(市長部局) 総務部長、総合政策部長、財政部長、こども未来部長

②幹事会

幹事長：学校教育部長

副幹事長：学校教育部参事

委員：教育総務部長、教育委員会内各課長、市長部局関係課長、

小・中校長会長、両市立高等学校長

※幹事会には、補佐級による作業部会を設置する。

③総合教育会議

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると示されていることなどから、第3次千葉市学校教育推進計画策定にあたっては、総合教育会議においても議論を行うこととした。

(2) 有識者からの意見聴取

計画の策定にあたり、学識者、民間企業関係者、学校・地域関係者、公募委員等で構成される学校教育審議会に対し諮問し、多様な意見をいただき計画に反映させた。

(3) 市民意見の反映について

①意識調査

P12～16 「3 保護者や教職員の意識について」のとおりに

②パブリックコメント

重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するため、パブリックコメントを実施する。

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第3次千葉市学校教育推進計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関し、必要な審議を行うため、第3次千葉市学校教育推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要な事項を審議すること。
- (2) その他計画の策定及び変更に関し必要な事項。

(策定本部)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、教育長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 策定本部に副本部長を置き、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定本部の円滑な運営を図るため、策定本部に幹事会を置く。

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、学校教育部参事の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、計画に関する具体的事項を検討し、調整した結果を本部長に報告する。
- 7 幹事長は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(資料の提出等)

第5条 本部長及び幹事長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、学校教育部教育改革推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (策定本部)

教育長 教育次長 教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長 学校教育部参事	総務部長 総合政策部長 財政部長 こども未来部長
--	-----------------------------------

別表第2 (幹事会)

教育総務部長 学校教育部長 学校教育部参事 教育総務部総務課長 教育総務部企画課長 教育総務部学校施設課長 教育総務部教育職員課長 教育総務部教育給与課長 学校教育部学事課長 学校教育部教育改革推進課長 学校教育部教育指導課長 学校教育部教育支援課長 学校教育部保健体育課長 学校教育部教育センター所長 学校教育部養護教育センター所長 生涯学習部生涯学習振興課長 生涯学習部文化財課長 中央図書館長	小学校長会長 中学校長会長 千葉高等学校長 稲毛高等学校長 総務部総務課長 総合政策部政策企画課長 財政部資金課長 こども未来部こども企画課長 こども未来部健全育成課長
--	--

4 策定経過

		主 な 内 容
令和3年	5月	第1回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部幹事会 第1回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部会
	6月	意識調査（保護者、教職員）
	7月	令和3年度第1回千葉県学校教育審議会（諮問）
	11月	第2回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部幹事会 第3回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部会 令和3年度第2回千葉県学校教育審議会学校教育審議会
	12月	第3回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部幹事会 第4回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部会
令和4年	3月	令和3年度第3回千葉県学校教育審議会 総合教育会議
	5月	総合教育会議
	6月	第4回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部幹事会
	7月	第4回第3次千葉県学校教育推進計画策定本部会 令和4年度第1回千葉県学校教育審議会
	8月	政策会議
	12月	令和4年度第2回千葉県学校教育審議会（答申）
令和5年	2月	パブリックコメント手続き
	3月	令和5年千葉県教育委員会会議第3回定例会（計画策定） 第3次千葉県学校教育推進計画・ 第6次千葉県生涯学習推進計画公表

2 用語解説（50音順）

<あ行>

ICT【P39、他】

情報通信技術のこと。

Information and Communication Technologyの略。IT (Information Technology) とほぼ同義だが、ネットワーク通信による情報や知識の共有を念頭に置いた表現。

アフタースクール【P74、他】

原則として小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に安心・安全な居場所を提供するとともに、多様な体験・活動の機会を提供する。

インクルーシブ教育システム【P89、他】

人間の多様性の尊重等の強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

SDGs【P33】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

NPO【P103】

「Nonprofit Organization」の略で、民間非営利組織と訳すことができる。活動や活動地域にかかわらず、組織の性格を表す言葉。

<か行>

学習指導要領【P32】

文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定に基づき定めている。

学力向上アクションプラン【P41、他】

自校の児童生徒の学力の現状や課題をもとに、具体的な目標や取組を明確に示し、その実践・評価・改善を通して、児童生徒の学力向上を目指す行動計画。各学校において作成し、アクションプランに基づいた学校経営、学年・学級経営、教科経営を行うことで、計画的・総合的に学力向上に取り組む。

学級編制の標準【P42】

公立義務教育諸学校において、都道府県の教育委員会が定めた学級を編制する際の基準。現在の千葉県は、国の標準法に合わせ、小学校1年生は35人学級、その他の小学校中学校の学年は40人学級としている。

学校支援地域本部【P75、他】

児童生徒の健やかな成長、学校教育の充実発展、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、保護者、地域住民、関係団体等が協力し、地域全体で学校を支援する組織。

また、学校支援地域本部等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であるとの平成27年12月21日中央教育審議会答申を受けて、地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方について、文部科学省で検討が進められている。

学校セーフティウォッチャー【P18、他】

児童生徒の登下校の安全を強化するために、登下校の時間帯を中心に見守り活動を行っていただく安全ボランティアの方のこと。

学校適正配置【P77、他】

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校規模と学校配置を一体のものとして検討し、小規模校や大規模校の学校規模の適正化を図り、教育上・学校運営上の諸問題を解消するための取組。

学校図書館指導員【P50】

児童生徒の豊かな読書活動を推進したり、学校図書館の環境整備をしたりするために、全小・中学校に配置している指導員。

カリキュラム・マネジメント【P47】

各学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

GIGAスクール構想【P9、他】

1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる国の施策。

キャリア教育【P29、他】

「キャリア」という用語は、生涯にわたる経歴、専門的スキルを要する職業についている等、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」は、自立した社会人・職業人となるための、よりよい生き方を支援する教育である。

キャリア発達【P48、他】

子ども自身が自己のよさや可能性に気づき、それぞれが夢や希望を持ち、その実現に向けて努力する過程。

キャリア・パスポート【P57】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

教育支援センター（ライトポート）【P93、他】

不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰等を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。

県運動能力証【P60】

千葉県が小学校5・6年生児童及び中学、高等学校の全生徒を対象に8種目の運動検定を実施し、各記録が一定の水準に達する者に対して交付する合格証。

現場研究員【P70】

現場研究員として選考された教職員が、学校教育の課題解明と各校の研究推進者の資質向上を図るため、所属学校において研究に取り組む。

コミュニティ・スクール【P75、他】

教育委員会から任命された保護者や地域住民の方々が、一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組み。

教職員定数【P42】

公立の小・中学校等に置くべき教職員の総数。

<さ行>**自己肯定感【P48、他】**

人との関わりを通して、進んで協力できた、自分から働きかけができた、誰かの役に立つことができた、という集団の一員としての自信や誇りを獲得すること。

CBT化【P41】

「CBT」とは、Computer-Based Testingの略称で、コンピュータ上で実施する試験を指す。紙の試験からコンピュータを使った試験へと移行していくこと。

小規模校【P42、他】

第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針では、小・中学校とも11学級以下の学校のこと。

小中一貫教育【P74、他】

学びの連続性を重視し、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人一人の個性や能力をより一層伸ばすことを目指した教育。

情報モラル教育【P88】

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、及びネットワーク上で生じる様々な危険に的確に対処できる判断力等を養う教育。

食育【P59、他】

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われる教育。

**スーパーサイエンスハイスクール（SSH）
【P76】**

将来有為な科学技術系人材の育成のために、文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。

スクールカウンセラー【P93、他】

臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する公認心理士等。児童生徒の持つ様々な悩みの解消に向けて、学校内の相談室を中心に相談活動及び保護者や教職員に対する助言等を行う。

スクールソーシャルワーカー【P93、他】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけて支援を行う専門家。

スクールメディカルサポート事業【P100】

市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、児童生徒の自己対応が難しい場合、教育委員会が医療的ケアを行う看護師（メディカルサポーター）の支援の必要性を検討し、派遣する。

スクールロイヤー【P93、他】

学校が抱える諸課題の円滑かつ迅速な解決を図るため、学校からの依頼に応じて、法律的視点からの助言を行う法務相談や、教職員を対象に、法を踏まえた適切な対応を行うための研修等の講師を行う弁護士。

**全国体力・運動能力、運動習慣等調査
【P16、他】**

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、国、教育委員会・学校が子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的とした調査。平成20年度から小学校第5学年、中学校第2学年の児童生徒を対象とした8種目の実技調査と生活習慣等の質問紙調査や学校を対象とした質問紙調査を実施している。

専門研修【P91】

教職員の資質力量の向上を目指し、自己啓発や職務遂行能力を身に付けるための希望制の研修。

全国学力・学習状況調査【P10、他】

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象として国語、算数・数学と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査に分けて行われている。

Society 5.0【P9、他】

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。Society 5.0は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより実現するとしている。

<た行>**大規模校【P93、他】**

第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針では、小・中学校とも25学級以上の学校のこと。

確かな学力【P8、他】

①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度。

チーム学校【P19、他】

教員が児童生徒と向き合える時間を確保するなど、指導力を発揮できる教育環境の整備を図るため、教員以外の専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置したり、従来業務を改善したりすることでそれぞれの専門性を連携して発揮し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮するという考え方。

千葉市学力状況調査【P10、他】

児童生徒の学力を把握し、指導改善に活かすことで確かな学力を身に付けさせる目的で、小学校3・5年生及び中学校2年生全員を対象に実施している調査。(小学校：国・社・算・理・英、中学校：国・社・数・理・英及び意識調査を実施)

中高一貫教育【P77】

中学校・高等学校6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を提供し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すもの。中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校、の3つの実施形態がある。

読書活動【P50、他】

児童生徒が楽しむために本を読んだり、読み聞かせを聞いたり、課題解決のために図書資料を活用したりする、読書に関わる主体的な活動で、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

特別支援学級【P9、他】

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。知的障害、肢体不自由、病弱、虚弱、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。

特別支援学校【P9、他】

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育【P9、他】

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育指導員【P100】

通常の学級に在籍するADHD児等のうち、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力して一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校に一定期間配置する者。

特別支援教育介助員【P100】

特別支援学級又は通常の学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、小学校に配置する者。

<は行>**不登校児童生徒【P9、他】**

年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）。

ブラインド型避難訓練【P81】

災害の発生日時や場所等をあらかじめ教えなくて行う避難訓練。

フリースクール等【P97、他】

不登校児童生徒の社会的自立に向け、本人、保護者、学校と連携を図りながら、学習支援、体験活動、進路学習支援等を行う民間の機関。

放課後子ども教室【P74、他】

小学校の施設を活用して、放課後の子ども達の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施するもの。

<ま行>**メディアリテラシー【P74、他】**

メディアの特性を理解し、それを目的に合わせて適切に選択し、活用する能力であり、メディアから発信される情報内容について、批判的に吟味し、理解し、評価し、主体的能動的に選択できる能力。

<や行>**幼保小関連教育【P76】**

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流活動、情報共有、教育内容の連携等を通じた、幼児教育から小学校への円滑な接続を図る取組。

第2章

第6次千葉市生涯学習推進計画

総論

目次

1	生涯学習の理念	120
2	現状と課題	121
3	生涯学習に関する市民の意識について	124
4	第6次千葉市生涯学習推進計画策定について	132
5	第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像	134

1 生涯学習の理念

生涯学習は、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育基本法第3条)

(1) 生涯学習の意味

生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

(2) 生涯学習の種類

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育*、社会教育*、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行われるものです。

2 現状と課題

生涯学習の普及啓発、学習機会の提供等を通じた学習活動の支援、学習活動の成果と活用によるコミュニティづくりの視点を踏まえ、第5次千葉市生涯学習推進計画では、「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める～学びを通して地域がつながるまち 千葉市～」を目標とした計画づくりを行うとともに、国の「第2期教育振興基本計画」等を踏まえつつ「千葉市新基本計画」や「実施計画」との整合性を考慮しながら、本市の現状に即した取組を行ってきました。

第5次千葉市生涯学習推進計画の進捗状況は以下のとおりです。

1 全体の評価について（令和3年度）

成果指標は達成状況×の項目が多く、順調であるとは言えませんでした。一方で、アクションプランは「順調」の項目が多く、おおむね順調に進捗していることから、実施している取組が成果として表れていないことが分かりました。

生涯学習分野	成果指標			アクションプラン			
		○	×	順調	遅れ	休止	
	10	3	7	66	47	17	2
○…最終目標値（令和3年度末目標値）以上のもの ×…最終目標値（令和3年度末目標値）未達のもの				順調…最終目標値（令和3年度末目標値）以上のもの 遅れ…進捗状況に遅れが出ているもの 休止…事業を休止したもの			

2 各成果指標の状況について

成果指標1 生涯学習に関心のある市民の割合

最終目標 90.0% 実績 84.0% (WEBアンケート)

目標を達成できませんでしたが高い割合を示しています。

SNS*や情報誌等各種媒体による学ぶ場と学ぶための情報提供や、生涯学習イベントを継続して実施しました。

市民ニーズに応じた各種事業を実施するとともに、SNSを活用した情報の発信や、情報誌やチラシなどの発行回数を増加することで、学習のきっかけづくりにつなげ、生涯学習に関心のある市民の割合が増えるよう努める必要があります。

成果指標2 生涯学習に関する情報が充実していると感じる市民の割合

最終目標 34.0% 実績 57.7% (WEBアンケート)

目標を達成しました。

SNSでの発信や冊子・チラシなどの発行に加え、ホームページのリニューアルなど生涯学習に関する情報提供の充実に努めました。

SNSを活用した情報発信の拡充、情報誌やチラシなどの発行回数の増加、公民館の掲示板の活用など、各年齢層の利用者に届くよう、様々な手法を活用した情報発信を充実します。

成果指標3 市の生涯学習施設が5年前よりも利用しやすくなったと考える市民の割合
最終目標 58.0% 実績 42.5% (関係団体調査)

目標を達成できませんでした。

老朽化した施設の修繕、備品の交換を実施し、利用しやすい学習環境の整備を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用定員の制限等を行ったことによる影響があったものと考えられます。

引き続き、各施設の修繕や備品の交換を計画的に実施し、利用しやすい施設となるよう環境づくりを進めます。

成果指標4 生涯学習施設を年1回以上利用したことがある市民の割合

最終目標 80.0% 実績 56.5% (WEBアンケート)

目標を達成できませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた施設運営を行いました。

学習環境の整備を進め、市民ニーズに応じた各種事業を実施し、学習のきっかけづくりに努めつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて生涯学習施設を運営します。

成果指標5 郷土の歴史や文化財に愛着を感じる市民の割合

最終目標 59.0% 実績 65.3% (WEBアンケート)

目標を達成しました。

特別史跡*加曽利貝塚*や千葉市の礎を築いた千葉氏*などを筆頭に、PR事業を継続的に実施しました。郷土の歴史や文化財に対する市民の興味・関心は高まってきていると考えられます。

より多くの方に満足いただける学習機会を提供できるよう、引き続き、郷土への理解を深める講座・事業などの充実を図ります。

成果指標6 公民館の講座の参加者の満足度

最終目標 99.5% 実績 98.0% (受講者アンケート)

目標を達成できませんでした。高い割合を示しています。

地域における課題や利用者のニーズを把握し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しながら講座内容や実施方法を見直しつつ主催事業の実施に努めました。

地域課題、利用者のニーズ、不満だった理由を的確に把握したうえで、実施時期等の検討をするとともに、講座内容や実施回数を充実し、満足度の向上を図ります。

成果指標7 「科学都市ちば*」の認知度

最終目標 50.0% 実績 40.6% (WEBアンケート)

目標を達成できませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大により、講座やイベントの中止や制限をしたことから、例年より啓発機会が限定されました。ここ数年では、下降傾向が続いているため、さらなる広報の強化に努める必要があると考えます。

千葉市科学フェスタ*メインイベントや科学館事業の充実はもちろんのこと、展示物リニューアルの周知や、未来の科学者育成プログラム等、児童生徒向けの事業の充実を図り、「科学都市ちば」の認知度の向上を図ります。

成果指標 8 市民のボランティア活動・地域活動への参加状況

最終目標 30.0% 実績 18.9% (WEBアンケート)

目標を達成できませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大による減少後、生涯学習センターや公民館での各種講座の実施数やボランティアセンターの登録者数は上向きしました。

市民ニーズを踏まえボランティア活動・地域活動に関する各種講座の充実を図るとともに、活動の周知や活動場所の発掘などに努め、学習成果を地域に還元できる活動への参加につなげます。

成果指標 9 年2回以上学習成果を地域に還元する団体の割合

最終目標 71.0% 実績 66.1% (生涯学習関係団体アンケート)

目標を達成できませんでした。

施設ボランティア、サークル活動での学習活動参加者による講座の開催や、ボランティアを地域につなげるコーディネートに努めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による講座やイベントなど還元できる機会が減少しました。

学習の成果を地域に還元する機会や、ボランティアと市民のニーズとのマッチングなどの施策を進めます。

成果指標 10 住民同士で地域課題の解決に取り組んでいると考える市民の割合

最終目標 30.0% 実績 44.8% (WEBアンケート)

目標を達成しました。

公民館運営審議会*や公民館運営懇談会*などで議論された地域課題の講座への反映などに努めました。

公民館運営審議会や公民館運営懇談会の議論の活性化をはじめ、地域の団体等と連携して主催事業を実施するなど、地域課題の解決に取り組んでいけるよう支援を続けます。

3 生涯学習に関する市民の意識について

1 千葉市生涯学習基礎調査概要

第6次千葉市生涯学習推進計画策定にあたり、生涯学習に対する基本的な意識・実態等を把握することを目的に千葉市生涯学習基礎調査（市民意識調査・関係団体調査）を実施しました。

(1) 生涯学習市民意識調査

【実施期間】令和3年10月27日～11月12日

【調査対象】市民（無作為抽出）

【調査方法】調査票を郵送し、郵送回答もしくはWEB回答

【対象者数】2,500人

【回答者数】1,006人（回答率：40.2%）

(2) 生涯学習関係団体調査

【実施期間】令和3年10月27日～11月24日

【調査対象】生涯学習センター・公民館・コミュニティセンター利用団体

【調査方法】調査票を窓口で配布し、郵送回答もしくはWEB回答

【対象団体数】1,000団体

【回答団体数】767団体（回答率：76.7%）

2 意識調査結果

(1) 生涯学習の意識に関する調査結果

生涯学習活動の意義（市民意識調査：問1）

生きがいづくり	36.0%
新しい知識・教養の習得	22.8%
仲間づくり・交流活動	12.4%
余暇時間の活用	11.5%
職業上必要な知識・技能・資格取得	7.6%
地域づくり・まちづくり	4.4%
特にない	3.7%
その他	1.2%
不明・無回答	0.5%

生涯学習活動を行う上で最も重視していること（市民意識調査：問2）

人生を豊かにする	45.0%
知識や技術を高められる	11.8%
健康に役立つ	9.5%
地域や社会全体との関わりが深められる	8.3%
特にない	5.2%
今の仕事や将来の仕事に役立つ	5.0%
仲間づくりができる	5.0%
家庭生活に役立つ	2.6%
ストレスの解消になる	2.6%
社会に貢献できる	2.3%
資格取得に役立つ	1.7%
その他	0.5%
不明・無回答	0.5%

【概要】

生涯学習の意義については、「生きがいづくり」が36%、「新しい知識・教養の習得」が23%となっています。一方で「地域づくり・まちづくり」が4%となっています。また、生涯学習活動を行う上で最も重視しているのは、「人生を豊かにする」が45%となっています。一方で「地域や社会全体との関わりが深められる」が8%、「社会に貢献できる」が2%となっています。

【考察】

生涯学習活動を地域活動等に役立つと考えるよりも、個人の成長と捉える市民が多い傾向となっています。これを活力あるコミュニティづくりにつなげていくため、引き続き生涯学習施策の充実を図る必要があります。

(2) 施策展開の方向性 1 学習活動のきっかけの提供に関する調査結果
生涯学習に関する情報の入手先 (市民意識調査：問15 選択肢抜粋)

市政だより	59.2%
インターネット、SNS	26.0%
特に情報を得ていない	20.5%
知り合いや仲間から聞く	14.0%
町内自治会の回覧板、掲示板など	9.8%
市の施設での掲示やポスター	8.8%
公民館のチラシ、情報誌など	8.4%
雑誌・タウン情報誌	7.0%

生涯学習活動に関する情報の充実度合い (市民意識調査：問16)

感じる	6.2%
どちらかといえば感じる	16.7%
どちらともいえない	47.4%
どちらかといえば感じない	15.5%
感じない	11.8%

施設を利用する理由 (市民意識調査：問10 選択肢抜粋)

自宅から近いから	63.7%
料金がかからないから、安いから	39.4%
施設・設備が充実しているから	26.2%
利用時間が希望に合うから	23.3%
講座・イベントなどの内容がよいから	12.3%
交通の便がよいから	11.6%

生涯学習関連施設について、市が力を入れるべき点 (市民意識調査：問14)

既存の施設・設備の充実	19.3%
誰でも気軽に参加できる行事やイベントの充実	18.0%
生涯学習に関する情報提供の充実	12.4%
夜間や休日でも利用できるようにする	11.5%
特になし	10.5%
情報通信機器の利用環境 (Wi-Fi*設備など) の整備	8.9%
気軽に立ち寄って個人で学習したり、仲間と教えあったりできるフリースペース	7.8%
子どもの一時預かりの充実	2.5%
生涯学習について相談できる専門的な職員の配置	2.5%
学校の施設を開放する	2.1%
その他	2.5%

5年前と比べた現在の千葉市の生涯学習施設の利用のしやすさ (関係団体調査：問6)

かなり利用しやすくなった	20.7%
やや利用しやすくなった	21.8%
変わらない	42.5%
やや利用しにくくなった	7.2%
かなり利用しにくくなった	1.6%
わからない	6.0%

【概要】

生涯学習に関する情報の入手先は「市政だより」、「インターネット、SNS」が多い。また、情報の充実度合は、「感じない・どちらかといえば感じない」が27%となっています。

生涯学習施設を利用する理由は「自宅から近いから」、「料金がかからないから、安いから」の他、「施設・設備が充実しているから」が多くなっています。

生涯学習関連施設について市が力を入れるべき点は「既存の施設・設備の充実」が19%、「誰でも気軽に参加できる行事やイベントの充実」が18%となっています。

5年前と比べた利用のしやすさは「かなり利用しやすくなった・やや利用しやすくなった」が43%となっています。

【考察】

生涯学習情報が充実していないと感じる方が多いことや、生涯学習に関する情報入手のツールとしてインターネットをあげる方が多くなっていることから、インターネットやSNSを活用した情報提供の充実を図る必要があります。

また、だれでも気軽に参加できる行事やイベントのニーズもあることから、来館による啓発も有効と思われます。

5年前と比べて施設が利用しやすくなったと感じる割合が高くなっていること、既存の施設・設備の充実が求められていることから、引き続き、学習環境の整備にも努めていく必要があります。

(3) 施策展開の方向性2 多様な学習機会の確保に関する調査結果
身近な地域のどのようなものに愛着を感じるか (市民意識調査：問23)

川や森、林、海などの自然環境	44.8%
公園、建物などの街並み	37.8%
地元の農産物や製品	34.6%
図書館、公民館などの学習・教育施設	24.8%
郷土史、郷土文化・芸能	17.1%
スポーツセンター、スタジアムなどの運動施設	17.0%
小学校、中学校などの学校	13.9%
プロスポーツチーム	13.1%
ご当地キャラクター	12.6%
特にない	11.0%
文化、スポーツ団体	7.2%
地域活動、ボランティア団体	5.9%

千葉市の歴史や文化財への愛着度合い (市民意識調査：問24)

感じる	18.5%
どちらかといえば感じる	24.2%
どちらともいえない	33.4%
どちらかといえば感じない	12.8%
感じない	9.7%

今後の生涯学習活動意向 (市民意識調査：問8)

趣味・お稽古事 (音楽、美術、伝統芸能、園芸など)	36.3%
健康づくり (各種スポーツ、レクリエーションなど)	33.9%
健康 (医学、栄養学、感染症など)	31.2%
情報通信技術 (PC、スマホ、インターネットの使い方など)	27.5%
家庭生活 (料理、手芸など)	24.4%
職業上必要な知識・技能・資格取得	21.4%
学術・教養 (文学、郷土史、経済、語学など)	20.8%
自然災害 (防災、避難方法など)	13.3%
ボランティア活動 (福祉、環境美化、学習指導など)	13.0%
社会問題 (時事、国際、環境など)	12.0%
育児・教育 (幼児教育、教育活動など)	9.4%
特にない	7.5%
地域活動 (町内自治会、PTA、住民グループなど)	7.4%

生涯学習事業について、市が力を入れるべき点 (市民意識調査：問20 選択肢抜粋)

文化・芸能を鑑賞する事業を増やす	17.9%
インターネットを利用したオンライン講座*を増やす	13.0%
技能・資格取得関連のセミナーなど職業能力の向上につながる講座を増やす	9.1%

インターネットを利用しない割合 (市民意識調査：問17 選択肢クロス集計抜粋)

50～59歳	1.6%
60～69歳	8.6%
70～79歳	31.1%
80歳以上	44.3%

【概要】

身近な地域で愛着を感じているのは「川や森、林、海などの自然環境」、「公園、建物などの街並み」、「地元の農産物や製品」の順に多くなっています。また、市の歴史や文化財への愛着度合は、「感じる・どちらかといえば感じる」が43%となっています。

今後してみたい生涯学習活動は趣味、健康に関することが多いですが、市民のニーズは幅広い分野にわたっており、「情報通信技術」、「自然災害」、「ボランティア活動」、「社会問題」等、現代的課題*に関する分野についても多くの市民が活動の意向を示しています。

また、生涯学習事業について市が力を入れるべき点で、「文化・芸能を鑑賞する事業を増やす」が18%、「インターネットを利用したオンライン講座を増やす」が13%となっている一方で、「インターネットを利用しない」は70歳代が31%、80歳以上が44%となっています（60歳代は9%、50歳代は2%）。

【考察】

多くの市民が、市の歴史や文化財をはじめ、身近な地域のさまざまなものに愛着を感じており、引き続き、郷土への愛着を深めるための学習機会の提供に努めていきます。

また、市民のニーズを的確にとらえ、多くの方が必要とする幅広い分野の学習機会を提供していくとともに、オンライン講座の充実や高齢者のデジタルデバイス*の解消など、急速に変化する社会環境に対応した学習機会の提供にも努める必要があります。

(4) 施策展開の方向性3 学習を生かしたコミュニティづくりに関する調査結果
 学習成果の活用方法 (関係団体調査：問7)

公民館文化祭・コミュニティまつりなど、市の施設の文化祭などへの参加	53.1%
団体独自の体験教室・発表会・展示会などの実施	24.6%
特になし	23.3%
地域でのボランティア活動	13.0%
町内自治会・商店街など、地域の文化祭などへの参加	10.2%
社会福祉施設などでのボランティア活動	8.9%
小・中学校におけるボランティア、ゲストティーチャー派遣など学校教育支援	2.9%
小・中学生の居場所づくりなどの放課後活動支援	2.2%
地域住民と生涯学習関連施設とが連携した地域課題解決に資する講座の開催	2.2%
生涯学習関連施設の施設ボランティア活動、講師派遣	1.7%
幼稚園・保育園などの活動支援ボランティア	1.4%
その他	5.2%

学習成果の活用をしていない理由 (関係団体調査：問9 選択肢抜粋)

活動内容が発表などの活用に適さない	43.0%
-------------------	-------

学習成果の活用頻度 (関係団体調査：問8)

月2回以上	33.7%
年に1回程度	31.3%
年に数回程度	23.2%
月1回程度	8.3%
不明・無回答	2.4%
2か月に1回程度	1.1%

住民同士が協力して地域の課題の解決などに取り組んでいると思うか (市民意識調査：問21)

思う	6.0%
どちらかといえば思う	14.3%
どちらともいえない	47.4%
どちらかといえば思わない	17.3%
思わない	12.0%

今後の生涯学習活動意向 (市民意識調査：問8 選択肢抜粋して再掲)

ボランティア活動 (福祉、環境美化、学習指導など)	13.0%
地域活動 (町内自治会、PTA、住民グループなど)	7.4%

【概要】

学習成果の活用方法は、「公民館文化祭・コミュニティまつりなど、市の施設の文化祭などへの参加」、「団体独自の体験教室・発表会・展示会などの実施」が多くなっています。また、「地域でのボランティア活動」が13%となっています。一方で、「特にない」が23%となっています。

なお、活用していない理由は、「活動内容が発表などの活用に適さない」と考えている団体が43%あります。

学習成果の活用頻度は、「月2回以上」活用している団体が34%あります。一方で、「年に1回程度」が31%となっています。

住民同士が協力して地域の課題の解決に取り組んでいると思うかについては、「思う・どちらかといえば思う」が20%、「思わない・どちらかといえば思わない」が29%、「どちらともいえない」が47%となっています。

なお、今後してみたい生涯学習活動については趣味、健康に関することが多く、「ボランティア活動」は13%、「地域活動」は7%となっています。

【考察】

学習成果が地域に十分に還元されているとは言えない結果となっており、引き続き、学習者・学習団体に対し、学んだ成果を地域に還元し、さまざまな課題の解決につなげていく意識の涵養を図る必要があります。

また、あわせて、生涯学習施設において地域活動の担い手となる人材の発掘や育成、コーディネートなどにも積極的に取り組み、地域課題解決のための環境づくりに努めていく必要があります。

4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について

1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針

(1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応

ア 計画の進行管理にかかる課題

第5次千葉市生涯学習推進計画では、各施策は順調に進んでいるものの、成果指標の達成につながっていないことが課題になっており、理由として以下のことが考えられます。

- (ア) 網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものになっていません。
- (イ) 生涯学習の理念が広く浸透しておらず、本市が目指すべき姿等が共有されていません。

こうした課題を解消するために、第6次千葉市生涯学習推進計画では以下のことに留意して検討を行うこととしました。

- (ア) 本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた成果指標を設定し、その実現のための計画とします。
 - (イ) 現場の施設や利用団体、利用者、地域への生涯学習の理念の周知に力を入れます。
- #### イ 生涯学習の推進にかかる課題
- (ア) 生涯学習に関する情報提供をより充実させる必要があります。
 - (イ) 学習環境・施設の充実を図る必要があります。
 - (ウ) 市民同士が学びあい、地域課題の解決に資する多様な学習機会の充実を図る必要があります。
 - (エ) 地域のリーダーやボランティアの発掘、人材育成に力を入れる必要があります。

(2) 第5次千葉市生涯学習推進計画からの継承

これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法第3条で規定されている生涯学習の理念「一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」をめざした計画を継承しており、第6次千葉市生涯学習推進計画においても基本的に継承します。

また、急速に変化する社会において、新しい時代の課題に対応するため、「あらたな視点」を取り入れるとともに、「策定において留意すべき事項」を踏まえ、市民の学びを支え、その成果を適切に生かせる環境づくりをめざします。

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点

- (1) インターネットが生活のオプションから、生きていくための情報を得るツールとなった時代において、ICT*機器を利用できる者とできない者の格差（デジタルデバイド）の解消を図ります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る生涯学習の視点が重要となり、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあったりする機会の充実を図ります。
- (3) 本市では、持続可能なまちづくりを目指し、持続可能な開発目標（SDGs*）の達成に向けた取組を推進しています。SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」では、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とされており、この目標達成に貢献するとともに17の目標すべてのゴールを意識した施策を展開します。
- (4) 公民館が身近な地域活動拠点としての機能をより一層発揮するため、社会教育主事*有資格者の更なる活用や社会教育士*との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。

3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項

- (1) 目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討します。
- (2) 「学びはじめ」から「学習機会の提供を受けた学習活動」を経て「学習成果の活用によるコミュニティづくり」が実現できる環境づくりを引き続き継承します。
- (3) 集まって講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえます。個人が自由に利用できる場の考え方も求められます。
- (4) 公民館などの社会教育施設で、子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育むうえで重要です。
- (5) 地域の多様な人たちが相互に理解しあい、共生できる環境をつくるうえで、学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要です。
- (6) 人生100年時代であり、高齢者や障害者も心身の健康を保持しながら、必要な時に必要な学びを通じ成長し、活動することが求められます。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大によって、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」が広まりつつありますが、「対面による学び」の組み合わせにより、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものになります。
- (8) 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要です。
- (9) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、国連サミットで採択されたSDGsを踏まえた取組を進めます。

本市の生涯学習自体の持続可能性という観点からは、すべての人々に生涯学習の機会を促進するとともに、学んだ成果が地域に還元され、様々な課題の解決が図られることや、循環型社会*をテーマとした展示や講座の実施など、持続可能な社会の実現に向けた取組への理解の浸透を図ります。

5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像

以上を踏まえ、全体像を以下のとおり整理します。

まず、計画の性格については、生涯学習の目指すべき目標・施策展開の方向性を定めた基本計画部分と、それを実現するための基本施策・具体的な事業を定めた実施計画部分（アクションプラン）の2つの要素を持った計画とします。

■目指すべき姿■

一人ひとりが 学びを通して成長し
みんなが輝くまち 千葉市

■計画目標■

新しい時代の市民の学びを支え、
生活や地域・社会に生かし、
多様な主体と連携・協働を図り
持続可能な社会を形成できる環境をつくる

施策展開の方向性 1

学習活動の きっかけと場の提供

市民の学びはじめをお手伝いします。

施策展開の方向性 2

多様な 学習機会の充実

多種多様な学びの機会を確保し、
市民の学習活動を支援します。

施策展開の方向性 3

学習を生かした 活力あるコミュニティづくり

学びによって得た知識や経験が
社会に還元され、持続可能で活力
あるコミュニティの形成を目指し
ます。

目標は「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる」とします。

その目標を達成するため「学習活動のきっかけと場の提供」「多様な学習機会の充実」「学習を生かした活力あるコミュニティづくり」を3つの施策展開の方向性として設定します。また、それらの方向性を推し進めるため7つの基本施策を設定し、目標の達成を目指します。

基本施策1-1
生涯学習の普及啓発

市民に学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。

アクションプラン3事業(12項目)

基本施策1-2
学習環境の整備

学びに興味を持った市民が学習活動をはじめるにあたって、快適で参加しやすく、新しい時代に合った学習環境の整備を行うとともに、子どもや若者をはじめ、あらゆる世代が利用しやすい環境づくりに努めます。

アクションプラン4事業(13項目)

基本施策2-1
郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供

郷土や地域に対する理解と愛着を深めるため、本市の歴史・文化資源を活用するとともに、地域に密着した資源も活用した学習機会を提供します。

アクションプラン9事業(15項目)

基本施策2-2
市民ニーズに対応した学習機会の提供

多様化する社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するとともに、すべての市民が必要な時に必要な学びができる、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。

アクションプラン9事業(11項目)

基本施策2-3
現代的課題に対応する学習機会の提供

急速に変化する社会において、新たな時代の課題に対応し、生命やくらしを守る学習や、持続可能なコミュニティづくりにつながる学習の機会を提供します。

アクションプラン8事業(13項目)

基本施策3-1
地域の担い手となる人材の発掘・育成

地域における学習活動の活発化を図るため、リーダーやファシリテーター、ボランティアなどの人材を発掘・育成します。

アクションプラン5事業(9項目)
(再掲1事業1項目含む)

基本施策3-2
市民の参加・協働による学習成果の活用

学んだ成果が地域に還元され、様々な課題の解決が図られることで、持続可能なコミュニティの形成につながるよう、活用方法や機会を提供します。

アクションプラン6事業(12項目)

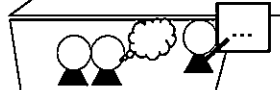
～目指すべき姿～

～一人ひとりが 学びを通して成長し、
みんなが輝くまち 千葉市～

■ 計画目標 ■

新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる

地域の課題を発見し
解決する力を身に付けます



2

方向性2 多様な学習機会の充実

多種多様な学びの機会を確保し、市民の学習活動を支援します。

- 2-1 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供
- 2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供
- 2-3 現代的課題に対応する学習機会の提供

「学び」と「活動」の
循環サイクル

学習活動を通じて「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環を目指します。

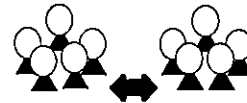
3

方向性3 学習を生かした活力あるコミュニティづくり

学びによって得た知識や経験が社会に還元され、持続可能で活力あるコミュニティの形成を目指します。

- 3-1 地域の担い手となる人材の発掘・育成
- 3-2 市民の参加・協働による学習成果の活用

市民が自ら学んだ成果を
地域・社会に還元します



生涯学習の意義に気づきます

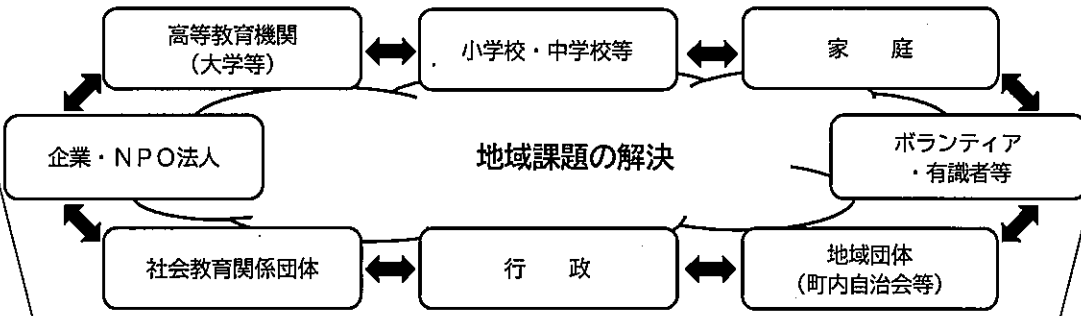
1

方向性1 学習活動のきっかけと場の提供

市民の学びはじめをお手伝いします。

- 1-1 生涯学習の普及啓発
- 1-2 学習環境の整備

千葉市の生涯学習を支える連携・協働イメージ



各論

目次

1	学習活動のきっかけと場の提供	139
2	多様な学習機会の充実	146
3	学習を生かした活力あるコミュニティづくり	161

各論の見方

1 全体構成

各論は3つの「施策展開の方向性」、7つの「基本施策」で構成し、基本施策ごとに「成果指標」及び個別具体の事業からなる「アクションプラン」を掲載しています。

2 凡例

1 学習活動のきっかけと場の提供

施策展開の方向性

基本施策1-1 生涯学習の普及啓発

基本施策

成果指標

施策を推進するための目的・目標です。

様々な取組によって、効果・成果を示します。

「現状値（令和3年度）」を基準に、「中間目標（令和9年度）」を設定し、各年度の進捗管理を行います。

アクションプラン

目標を実現するための手段として、個別具体の事業を示します。

アクションプラン名

計画期間中の事業展開

関連する成果指標のNo.

No.1 ○○○○の推進

1 2

<1>新しい○○○の整備【新規】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に基づき、○○○○○○○○○○を新たに整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○新しい○○○の整備					
検討 (令和4年度状況)	基本設計	実施設計	整備工事	整備工事	開館

○○○○課

※和暦西暦対応表

令和4年	2022年	令和5年	2023年	令和6年	2024年
令和7年	2025年	令和8年	2026年	令和9年	2027年

※ アクションプランにおける各年度の数値は目標数値であり、今後の社会情勢等の状況により変更することもあり、確定したものではありません。

1 学習活動のきっかけと場の提供

基本施策1-1 生涯学習の普及啓発

施策の方針

市民に学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
1	生涯学習イベント延べ来場者数	30,343人	83,400人
		まなびフェスタ* 他(※)	

(※) 生涯学習センター、科学館、加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター、図書館のイベント延べ来場者数

参考指標 (第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標)

- ①生涯学習に関心のある市民の割合 【現状値(令和3年度) 84.1%】
(千葉市生涯学習基礎調査)
- ②生涯学習に関する情報が充実していると感じる市民の割合 【現状値(令和3年度) 22.9%】
(千葉市生涯学習基礎調査)

アクションプラン

No.1 学習のきっかけづくりとなる生涯学習イベントの開催

①

<1>まなびフェスタ【継続】

公募団体等による講座・体験教室、展示ステージ発表、コンサート、映画上映会など、子どもから大人まで参加できるイベントを開催します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2>公民館文化祭【継続】

生涯学習の意義や学びの楽しさを公民館文化祭を通じてPRします。これにより、地域における学習意欲の向上、課題解決への取組の促進を図ります。

生涯学習振興課（公民館）

<3>科学フェスタメインイベント【継続】

市民が日常生活の中で科学・技術を身近に感じることでできる総合的な科学・技術の祭典として「科学フェスタメインイベント」を科学館で開催します。

生涯学習振興課（科学館）

<4>縄文春・秋まつりなどのイベント内での実施【継続】

体験学習（勾玉・組ひも・貝輪づくりなど）や、博物館・史跡公園内の見学などを実施します。

文化財課（加曾利貝塚博物館）

<5>郷土の歴史に興味を持つきっかけづくりとなるイベントの実施【継続】

体験学習用の鎧やむかしの着物を活用したイベントを開催するほか、昔あそび体験や市内の史跡等をめぐる歴史散歩などを行います。

文化財課（郷土博物館）

<6>まいぶん古代体験教室【継続】

実際に勾玉などをつくることを通して、古代の人々に興味を持ってもらい、埋蔵文化財への理解を深めるきっかけとします。

文化財課（埋蔵文化財調査センター）

<7>市民講座、企画展示等の実施【継続】

図書館での学びのきっかけとなる市民講座や読書まつりなどのイベント、図書館資料を使った企画展示を実施します。

中央図書館情報資料課
各地区図書館

No.2 学ぶ場と学ぶための情報提供の充実【拡充あり】

①

<1> SNS等の活用、市以外が実施する講座情報の収集・提供【継続】

ホームページやSNSも活用し、講座情報を発信します。

生涯学習広場にて、近隣大学その他の社会教育施設等の講座や資格取得に関する情報を提供します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2> SNSを活用した講座情報の提供【拡充】

SNSを活用し、公民館主催講座の情報を発信します。

市政だよりや公民館情報誌、公民館だよりなどの発行により、学ぶための情報を提供します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○SNSを活用した公民館主催講座の情報発信					
2館 (令和4年度状況)	公民館統一 アカウントの開設	実施	実施	実施	実施

生涯学習振興課（公民館）

<3> SNSを活用したイベントの配信【継続】

千葉市図書館FacebookやTwitterにより、企画展示、講演会、おはなし会など学びのきっかけとなるイベント情報を配信します。

中央図書館管理課
中央図書館情報資料課
各地区図書館

<4> オンラインを活用した科学館リニューアル展示の紹介【拡充】

リニューアルされた展示物について、オンラインを活用して紹介することで、科学館のPRにつなげるとともに、最新の科学技術への興味の涵養を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○オンラインを活用したコンテンツ数（イベントや講座の配信も含む）					
12コンテンツ (令和4年度状況)	15コンテンツ	18コンテンツ	21コンテンツ	24コンテンツ	27コンテンツ

生涯学習振興課（科学館）

No.3 eラーニング*の普及事業の実施

<1> eラーニング普及事業の実施【継続】

生涯学習センターの館内において、民間事業者と連携したオンライン動画学習サービスを提供します。タブレットの貸出も実施します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

1 学習活動のきっかけと場の提供

基本施策1-2 学習環境の整備

施策の方針

学びに興味を持った市民が学習活動をはじめるとあって、快適で参加しやすく、新しい時代に合った学習環境の整備を行うとともに、子どもや若者をはじめ、あらゆる世代が利用しやすい環境づくりに努めます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
2	生涯学習施設延べ利用者数	1,161,879人	2,032,500人
		生涯学習センター 他(※)	
3	生涯学習センターの施設稼働率	47.7%	63.0%
		生涯学習センター	
4	公民館の施設稼働率 (調理室を除く)	39.0%	53.0%
		公民館	

(※) 生涯学習センター、公民館、科学館、加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター、旧生浜町役場*、ゆかりの家・いなげ の延べ利用者数

参考指標(第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標)

①市の生涯学習施設が5年前よりも利用しやすくなったと考える市民の割合

(千葉市生涯学習基礎調査)

【現状値(令和3年度) 42.5%】

②生涯学習施設を年1回以上利用したことのある市民の割合

(千葉市生涯学習基礎調査)

【現状値(令和3年度) 64.8%】

アクションプラン

No.1 生涯学習施設等の利用環境の充実【新規あり・拡充あり】

2 3 4

<1>生涯学習センターのWi-Fi環境の整備【継続】

施設利用者の利便性や学習環境の向上のため、貸出施設（諸室）のほか、館内に無線LANによるインターネット接続環境を整えます。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2>公民館のWi-Fi環境の整備【継続】

施設利用者の利便性や学習環境の向上、オンラインを活用した講座の実施のため、Wi-Fi環境を全公民館においてすべての諸室に整備します。

生涯学習振興課（公民館）

<3>科学館のWi-Fi環境の整備【新規】

施設利用者の利便性や科学館内で実施する講座における学習環境の向上のため、Wi-Fi環境を整備します。

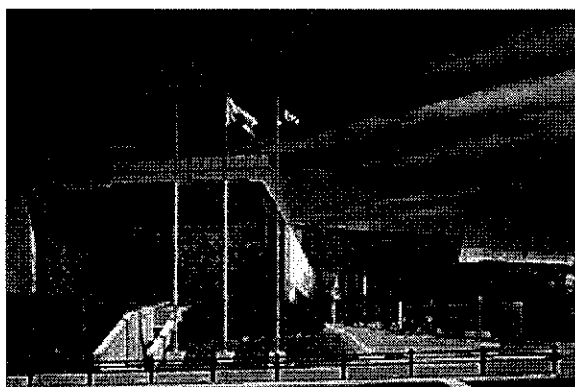
現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○科学館のWi-Fi環境の整備					
未整備 (令和4年度状況)	一部整備	一部整備	一部整備	一部整備	一部整備

生涯学習振興課（科学館）

<4>図書館のWi-Fi環境の整備【継続】

利用者自らによるインターネット上の資料検索や収集を可能とすることで図書館における学習機会の充実を図ります。

中央図書館管理課



中央図書館・生涯学習センター

<5>生涯学習センターのオンライン講座の充実【継続】

主催講座としては、効果的なオンライン講座を企画・実施します。また、デジタルデバイドの解消を目指したメディア学習講座を実施します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<6>公民館のオンライン講座の充実【拡充】

オンラインを活用して、公民館から受講者への配信や近隣施設または連携する公民館へサテライト配信するなど、直接会場に行かなくても受講できる講座を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○オンライン講座の充実					
46 講座 (令和4年度状況)	64 講座	82 講座	100 講座	100 講座	100 講座

生涯学習振興課（公民館）

<7>科学館の安定した運用とサービスの充実【拡充】

プラネタリウムの安定的な運用に向けて、全天周デジタル映像システムを最新の仕様に更新します。また、惑星投影機の更新についても検討します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○プラネタリウムの全天周デジタル映像システムの更新					
運用 (令和4年度状況)	運用	更新	運用	運用	運用

生涯学習振興課（科学館）

No.2 子どもの居場所づくりの推進【拡充あり】

24

<1>どこでもこどもカフェ、プレーパークの実施【拡充】

信頼できる大人が見守る中、子どもが自由に過ごすことができる地域の安全・安心な居場所として「どこでもこどもカフェ」及び「プレーパーク」を拡充します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○どこでもこどもカフェ					
15 か所 (令和4年度状況)	16 か所	17 か所	18 か所	19 か所	20 か所
○プレーパーク					
11 か所 (令和4年度状況)	12 か所	13 か所	14 か所	15 か所	16 か所

こども企画課

<2>公民館自習室の開放【継続】

子どもの安全・安心な居場所づくりの一環として、公民館の空きのある諸室やロビーを自習室として開放します。

生涯学習振興課（公民館）

No.3 生涯学習施設の老朽化への対応【新規あり】

234

<1> 社会教育施設保全計画の策定【新規】

学習活動や地域活動の拠点となる施設を提供し、市民の学習活動や生きがいづくりを通じて持続可能なまちづくりを目指すため、公民館及び図書館施設の計画的保全及び再整備を行う保全計画を策定します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○社会教育施設保全計画の策定					
— (令和4年度状況)	検討	検討	策定	計画に基づく 事業実施	計画に基づく 事業実施

生涯学習振興課
中央図書館管理課

<2> 千城台公民館・若葉図書館の再整備【新規】

生涯学習環境を改善するために、老朽化した千城台公民館および若葉図書館を複合化して、建て替えを行います。

また、公民館の主催講座やサークル活動における図書資料の活用をはじめ、公民館で育成した人材の図書館での活用、施設の相互利用の促進を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千城台公民館・若葉図書館の再整備					
検討 (令和4年度状況)	基本計画 策定	令和5年度に策定する基本計画において、具体的な整備スケジュールを記載。			

生涯学習振興課
中央図書館管理課
若葉図書館

<3> 生涯学習施設の改修・修繕【継続】

生涯学習施設の老朽化した施設・設備の改修・修繕を行います。

生涯学習振興課
文化財課
中央図書館
各地区図書館

No.4 公民館の改修

24

<1> 公民館のバリアフリー化【継続】

だれでもが利用しやすい公民館を目指し、バリアフリー化を進めます。

生涯学習振興課

2 多様な学習機会の充実

基本施策2-1 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供

施策の方針

郷土や地域に対する理解と愛着を深めるため、本市の歴史・文化資源を活用するとともに、地域に密着した資源も活用した学習機会を提供します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
5	郷土の理解を深める講座受講者数	2,711人	4,500人
		公民館、加曾利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター	
6	身近な地域の理解を深める講座受講者数	3,047人	4,100人
		公民館	

参考指標 (第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標)

①郷土の歴史や文化財に愛着を感じる市民の割合
(千葉市生涯学習基礎調査)

【現状値 (令和3年度) 42.7%】

アクションプラン

No.1 郷土や身近な地域の理解を深める講座・事業の充実

56

<1> 加曽利貝塚など縄文時代の理解を深める講座・事業【継続】

初級者から上級者まで、段階に合わせた考古学講座を実施します。また、体験学習型の講座も実施するほか、学校と連携した取組を検討します。

また、加曽利貝塚発掘調査の成果をいち早く公表するための現地説明会の開催や加曽利貝塚をはじめとする市内の発掘調査の成果や近年の研究成果を遺跡発表会で公表します。

文化財課（加曽利貝塚博物館・埋蔵文化財調査センター）

<2> 千葉氏など郷土の歴史の理解を深める講座・事業【継続】

企画展と関連した内容の講座や市内大学等と共催による講座などを実施します。また、館外へ展示パネルを貸し出したり、ホームページやSNSを用いての情報発信に努めるなど、市民が郷土の歴史に触れる機会を増やします。また、子どもたちの郷土史への理解や関心を高めるため、出前授業やワークシートの作成などを行います。

埋蔵文化財調査センターや郷土博物館、生涯学習センターなどで市内の埋蔵文化財に関する展示、講座を実施します。

文化財課（郷土博物館・埋蔵文化財調査センター）

<3> 千葉氏ゆかりの地への案内看板設置【継続】

市内外の方が、都市アイデンティティの柱の一つである千葉氏を知る「きっかけ」づくりのため、市内の千葉氏ゆかりの地に案内看板を設置します。

文化財課

<4> 身近な地域の理解を深める講座・事業の充実【継続】

公民館において、郷土や地域に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図るため、地域に密着した資源を活用した講座等を実施します。

生涯学習振興課（公民館）

No.2 特別史跡加曾利貝塚の魅力向上

⑤

<1>新博物館の整備【継続】

令和4年2月に策定した「特別史跡加曾利貝塚新博物館基本計画」に基づき、縄文文化*とSDGsを学ぶことができる博物館を新たに整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○新博物館の整備					
要求水準書等 作成 (令和4年度状況)	事業者選定	基本設計 実施設計	実施設計 整備工事	整備工事	整備工事

文化財課

<2>史跡の整備【継続】

平成31年2月に策定した「特別史跡加曾利貝塚グランドデザイン」に基づき、史跡来訪者の利便性向上を図るとともに、縄文時代の景観復元を目指した整備を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○史跡の整備					
第一期整備 (令和4年度状況)	第一期 整備完了	第二期 基本計画	第二期 基本設計	第二期 実施設計	第二期 整備

文化財課

No.3 縄文文化調査研究の推進

<1>特別史跡加曾利貝塚の究明に向けた発掘調査【継続】

計画的な発掘調査を進めるとともに、現地説明会や博物館での速報展示等を通じ、その成果を広く発信します。

文化財課（埋蔵文化財調査センター）

<2>縄文時代の文化や社会に関する研究【継続】

東京湾岸の大型貝塚群*を起点に、専門研究の深化と諸分野との共同研究を推進します。また、SDGsの視点から縄文文化や加曾利貝塚の価値を捉える研究を進めます。

文化財課（加曾利貝塚博物館・埋蔵文化財調査センター）

No.4 千葉氏をはじめとする郷土の歴史に関する企画展の実施

<1>千葉氏をはじめとする郷土の歴史に関する企画展の実施【継続】

千葉氏をはじめとする郷土の歴史について市民の興味関心を高めるため、魅力的な企画展を計画的に開催します。

文化財課（郷土博物館）

No.5 千葉氏に関する調査研究の推進【拡充あり】

<1>千葉氏に関する史料の調査【拡充】

各地に残されている千葉氏関係の史料を収集・調査し、その成果を開府900年*に合わせ、史料集として刊行します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○史料集の刊行					
調査 (令和4年度状況)	収集史料 整理	史料集 執筆・編集	刊行	調査	調査

文化財課（郷土博物館）

<2>千葉氏関連遺跡等の発掘調査の実施【拡充】

千葉氏の本拠地の解明のため、発掘調査を実施します。また、千葉開府以前の千葉氏の状況を明らかにするため、土気地区の出土資料を整理します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○報告書の刊行					
試掘・資料調査 (令和4年度状況)	発掘調査	発掘調査	整理・概要版刊行	報告書刊行	刊行済

文化財課（埋蔵文化財調査センター）

No.6 郷土博物館の充実

5

<1> 郷土博物館の展示の充実【継続】

千葉氏をはじめとする郷土の歴史がわかる常設展示を実現するため、令和8年の開府900年までに展示リニューアルを行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○郷土博物館の展示の充実					
調査・検討 (令和4年度状況)	設計	展示改修	展示改修・ リニューアル オープン	完了済	完了済

文化財課（郷土博物館）

No.7 千葉市史史料編近現代の刊行

<1> 千葉市史史料編近現代の刊行【継続】

千葉市の近現代に関する史料を収集・調査し、それらの中から、市の歩みにとって重要な史料や特徴を示す史料を掲載した史料集を編集し、刊行します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉市史史料編近現代第2巻の刊行					
編集 (令和4年度状況)	刊行	刊行済	刊行済	刊行済	刊行済
○千葉市史史料編近現代第3巻の刊行					
— (令和4年度状況)	編集	編集	編集	刊行	刊行済

文化財課（郷土博物館）



千葉市立郷土博物館

No.8 文化財の保存・活用の推進

<1>文化財保存活用地域計画の作成【継続】

市内文化財の保存・活用に関する中長期的な基本方針と具体的な事業などを定める文化財保存活用地域計画を作成します。

文化財課

No.9 地域情報サービスの充実【新規あり】

<1>「千葉市民の知」の計画的な集積と発信【新規】

「知」のアーカイブ化*に関する計画を策定し、デジタル資料の提供やインタビュー手法を用いて、隠れたエピソードや失われつつある記憶といった「千葉市民の知」の発掘・記録・発信するとともに、これらの情報をレファレンス*サービスとリンクした活用を推進し、地域情報サービスの充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○アーカイブ化に関する計画の策定、推進					
検討 (令和4年度状況)	計画策定	令和5年度に策定するアーカイブ化に関する計画において具体的な数値目標を確定			

中央図書館情報資料課

2 多様な学習機会の充実

基本施策2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供

施策の方針

多様化する社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するとともに、すべての市民が必要な時に必要な学びができる、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
7	公民館延べ利用者数	634,624人	1,098,000人
		公民館	
8	学習相談者数	3,091人	3,500人
		生涯学習センター、公民館	

参考指標 (第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標)

①公民館の講座の参加者の満足度
(受講者アンケート調査)

【現状値 (令和3年度) 98.0%】

アクションプラン

No.1 文化・芸術学習事業の実施

<1>文化・芸術学習事業の実施【継続】

文化芸術の振興に取り組むため、「文化芸術振興計画」に基づき、各施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

文化振興課

No.2 スポーツ・レクリエーション事業の実施

<1>スポーツ・レクリエーション事業の実施【継続】

スポーツ・レクリエーションを推進するため、「スポーツ推進計画」に基づき、各施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

スポーツ振興課

No.3 科学関連学習事業の実施

7

<1>未来の科学者育成プログラムの充実【継続】

科学に高い興味・関心をもつ小・中・高校生に対し、市内の大学等研究機関や企業などが有する高度な科学技術を体験させることにより、未来の科学者を目指す意欲を高めます。

生涯学習振興課

<2>シニア科学講座の実施【継続】

シニア・シルバー世代が科学への興味・関心を高め、科学に親しめるように、いきいきセンター・プラザなどの市内各施設を会場として、出前講座を実施していきます。

生涯学習振興課

<3>科学関連学習事業の実施【継続】

生涯学習センターにて、科学都市戦略事業方針に基づき、現代的課題学習として科学関連学習講座を開催します。

また、公民館において、幅広い年代に対して、科学・技術に親しみを持ち、理解を深めることのできる学習機会を提供します。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

No.4 青少年教育・少年教育事業の実施

7

<1>主催講座の実施【継続】

生涯学習センターでは、現代的課題学習の一環として、青少年・少年教育に関連する講座を開催します。また、高等学校演劇発表会の支援も行います。

公民館では、子どもや若者に対して学校や家庭では体験できない体験学習・工作等の学習機会を提供します。

南部青少年センターでは、小中学生を対象に工作・料理など体験活動を重視した講座を開催し、異年齢の交流を通して青少年の健全な育成を図ります。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館・南部青少年センター）

No.5 電子書籍*サービスの充実【拡充あり】

<1>電子書籍サービスの充実【拡充】

新たな時代の「学び」を支援するため、コンテンツの充実や子ども読書活動の推進を図り、電子書籍サービスを充実します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○電子書籍サービス					
拡充 (令和4年度状況)	毎年度作成する事業計画において、具体的な拡充目標を設定				

中央図書館情報資料課

No.6 レファレンスサービスの充実

<1>レファレンスサービスの充実【継続】

中央図書館に法律・経済等のオンラインデータベースを導入し、専門性の高いレファレンス機能の充実及び情報提供サービス機能の向上を図ることを通じて、市民の知的活動を支援します。

中央図書館情報資料課

No.7 多様な主体による学習活動の推進

<1>生涯学習センター、公民館において多様な主体と連携した事業の実施【継続】

大学、民間企業、NPO、社会教育関係団体*等の多様な主体と連携し、それぞれの専門性を生かした講座等を開催します。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

No.8 公民館への社会教育主事有資格者配置【拡充あり】

78

<1> 公民館への社会教育主事有資格者配置【拡充】

社会教育活動の活発化や、地域住民からの相談対応の充実を図るため、公民館における社会教育主事有資格者の配置を進めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○社会教育主事有資格者数					
29人 (令和4年度状況)	32人	35人	38人	41人	44人

生涯学習振興課（公民館）

No.9 学習相談の充実

8

<1> 学習相談の充実【継続】

生涯学習センターでは、最新の生涯学習情報を収集し、相談者への確かな情報提供を行います。また、相談者の学習活動が発展するよう、きめ細かい助言を行います。

公民館では、学習活動を行う中での問題や悩みについて、学習情報を提供するなど、解決へ向けた助言を行います。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）



千葉市電子書籍サービス

2 多様な学習機会の充実

基本施策2-3 現代的課題に対応する学習機会の提供

施策の方針

急速に変化する社会において、新たな時代の課題に対応し、生命や暮らしを守る学習や、持続可能なコミュニティづくりにつながる学習の機会を提供します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
9	現代的課題に対応する主催講座 受講者数	3,990人	4,300人
		生涯学習センター、公民館	

アクションプラン

No.1 生命や暮らしを守る学習の充実【拡充あり】

9

<1> 生命や暮らしを守る講座の実施【継続】

生涯学習センターにおいて、防災意識を高めるため、また健康的な生活を送るためや、自立した消費者として安心安全な生活を営むための学習機会を提供します。

また、公民館において、防災・環境教育・健康・消費生活トラブルなど、生命や生活を守るための学習機会を提供します。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

<2> デジタルデバイドの解消【拡充】

生涯学習センターにおいて、ICTリテラシー*向上のため、スマートフォン・パソコンや各種サービスの使い方など幅広いニーズに対応した講座を実施します。

また、公民館において、特に高齢者のICTリテラシー向上のため講座を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○ICTリテラシー向上のため講座の実施					
実施 (令和4年度状況)	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

No.2 子ども達の放課後対策【拡充あり】

<1> アフタースクール*事業の推進【拡充】

児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室*を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○アフタースクール設置校数					
24校 (令和4年度状況)	34校	44校	54校	64校	74校

生涯学習振興課

<2> 放課後子ども教室の実施【継続】

小学校の放課後において、学校施設を活用して地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験活動を実施します。

生涯学習振興課

No.3 家庭教育支援事業の実施

<1> 家庭教育支援チーム*【継続】

子育てに関する情報や学習機会の提供などの活動を行い、家庭と地域、関係機関のつながりづくりを支援します。

生涯学習振興課

<2> 子育てママのおしゃべりタイムの実施【継続】

子育てサポーター*や家庭教育アドバイザーが、子育てに関する悩みや不安をもつ親の相談に応じ、子育て仲間づくりを支援します。

生涯学習振興課（公民館）

No.4 子ども読書活動の推進

<1> 子ども読書活動の推進【継続】

子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けることができるよう「子ども読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた取組、家庭・地域・学校と連携した取組を計画的に推進します。

中央図書館管理課

No.5 高齢化社会に対応した学習支援

9

<1> 生きがいづくり・仲間づくり、健康・福祉に関する講座の開催【継続】

生涯学習センターでは、生きがいづくり・仲間づくりや健康・福祉に関する講座を開催します。認知症・遺産相続・健康等のテーマも扱います。

公民館では、健康増進や生きがいのある生活を送るため、公民館において、生きがいづくり・仲間づくりや健康・福祉に関する講座を開催します。

いきいきプラザ、センターでは、単なる知識の習得に留まらず、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供します。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）
高齢福祉課

No.6 公民館の機能強化【新規あり・拡充あり】

9

<1> 地域課題解決に向けた講座及び相談支援体制の充実【新規・拡充】

公民館において、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、地域の諸団体等と連携しながら地域課題の早期把握に努めるとともに、その解決に資する講座を開催します。

また、各地域における課題解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され循環となるサイクルを構築する相談体制づくりを目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地域課題の解決に向けた講座					
実施 (令和4年度状況)	実施	実施	実施	実施	実施
○相談支援体制の充実（モデル事業実施館数）					
検討 (令和4年度状況)	中核公民館 2館	実施	効果検証	実施	実施
○社会教育主事有資格者数<<再掲>>					
29人 (令和4年度状況)	32人	35人	38人	41人	44人

生涯学習振興課（公民館）

No.7 キャリア教育*・リカレント教育*の推進

9

<1> キャリア教育の推進【継続】

自己の進路・将来を主体的に考えることができる力を育成するとともに、社会的・職業的自立を目指し、児童生徒一人一人のキャリア発達を促す教育活動を推進します。

また、生涯学習センターにて、現代的課題学習の一環として、現役世代を対象としたキャリア教育に関連する講座を開催します。

教育改革推進課
生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2> リカレント教育の推進【継続】

幅広い市民が自らのスキルアップやキャリアアップにつなげられるような「学び直し」の機会提供や仕組みづくりを推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○リカレント教育の推進					
検討・実施 (令和4年度状況)	実施	実施	実施	実施	実施

政策調整課
雇用推進課
生涯学習振興課

<1> 縄文社会の持続可能性に関する講座・事業の展開【継続】

「縄文文化とSDGsを学ぶことができる博物館」を目指して整備を進めている特別史跡加曽利貝塚新博物館で、縄文時代の循環型社会をテーマとした展示や講座を実施します。

文化財課

<2> 科学館におけるSDGsに関する事業の展開【継続】

科学館において、SDGsに関する講座や事業を実施します。貸出し用タブレットを活用し、展示物のAR体験をしながら、SDGsを学ぶ機会を提供します。

生涯学習振興課（科学館）

3 学習を生かした活力あるコミュニティづくり

基本施策3-1 地域の担い手となる人材の発掘・育成

施策の方針

地域における学習活動の活発化を図るため、リーダーやファシリテーター、ボランティアなどの人材を発掘・育成します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
10	指導者養成研修受講者数	550人	630人
		生涯学習センター、公民館	
11	ちば生涯学習ボランティア*センター登録者数	1,872人	2,100人
		生涯学習センター	
12	ちば生涯学習ボランティアセンターにおけるコーディネート件数	341件	380件
		生涯学習センター	

参考指標 (第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標)

①市民のボランティア活動・地域活動への参加状況
(千葉市生涯学習基礎調査)

【現状値(令和3年度) 13.7%】

アクションプラン

No.1 公民館への社会教育主事有資格者配置【拡充あり】《再掲》

<1> 公民館への社会教育主事有資格者配置【拡充】

地域の人材を発掘、育成するためのコーディネーターとして、公民館における社会教育主事有資格者の配置を進めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○社会教育主事有資格者数					
29人 (令和4年度状況)	32人	35人	38人	41人	44人

生涯学習振興課（公民館）

No.2 ボランティアの発掘・育成

11 12

<1> ちば生涯学習ボランティアセンター運営【継続】

ボランティア活動をしたい個人・団体をボランティアセンターにご登録いただき、活動をしてもらいたい組織（学校・公民館・自治会等）をつなげ、活動を支援します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2> 科学館ボランティア【継続】

科学館運営の中で、ボランティアの活動を拡大・多様化・発展的にし、より充実感をもった活動を実施できる体制にします。

また、サイエンスコミュニケーター*としても活動できるよう人材の育成を図ります。

生涯学習振興課（科学館）

<3> 加曽利貝塚博物館ボランティア【継続】

ボランティアガイドを募集し、千葉市におけるボランティア活動の基礎を学ぶとともに、縄文時代全般及び加曽利貝塚などについての専門知識を学ぶための研修を実施します。

文化財課（加曽利貝塚博物館）

<4> 郷土博物館ボランティア【継続】

博物館ボランティア育成のため、必要な知識の習得を目的とした講座を開催するとともに、定例会等の情報交換の機会を提供します。

文化財課（郷土博物館）

<5> 図書館ボランティア【継続】

市が子どもの読書活動の推進を目的に実施する「おはなし会」等の趣旨に賛同し、絵本の読み聞かせや、わらべうた等の活動を行う「地域おはなしボランティア」を育成します。

中央図書館情報資料課

No.3 ボランティアセンター等におけるコーディネートの実施

12

<1> ちば生涯学習ボランティアセンターにおけるコーディネート【継続】

ボランティアがさらに活用されるよう、ボランティアとその支援を必要とする団体・個人のマッチングを行います。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

No.4 団体・グループ活動のリーダーやファシリテーターの養成・育成

10

<1> 指導者養成研修【継続】

生涯学習センターでは、地域活動で求められるコミュニケーション能力や、コーディネート力のある人材育成のための各種研修を実施します。

公民館では、地域の社会教育・生涯学習・地域交流活動を支援するため、研修や養成講座等を実施し、リーダーやファシリテーターとなる人材の養成・育成を図ります。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

No.5 社会教育関係団体の育成

10

<1> 社会教育関係団体の育成【継続】

地域活動への参加のきっかけづくりにもなっているPTAや子ども会等の社会教育関係団体向けの研修を実施するとともに、団体の求めに応じて助言・指導を行います。

生涯学習振興課（生涯学習センター・公民館）

3 学習を生かした活力あるコミュニティづくり

基本施策3-2 市民の参加・協働による学習成果の活用

施策の方針

学んだ成果が地域に還元され、様々な課題の解決が図られることで、持続可能なコミュニティの形成につながるよう、活用方法や機会を提供します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標 (令和9年度)
13	市民自主企画講座受講者数	187人	550人
		生涯学習センター	
14	博物館ボランティアガイドの解説を受けた見学者数	7,517人	33,200人
		加曾利貝塚博物館、郷土博物館	

参考指標（第5次千葉市生涯学習推進計画成果指標）

- ①年2回以上学習成果を地域に還元する団体の割合 【現状値（令和3年度）66.1%】
（千葉市生涯学習基礎調査）
- ②住民同士で地域課題の解決に取り組んでいると考える市民の割合 【現状値（令和3年度）20.9%】
（千葉市生涯学習基礎調査）

アクションプラン

No.1 市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供

13 14

<1>市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供【継続】

地域で活動する市民団体やNPO法人*等から公募した企画による講座や、施設ボランティアによる各種講座を開催します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2>市民自主企画講座の実施【継続】

市内の高校生が企画運営し、解説までを行う「青春プラネタリウム」を上映するイベントを年1回、実施します。

生涯学習振興課（科学館）

<3>加曽利貝塚博物館ボランティア【継続】

史跡公園内及び博物館内の来館者への案内、縄文体験の補助などを行います。

文化財課（加曽利貝塚博物館）

<4>郷土博物館ボランティア【継続】

一般の来館者及び学校や各種団体等からの要望に応じて、博物館内のガイドを実施します。また、着用体験の補助やイベント時の受付・場内整理などを行います。

文化財課（郷土博物館）

<5>地域おはなしボランティアの派遣【継続】

市内の学校、保育施設等団体からの要請により、絵本の読み聞かせやわらべうた等の活動を行う「地域おはなしボランティア」を派遣します。

中央図書館情報資料課

No.2 生涯学習ボランティアの活動場所の提供

<1>生涯学習センター内にボランティア活動スペースを提供【継続】

生涯学習ボランティアが自ら積極的に活動・情報発信できるよう活動場所となるスペースや「ボランティアセンター登録者紹介講座」を実施します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

No.3 千葉市版コミュニティ・スクール*モデル校の拡充【拡充あり】

<1>モデル校の設置【拡充】

これまで本市が設置を進めてきた学校支援地域本部の中心的な組織である地域教育協議会に学校運営協議会の機能をあわせもつように発展させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○モデル校1校による検証					○新規モデル校 2校追加 各区1校 (計6校)

学事課

No.4 学習成果の発表機会の提供

13

<1>まなびフェスタ・ボランティアフェア*【継続】

公募団体等による講座・体験教室・展示ステージ発表を行う「まなびフェスタ」、ボランティアセンター登録者を紹介する「ボランティアフェア」を開催します。

生涯学習振興課（生涯学習センター）

<2>公民館文化祭【継続】

各公民館で日常的に生涯学習活動を行っているサークル・クラブ等の協議会等が主催する「公民館文化祭」の開催を支援します。

生涯学習振興課（公民館）

<3>障害者作品展の開催【継続】

障害者が自らの障害を乗り越え、完成させた作品を公開展示します。

障害者自立支援課

No.5 地域交流・多世代交流事業の実施

<1>地域交流・多世代交流事業の実施【継続】

人と人をつなぐ交流の場として、公民館コンサート等の地域交流事業や伝承遊び講座等の多世代交流事業を実施します。

生涯学習振興課（公民館）

No.6 青少年交流事業の実施

<1>青少年交流事業の実施【継続】

生涯学習センターでは、青少年団体の活動を支援し、青少年の自主的な活動及び多世代交流による健全育成を図るほか、学習成果の発表の場を提供します。

南部青少年センターでは、当センターで活動している青少年や一般団体の学習成果発表の場を提供し、異世代交流を図るとともに、学生ボランティアによるおもてなし企画などを実施します。

生涯学習振興課（生涯学習センター・南部青少年センター）

参考資料

目次

1	参考資料	168
2	用語解説	172

1 参考資料

1 生涯学習施設

施設名称		所在地	備考
生涯学習センター		中央区弁天 3-7-7	中央図書館併設
公民館			
中央区	松ヶ丘	中央区松ヶ丘町 257-2	
	生浜	中央区生実町 67-1	図書室設置
	新宿	中央区新宿 2-16-14	
	宮崎	中央区宮崎 2-5-22	
	葛城	中央区葛城 2-9-2	
	未広	中央区未広 3-2-2	
	椿森	中央区椿森 6-1-11	
	川戸	中央区川戸町 403-1	
	星久喜	中央区星久喜町 615-7	
花見川区	幕張	花見川区幕張町 4-602	図書室設置
	花園	花見川区花園 3-12-8	
	犢橋	花見川区犢橋町 162-1	
	検見川	花見川区検見川町 3-322-25	図書室設置
	花見川	花見川区柏井町 1590-8	
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-32-4	図書室設置
	こてはし台	花見川区こてはし台 5-9-7 (令和5年度移転予定所在地)	花見川図書館併設
	長作	花見川区長作町 1722-1	図書室設置
	朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 1-1-30	図書室設置
	幕張本郷	花見川区幕張本郷 2-19-33	
稲毛区	小中台	稲毛区小仲台 5-7-1	
	黒砂	稲毛区黒砂 2-4-18	
	轟	稲毛区轟町 1-12-3	
	稲毛	稲毛区稲毛 1-10-17	
	千草台	稲毛区天台 3-16-5	図書室設置
	草野	稲毛区園生町 384-93	図書室設置
	山王	稲毛区六方町 55-29	図書室設置
	都賀	稲毛区作草部 2-8-53	図書室設置
	緑が丘	稲毛区宮野木町 1807-3	図書室設置

施設名称		所在地	備考
公民館			
若葉区	千城台	若葉区千城台西 2-1-1	
	更科	若葉区更科町 2254-1	図書室設置
	白井	若葉区野呂町 622-10	若葉図書館泉分館併設
	加曽利	若葉区加曽利町 892-6	
	大宮	若葉区大宮町 3221-2	図書室設置
	みつわ台	若葉区みつわ台 3-12-17	図書室設置
	若松	若葉区若松町 2117-2	図書室設置
	桜木	若葉区桜木 3-17-29	図書室設置
緑区	誉田	緑区誉田町 1-789-49	図書室設置
	椎名	緑区富岡町 290-1	
	土気	緑区土気町 1631-7	
	越智	緑区越智町 822-7	図書室設置
	おゆみ野	緑区おゆみ野中央 2-7-6	
美浜区	稲浜	美浜区稲毛海岸 3-4-1	
	幕張西	美浜区幕張西 2-6-2	図書室設置
	磯辺	美浜区磯辺 1-48-1	図書室設置
	幸町	美浜区幸町 2-12-14	図書室設置
	高浜	美浜区高浜 1-8-3	
	打瀬	美浜区打瀬 2-13	美浜図書館打瀬分館併設
科学館	中央区中央 4-5-1		
南部青少年センター	中央区白旗 1-3-16	みやこ図書館白旗分館併設	
加曽利貝塚博物館	若葉区桜木 8-33-1		
郷土博物館	中央区亥鼻 1-6-1		
埋蔵文化財調査センター	中央区南生実町 1210		
図書館			
中央区	中央	中央区弁天 3-7-7	生涯学習センター併設
	みやこ	中央区都町 3-11-3	
	白旗分館	中央区白旗 1-3-16	南部青少年センター併設
花見川区	花見川	花見川区こてはし台 5-9-7	こてはし台公民館併設 (令和5年度予定)
	花見川団地分館	花見川区花見川 3-31-101	
	みずほハスの花図書館	花見川区瑞穂 1-1	
稲毛区	稲毛	稲毛区小仲台 5-1-1	
若葉区	若葉	若葉区千城台西 2-1-1	
	西都賀分館	若葉区西都賀 2-8-8	
	泉分館	若葉区野呂町 622-10	白井公民館併設
緑区	緑図書館	緑区おゆみ野 3-15-2	
	あすみが丘分館	緑区あすみが丘 7-2-4	
	土気図書室	緑区土気町 1634	
美浜区	美浜図書館	美浜区高洲 3-12-1	
	打瀬分館	美浜区打瀬 2-13	打瀬公民館併設

2 策定体制

(1) 庁内

ア 委員会内の承認・決定手続

生涯学習振興課内協議、教育委員会内の承認
適宜図書館・学校教育部と調整

イ その他の承認・決定手続

市長部局（総合政策局、市民局、こども未来局 等）と調整
政策会議の承認

（計画に掲載する個別の事業の選定、達成指標の設定等：各関連部長の承認）

(2) 有識者からの意見聴取

計画の策定にあたり、学識経験者、経済団体代表、生涯学習及び社会教育の関係者、学校教育の関係者、公募委員等で構成される生涯学習審議会において多様な意見をいただき計画に反映させました。

(3) 市民意見の反映

ア 意識調査

P124～131「3 生涯学習に関する市民の意識について」のとおり

イ パブリックコメント

重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するため、パブリックコメントを実施します。

3 策定経過

	主 な 内 容
令和3年 7月	令和3年度第1回千葉県生涯学習審議会（諮問）
10～11月	千葉県生涯学習基礎調査
12月	令和3年度第2回千葉県生涯学習審議会
令和4年 3月	令和3年度第3回千葉県生涯学習審議会 総合教育会議
5月	総合教育会議 令和4年度第1回千葉県社会教育委員会議
7月	令和4年度第1回千葉県生涯学習審議会
8月	政策会議
12月	令和4年度第2回千葉県生涯学習審議会（答申）
令和5年 2月	パブリックコメント手続き
3月	令和5年千葉県教育委員会会議第3回定例会（計画策定） 第3次千葉県学校教育推進計画・ 第6次千葉県生涯学習推進計画公表

2 用語解説 (50音順)

<あ行>

ICT (アイ・シー・ティー) 【P133、他】
情報通信技術のこと。

Information and Communication Technologyの略。IT (Information Technology) とほぼ同義だが、ネットワーク通信による情報や知識の共有を念頭に置いた表現。

ICTリテラシー (アイ・シー・ティーリテラシー) 【P157】

デジタル機器やソフトウェアで、業務におけるさまざまな用途に活用できるスキルのこと。ICTツールを利用したコミュニケーションをおこなえる能力を指す。

アーカイブ化 【P151】

千葉市の地域史料の原本や地域人材の記憶をデータ化し、誰でもいつでも閲覧できるように情報を公開する。

アフタースクール 【P157】

原則として小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に安心・安全な居場所を提供するとともに、多様な体験・活動の機会を提供する。

eラーニング (イー・ラーニング) 【P141】

時間や場所に関係なく、インターネットなどを介して、必要な知識や技術を習得するための手法・方法。

SNS (エス・エヌ・エス) 【P121、他】

「Social・Networking・Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービス。

SDGs (エス・ディー・ジーズ) 【P133、他】

「Sustainable・Development・Goals」の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す持続可能な開発目標のこと。貧困の根絶、ジェンダー平等、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットを定めている。

NPO法人 (エヌ・ピー・オー法人) 【P165】

「NPO」とは「Non・Profit・Organization」又は「Not・for・Profit・Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てられる。

このNPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき所轄庁に申請をして設立の「認証」を受け、登記して法人格を取得した法人を特定非営利活動法人 (NPO法人) という。

オンライン講座 【P128、他】

インターネット上で受講できる授業、講座。

<か行>

開府900年 【P149、他】

千葉のまちとしての発展は、大治元(1126)年6月1日に千葉常胤の父、常重が大椎から千葉に本拠を移したことに始まるとされる。本市ではこれを「千葉開府」として節目ごとに祝ってきた経緯がある。来る令和8(2026)年は、その開府からちょうど900年目の年にあたる。

科学都市ちば【P122】

千葉市科学都市戦略事業方針（平成23年度策定）により、「こどもから大人まで、すべての市民が、日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる」まちづくりの目指す姿。

加曽利貝塚【P122、他】

直径140mでドーナツの形をした縄文時代中期の北貝塚と、長径190mで馬のひづめの形をした縄文時代後期の南貝塚から成り、隣接する両者を上空から見ると8字形をした、日本最大級の貝塚。

家庭教育【P120、他】

家庭での生活を通して、父母やその他の家族によって行われる教育。子どもの人格形成に重要な役割をもつ。

家庭教育支援チーム【P158】

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等による社会全体での家庭教育支援の必要性に高まりに伴い、文部科学省により設置された組織で、地域の人材で構成される。

家庭教育支援チームは、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進している。

キャリア教育【P159】

「キャリア」という用語は、生涯にわたる経歴、専門的スキルを要する職業についている等、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」は、自立した社会人・職業人となるための、よりよい生き方を支援する教育である。

旧生浜町役場【P142】

旧生浜町の役場庁舎として昭和7年に建築された千葉市内では数少ない昭和初期の洋風建築物のひとつ。近代建築史の変遷を考える上で貴重であることから、千葉市指定有形文化財に指定されている。

現代的課題【P129、他】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要がある課題のこと。

公民館運営審議会【P123】

各区の中核となる公民館に設置されており、15人以内で組織し、公民館長の諮問に応じて公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する諮問機関。

公民館運営懇談会【P123】

各公民館に設置されており、10人程度で組織し、公民館長の要請に応じて公民館活動を支援する機関。

子育てサポーター【P158】

公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談や、子育てに関する悩みや不安をもつ親の相談等に応じるため、子育てについて豊かな経験と見識をもつ青少年相談員等の中から教育委員会が任命する者。

コミュニティ・スクール【P166】

教育委員会から任命された保護者や地域住民の方々が、一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組み。

<さ行>**サイエンスコミュニケーター【P162】**

科学技術分野の情報・知識の普及や、専門家と市民との間に双方向的なコミュニケーションが形成されるよう支援する者をいう。

社会教育【P120、他】

学校教育を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。ただし、個人で行う学習活動は含まれない。

社会教育関係団体【P154、他】

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

社会教育士【P133、他】

令和2年度から始まった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号。新制度下での社会教育主事有資格者は称することができる。旧制度下での有資格者は、必要な新要件科目の一部を習得することにより称することができる。

社会教育主事【P133、他】

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な助言・指導に当たる役割を担う。有資格者が教育委員会の発令を受けることで称することができる。

循環型社会【P133、他】

限りある資源を効率的に利用するとともに、持続可能な形で循環的に利用していく社会のこと。

生涯学習ボランティア【P161、他】

生涯にわたる学習活動を通じて得た知識や技能を、コミュニティづくりのため社会・地域に還元することを目的とするボランティア。

縄文文化【P148、他】

先史時代の日本列島に形成された狩猟採集民の文化。全国各地の海・山・里の食材を利用して、農耕を持たずに定住を実現した我が国の基層文化である。

<た行>**千葉氏【P122、他】**

平安時代の末に千葉のまちの礎を築き、戦国時代まで下総国（現在の千葉県北部一帯）を支配した桓武天皇の血を引く名門武士団。千葉常胤の代には源頼朝を助けて鎌倉幕府の成立に貢献し、全国に所領を得るなど一族は幕府でも屈指の御家人へと成長した。

千葉市科学フェスタ【P122】

科学をキーワードに、対話の中から新たなつながりやアイデアなどが生まれることを目的にした、市民手作りの市民のための様々な催しを含む科学のお祭り。「メインイベント」と「サテライトイベント」、「千葉市科学フェスタ月間」から構成される。

デジタルデバイド【P129、他】

インターネットやパソコン等のICTを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

電子書籍【P154、他】

従来は印刷して図書の形で出版されていた著作物を、電子メディアを用いて出版したもの。インターネットを介してデジタル機器を使用して読める。

東京湾岸の大型貝塚群【P148】

縄文時代の後半にできた大規模な貝層をもつムラの集まり。世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」とともに縄文文化の豊かさを象徴する存在であり、千葉市が分布の中心である。

特別史跡【P122、他】

国が文化財保護法で指定した史跡のうち、学術上の価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるもので、国宝（建造物、美術工芸品、文書などで使われる概念）と同格のもの。

<は行>**ファシリテーター【P135、他】**

会議や研修などの場で、参加者に発言を促したり発言内容を整理したりし、流れをまとめる役割。リーダーのような場をけん引するのではなく、世話人のような役割。

放課後子ども教室【P157、他】

小学校の施設を活用して、放課後の子ども達の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施する。

ボランティアフェア【P166】

千葉県生涯学習センターで毎年11月に開催されるイベント。生涯学習ボランティア活動に対する市民の理解促進、普及・啓発を図り、「ちば生涯学習ボランティアセンター」登録の個人・団体を紹介する。

<ま行>**まなびフェスタ【P139、他】**

千葉県生涯学習センターで毎年12月に開催されるイベント。市民が日頃の成果を発表し、市民の相互学習の場、交流の場とするとともに、市民による生涯学習活動の普及・啓発を図る。

<ら行>**リカレント教育【P159】**

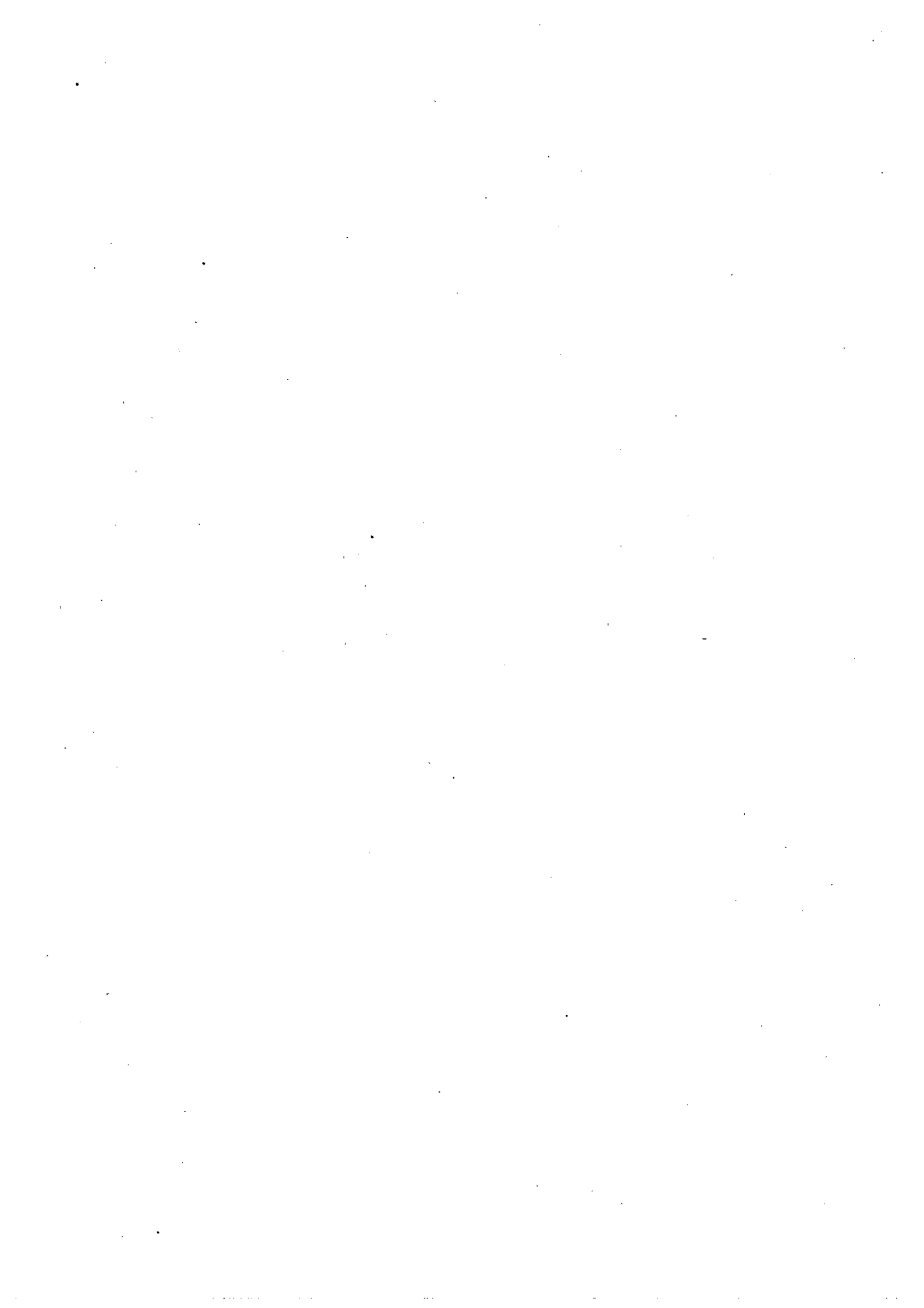
生涯にわたって教育と労働、余暇などの諸活動を交互に行うこと。日本では、仕事を休まず学び直すスタイルも含まれ、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。

レファレンス【P151、他】

調べたいことや探している資料など、利用者からの質問について、必要な資料・情報を案内するサービス

<わ行>**Wi-Fi（ワイ・ファイ）【P126、他】**

無線でネットワークに接続する、無線LANの規格のひとつ。スマートフォンやパソコン、家電などの機器をインターネット等のネットワークにつなぐことができる。





第3次千葉市学校教育推進計画
第6次千葉市生涯学習推進計画

編集・発行 千葉市教育委員会事務局
学校教育部 教育改革推進課
生涯学習部 生涯学習振興課

令和5年3月発行

~~~~~

## 議 案 説 明

第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

